議議議議議議議議議議議議議議議

# 平成18年6月5日(月曜日)第2回定例会

〇出席	議員	(21	1名)	)												
	1番	亲	Я	宮	征		_	議員		2番	12	Ė	藤		Š	段
	3番	甲	鳥	田	俊		廣	議員		4番	<b>†</b> .	某	津	博	-	±
	5番	7	<b>t</b>	村	寿	太	郎	議員	(	6番	朴	公	田		Ę	孝
	7番	ž	首	倉	謙	太	郎	議員	;	8番	7	5	Ш	忠	事	轰
	9番	金	\$	木	賢		也	議員	1 (	0 番	ŧ	世元	木	春	7	吉
1	1番	朴	白	倉	信		_	議員	1 :	2番	Ę	<b>5</b>	橋	勝		文
1	3番	禹	<b>5</b>	橋	秀		治	議員	1 4	4番	12	Ė	藤	良	_	_
1	5番	12	Ė	藤	暘		子	議員	1 (	6番	J		越	孝	5	男
1	7番	Þ	7	藤			明	議員	1 8	8番	<b></b>	ß	須		Ŧ	念
1	9番	12	Ė	竹	敬		_	議員	2 (	0番	į	袁	藤	聖	f	乍
2	1番	信	₽	藤	忠		男	議員								
○欠席	議員	(なし	J)													
○説明				き者の	職氏行	宫										
佐		誠	六	市		-	長		荒	木		恒	助			役
安	孫子	勝	_	収		λ	役		大	谷	昭	男	教	育多	5 員	長
奥	Щ	幸	助	選 委	学管理 員		<b>員会</b> 長		佐	藤	勝	義	農	業委員	員会 ⋬	会長
那	須	義	行		総 務 課 管理委員		,		片	桐	久	志	総合政策課			果長
秋	場		元		合 政				菅	野	英	行	総合政策課行財政 改革推進室長			
尾	形	清	_		合政策 Z地推				Ξ	瓶	正	博	税	務	課	長
有	Ш	洋	_		民生				浦	Ш	邦	憲	建	設	課	長
			_		建 設		課			-				<b>緑・</b> ゼ		
柏	倉	隆	夫		市整				犬	飼	_	好		推進		
佐	藤		昭		水i					系子	政	_	農	_林_	課	長
兼		善	男		工観				斎	藤	健	_	-	康福		
鈴	木	英 良	雄	会	計院	課			荒芳	川賀	貴	久 幸		道事 『		
兼	子	R	_	1四	17元 ≒	<b>尹</b> 47	<b>5</b> TX		ħ	貝	友	<del>+</del>		₽ 校教		
熊	谷	英	昭		校教				菊	地	宏	哉		導推:		
エ	藤	恒	雄	生活	涯学習 長 興	スポ <sup>・</sup> 課			安孔	系子	雅	美	監	查	委	員
宇	野	健	雄	監 事		委局	員 長		清	野		健		業 委 ፤ 務 /		
○事務	局職員	員出席	諸													
鹿	間		康	事	務	局	長		安	食	俊	博	局	長	補	佐
渡	辺	秀	行	総	務	主	查		大	沼	秀	彦	総	務	係	長

議事日程第1号

第2回定例会

平成18年6月5日(月)

午前9時30分開議

開 会

日程第 1 会議録署名議員指名

- " 2 会期決定
- " 3 諸般の報告
  - (1)定例監査結果等報告について
  - (2)第115回山形県市議会議長会定期総会の報告について
  - (3)第58回東北市議会議長会定期総会の報告について
  - (4) 第82回全国市議会議長会定期総会の報告について
- " 4 行政報告
  - (1) 平成19年度国県に対する重要事業の要望事項について
  - (2) 平成17年度寒河江市土地開発公社決算及び平成18年度寒河江市土地開発公社予 算について
  - (3) 平成17年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成18年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について
  - (4)月山観光開発株式会社の営業状況の報告について
  - (5)株式会社チェリーランドさがえの営業状況の報告について
- " 5 全国市議会議長会表彰状及び感謝状伝達
- " 6 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 7 報告第3号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- " 8 報告第4号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ッ 9 報告第5号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- \* 10 報告第6号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- " 11 報告第7号 平成17年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- " 12 報告第8号 平成17年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- # 13 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する 条例)
- 14 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改 正する条例)
- 15 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例)
- # 16 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市立病院使用料及び手数料条 例等の一部を改正する条例)
- 7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度寒河江市一般会計補正 予算(第1号))

- # 18 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号))
- 日程第19 議第43号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
  - # 20 議第44号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
  - " 21 議第45号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結に ついて
  - # 22 議第46号 市道路線の認定について
  - "23 請願第1号 高金利引き下げに関する意見書の提出を求める請願
  - " 24 請願第2号 消費者金融等の金利引き下げを求める請願
  - 25 請願第3号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書提出の請願
  - 〃 26 請願第4号 教育基本法「改正」案に関わる意見書の提出を求める請願
  - **" 27 議案説明**
  - # 28 質疑
  - # 29 委員会付託
    - 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

# 開 会 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから平成18年第2回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

# 会議録署名議員指名

○新宮征一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、3番鴨田俊廣議員、20番遠藤聖 作議員を指名いたします。

### 会 期 決 定

○新宮征一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。髙橋議会運営委員長。

[ 髙橋秀治議会運営委員長 登壇]

○髙橋秀治議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申しあげます。

本日招集になりました、平成18年第2回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る5月31日午前9時30分から議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数、請願並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から16日までの12日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおりと決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○新宮征一議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの12日間と決定いたしました。

## 第2回定例会日程

平成18年6月5日(月)開会

月	日	時	間		会				議		場	所
6月	5日(月)	午前9時	3 0分	本	会	議	会期活 報告、 状及 委員(	会議録署 決定、諸部 び感謝状伝 の候補者 程、同説明 託	の報告、 会議長会 達、人格 薦、議第	行政 表彰 重擁護 そ・請	議	場
6月	6日(火)			休					会	ŧ		
6月	7日(水)			休					会	ŧ		
6月	8日(木)			休					会	ŧ		
6月	9日(金)	午前9時	30分	本	会	議	_	般	質	問	議	場
6月1	10日(土)			休					숲	₹		
6月1	1日(日)			休					会	₹		
6月1	2日(月)	午前9時	30分	本	숝	議	_	般	質	問	議	場

6月13日(火)	午前9時30分	本	会	議	_		般	質		問	議	場
		総務	子 委 員	会	付	託	案	件	審	查	第2名	議室
6月14日(水)	午前9時30分	文教	厚生委員	員会	付	託	案	件	審	查	第4名	議室
		建設	経済委員	員会	付	託	案	件	審	查	議会図	書室
6月15日(木)		休							会			
6月16日(金)	午前9時30分	本	会	議	議案質疑			呈、委 采決、	員長:	報告、	議	場

### 諸般の報告

- ○新宮征一議長 日程第3、諸般の報告であります。
  - (1)定例監査結果等報告について
  - (2)第115回山形県市議会議長会定期総会の報告について
  - (3)第58回東北市議会議長会定期総会の報告について
  - (4)第82回全国市議会議長会定期総会の報告について
  - 以上の諸般の報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承を願います。

#### 行 政 報 告

- ○新宮征一議長 日程第4、行政報告であります。
  - (1) 平成19年度国県に対する重要事業の要望事項について
  - (2) 平成17年度寒河江市土地開発公社決算及び平成18年度寒河江市土地開発公社予算について
  - (3) 平成17年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成18年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について
    - (4)月山観光開発株式会社の営業状況の報告について
    - (5)株式会社チェリーランドさがえの営業状況の報告について

市長から説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤誠六市長 登壇]

〇佐藤誠六市長 初めに、平成19年度の国県に対する重要事業の要望事項について御報告申しあげます。

国、県に対する重要事業の要望につきましては、西村山地方総合開発推進委員会において各市町の要望事項を取りまとめの上、県との調整をとりながら事業促進を図っていくものであります。

本市の平成19年度の要望事項は、地方分権の推進と地方財源の安定的確保についてなど23件であり、お手元に配付いたしました別冊資料のとおりであります。

次に、平成17年度寒河江市土地開発公社決算及び平成18年度寒河江市土地開発公社予算について 御報告申しあげます。

平成17年度決算についてでありますが、西部地区公民館梺分館建設用地などの取得、造成、処分を行ったほか、寒河江中央工業団地再拡張用地の取得、寒河江みずき団地の処分などを行った結果、当期純利益は573万9,328円となり、平成17年度末における準備金合計は15億3,106万7,734円となっております。

平成18年度予算につきましては、寒河江中央工業団地の第4次造成事業に向け調査に着手するなど、委託事業及び自主事業を積極的に推進することとしております。これらに伴う収益的支出予算として21億1,247万2千円を、また資本的支出予算として31億71万2千円をそれぞれ計上したものであります。

なお、詳細につきましては、お手元の別冊資料のとおりであります。

次に、平成17年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成18年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について御報告申しあげます。

平成17年度決算につきましては、市から委託された7施設を管理運営し、さらに自主事業として各種のスポーツ教室などを開催した結果、施設利用者はおよそ13万人を数え、決算総額は歳入歳出とも5,007万7,945円となりました。

平成18年度予算につきましては、指定管理者の指定を受け、適正な管理を行うとともに、各種事業を実施するため、予算総額6,502万7千円を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、お手元の別冊資料のとおりであります。

以上の2件について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき御報告申しあげます。 次に、月山観光開発株式会社の営業状況について御報告申しあげます。

平成18年2月27日、西川町において第47回定時株主総会が開催され、第47期の貸借対照表、損益計算書などについて審議が行われ、原案のとおり承認可決されました。当期の業績は、売上高1億4,611万5,514円、当期純利益1,447万618円となりましたが、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりであります。

次に、株式会社チェリーランドさがえの営業状況について御報告申しあげます。

平成18年3月27日、チェリーランドさがえ会議室において第16回定時株主総会が開催され、第16期の貸借対照表、損益計算書などについて審議が行われ、原案のとおり承認可決されました。当期の業績は、売上高12億5,533万5,740円、当期純利益2,757万6,537円となりましたが、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりであります。

以上、御報告申しあげます。

#### 質 疑

○新宮征一議長 ただいまの行政報告中、平成19年度国県に対する重要事業の要望事項について質疑 はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成17年度寒河江市土地開発公社決算及び平成18年度寒河江市土地開発公社予算について 質疑はありませんか。川越孝男議員。

○川越孝男議員 3点お尋ねをしたいと思います。

一つは、地価変動等調整引当金廃止をして 4 億4,900万ほど取り崩しなって、決算なっているわけでありますけれども、開発公社の土地というのは一気に売れないために、造成しても長いスパンで処分をするというふうなことで、地価の変動に対応するためにというふうなことでこれまでやってきておったわけでありますけれども、今度この調整引当金がなくなるわけでありますから、処分に当たっての価格のあり方などについてどのようにやっていくのかというふうなことが一つです。

それから、二つ目でありますけれども、もちろんこの調整引当金をなくして、土地の評価替えを毎年やりながらやっていくというふうなことのようであります。それで、この資料を見ますというと、例えばですね、20ページの代替土地など、柴橋の平野の畑などはもう1,153万の評価が、今回の評価替えで496万円になると、半分以下になっていくというふうな状況があるわけでありますけれども、これらの理由はどういうふうな結果、こういうふうに半分以下になっているのかお聞かせをいただきたいということが二つ目です。

それから、三つ目でありますけれども、こういうふうに毎年評価替えをしていくというふうなことになりますというと、今の決算資料も土地等の明細表というのが後段に資料として載っています。期末に面積が幾らで、評価がいくらいくらと。そして、当期中の増減があって期末というふうな形で出るわけでありますけれども、今後評価替えをしていきますというと、原価を割った形の中で評価が出てくるわけでありますけれども、それが次年度には期首にその金額が載って、1年間の増減があって期末というふうになりますというと、その土地が原価幾らかかっているのかというのはわからなくなるわけでありますので、この明細表の方式を、この資料の作成の仕方をぜひ検討していただきたい。

期首残高というのは、面積と金額ありますけれども、と同時にそれぞれの土地について原価が幾らになっているのか、金額だけが載るような形、そして評価をして、評価の結果、また原価を上回ったのか、下回ったのかというようなことがわかるように、これまでですというと、評価をしない段階ですと、全部積算になっていって、それが原価であったわけでありますけれども、ぜひそういうふうなことを御検討いただきたいということを要望含めましてですけれども、このことについても見解だけお聞かせをいただきたい。

以上、3点お尋ねをします。

- ○新宮征一議長 助役。
- ○荒木 恒助役 最初の地価変動の件でありますけども、これは評価替えを行うということで、これ

は時価との差が大きく、差がある場合は、評価替えを行うということで、今後地価変動の引当金は 取らないということにいたしております。

それから、2番目の柴橋の土地の件でありますけども、これは取得したときから、今農地として 周辺の評価を行ったときに、この程度の評価損が出たということでございます。

それから、3番目のこの資料の明細書の掲載の方法でありますけども、これについては内容等を十分調査しなければなりませんけども、議員のおっしゃることについては一応お聞きをしておくということにしたいというふうに思います。

- ○新宮征一議長 ほかにありませんか。佐藤良一議員。
- ○佐藤良一議員 市立病院の北側ですね、あそこに開発公社の土地があるわけであります、市立病院 関連事業というか、それに対してどのようなお考え持っているんでしょうか。

あと白岩、緑町、醍醐の分譲地がまだ広告で売り出しになっておりますけど、この辺の見通しなどはどのようにお考えになっているのかお願いします。

- ○新宮征一議長 助役。
- ○荒木 恒助役 市立病院の市から委託された土地でありますけども、まだ委託された全部の土地を 取得をしたわけではございません。ということで、今後については市の考え方によって市の方に処 分というようになろうかというふうに思います。

あと白岩のさくら団地、それから醍醐の団地については、まだ多少未処分地がありますけども、 常に動いております、常に申し込みもありますので、ここ1年ぐらいでは完売されるんではないか というような見通しを立てております。

- ○新宮征一議長 佐藤良一議員。
- ○佐藤良一議員 市立病院の北側ですね、開発公社、今土地取得しておるわけでありますけども、長年持っていますと、今低金利でありますけど、買ったときの金利などを考えますと、やはり開発公社には重荷のような感じもするわけであります、長年滞積しますと。やはり市でも買うのか買わないのかはっきりして計画を立てる必要があるんじゃないかなと私なりに思うんですけど、市長の考えはどのように思っていますでしょうか。
- 〇新宮征一議長 佐藤市長。
- ○佐藤誠六市長 病院の増改築計画ということで、求めようとしまして公社にお願いしているわけでございますけれども、まだその計画というものが立てられていない状況でございますので、また現今の状況では増改築というのは非常に厳しい中にありますし、あるいは公立病院の広域的な対応というようなものも考えていかなくちゃならないことだろうと、このように思っている中でございますので、市の方で求めるということは、今のところちょっと考えられておりません。

以上です。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成17年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成18年度財団法人寒河江市体育振興 公社予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、月山観光開発株式会社の営業状況の報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、株式会社チェリーランドさがえの営業状況の報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 全国市議会議長会表彰状及び感謝状伝達

○新宮征一議長 日程第5、全国市議会議長会表彰状及び感謝状の伝達であります。

事務局長から申しあげます。

○鹿間 康議会事務局長 それでは、私から申しあげます。

去る5月24日、東京日比谷公会堂において開催されました第82回全国市議会議長会定期総会におきまして、本市議会から佐藤暘子議員、川越孝男議員、内藤明議員が表彰を受けられました。また、全国市議会議長会評議員としての功績に対しまして、新宮征一議員に感謝状が贈呈されておりますので、伝達を行います。

最初に、表彰状の伝達を行います。佐藤暘子議員、川越孝男議員、内藤明議員に議長から伝達を お願いいたします。

佐藤暘子議員、御登壇お願いします。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

○新宮征一議長

表 彰 状

寒河江市

佐藤暘子殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、 第82回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成18年5月24日

全国市議会議長会

会長 国松 誠

代読。おめでとうございました。

〔表彰状授与〕 (拍手)

○鹿間 康議会事務局長 川越孝男議員、御登壇お願いします。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

○新宮征一議長

表 彰 状

寒河江市

川越孝男殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、 第82回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成18年 5 月24日

全国市議会議長会

会長 国松 誠

代読。おめでとうございました。

〔表彰状授与〕 (拍手)

○鹿間 康議会事務局長 内藤明議員、御登壇お願いします。

〔17番 内藤 明議員 登壇〕

○新宮征一議長

表 彰 状

寒河江市

内藤 明殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、 第82回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成18年5月24日

全国市議会議長会

会長 国松 誠

代読。おめでとうございました。

〔表彰状授与〕 (拍手)

○鹿間 康議会事務局長 次に、新宮征一議員に副議長から感謝状の伝達をお願いいたします。

〔1番 新宮征一議員 登壇〕

○伊藤忠男副議長

感 謝 状

寒河江市

新宮征一殿

あなたは全国市議会議長会評議員として会務運営の重責にあたられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第82回定期総会にあたり深甚な感謝の意を表します。 平成18年5月24日

全国市議会議長会

会長 国松 誠

おめでとうございます。

〔感謝状授与〕 (拍手)

〇鹿間 康議会事務局長 以上で、表彰状及び感謝状の伝達を終わります。

## 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

○新宮征一議長 日程第6、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり、委員候補者 1 名の推薦について人権 擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により市長より意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しました。

# 議案上程

○新宮征一議長 日程第7、報告第3号から日程第26、請願第4号までの20案件を一括議題といたします。

#### 議案説明

○新宮征一議長 日程第27、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 初めに、報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申しあげます。

本年3月20日に南部小学校駐車場で発生した車両の損傷事故について示談を行うに当たり、地方 自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、御報告申しあげるものであります。

次に、報告第4号から第6号までの損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について、3 案件とも関連がありますので、一括して御説明申しあげます。

本年1月8日に市内大字西根字高畑地内で、市所有除雪車がブロック塀、庭木などに損害を与えた事故について示談を行うに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、御報告申しあげるものであります。

次に、報告第7号平成17年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し あげます。

第10款教育費において、小学校整備事業費302万4千円及び中学校整備事業費590万2千円を平成18年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申しあげるものであります。

次に、報告第8号平成17年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申しあげます。

平成17年度建設改良事業において、配水管布設事業費3,255万円を平成18年度に繰り越ししたもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申しあげるものであります。

次に、承認第2号から第4号までの専決処分の承認を求めることについて、3案件とも関連がありますので、一括して御説明申しあげます。

地方税法等の一部を改正する法律及び農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令が、 平成18年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、寒河江市市税条例の一部 を改正する条例、寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例及び寒河江市農村地域工業等導入 地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったものであります。

次に、承認第5号寒河江市立病院使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明申しあげます。

診療報酬の算定方法などに係る厚生労働省告示の改廃に伴い、寒河江市立病院使用料及び手数料条例、寒河江市国民健康保険条例及び寒河江市医療費支給に関する条例について、それぞれ所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第6号平成18年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて御説明申しあげます。

平成18年豪雪で被害を受けたさくらんぼ雨よけハウスなどの復旧などに対して助成する、雪害対策事業に係る補正予算について専決処分を行ったものであります。

次に、承認第7号平成18年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を 求めることについて御説明申しあげます。

老人保健医療費の増嵩により、平成17年度の歳入が歳出に対して不足するため、繰り上げ充用金に係る補正予算について専決処分を行ったものであります。

以上、6案件を御説明申しあげましたが、これらについては議会を招集するいとまがなく、急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであり、その承認を得ようとするものであります。

次に、議第43号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

山形県医療給付制度の改正に伴い、所得制限及び対象者負担額などについて所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第44号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申しあげます。

国民健康保険事業のために必要とされる税収を確保するため、国民健康保険税の医療分に係る所得割、資産割、均等割及び平等割の各あん分率について所要の改正などをしようとするものであります。

次に、議第45号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について御説明申しあげます。

寒河江市浄化センターの建設工事委託協定を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び 財産の所得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

次に、議第46号市道路線の認定について御説明申しあげます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に寄与するため、開発行為等により築造された 6 路線を 認定しようとするものであります。

以上、4議案を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し あげます。

以上です。

#### 質 疑

○新宮征一議長 日程第28、これより質疑に入ります。

報告第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第4号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 この問題でありますけど、同じ敷地内であるような感じします、ブロック塀と松の木というものがあるわけでありますけど、所有者が違っているわけであります。こういう対応するときは、どのように評価なされたのかどうかであります。

また、道路上に松の木の枝が出ていたのか出ていなかったのか、あと道路幅ですね、幾らだったのでしょうか。

- ○新宮征一議長 建設課長。
- ○浦山邦憲建設課長 お答えします。

松の木ですけども、これはブロックに連結されて、雪囲いの中でブロックを押さえていた、松の木の雪囲いをしていたものが、ブロックが壊れたことによってそのロープで引っ張られて松の木もやられたというような状況で、道路に入っているということではございません。

それから、評価ですけども、これについては保険を掛けておりますので、保険の業者の方から評価をしていただいて示談に持っていったということでございます。

それから、道路の幅員関係ですけども、今ここで正確には持ってきてはおりませんけど、たしか 五、六メーターぐらいの道路幅員というふうな考え方をしております。ただ、今回の内容について は、幅出し除雪の中で実施をして、ブロックの方に損傷を与えるというような内容のようです。 以上です。

- ○新宮征一議長 佐藤良一議員。
- ○佐藤良一議員 損害賠償は、市所有物のロータリー車でありますけど、寒河江市でも民間の業者や個人に除雪の委託をしております。今般3月までの除雪で民間委託業者からの報告などあったのかどうかであります。やはり事故あったら、当然市で委託してありますので、その辺の経過は何件あったのかであります。

あと直接予算と関係ありませんけど、寒河江市の駐車場に、元福祉事務所の中に昨年の12月から 軽自動車と乗用車が放置されているわけであります。その辺の方もぜひ......

- ○新宮征一議長 佐藤良一議員、今議題になっているのはですね、報告第4号は損害賠償の額の決定 についての議題ですので、質問の内容を整理してください。
- ○佐藤良一議員 除雪でありますけど、市の中にありますので、その2台をどのように対応するのですか、2点。
- ○新宮征一議長 後段の方は答える必要ないんで、建設課長。
- ○浦山邦憲建設課長 民間業者からの事故の報告ですけども、平成17年度の委託業者は39社ほど委託 をしてございまして、34件ほどの事故というか、そういったものは来ております。

これらの内容は、看板の破損とか、それから隣地の境界ブロックを損傷したとか、それからフェンスを一部破損していると。それから、カーポートのくいを破損したと、こういうふうな内容でございます。これについては、その契約の中で委託者が対応するということになってございまして、これらに対してはすべて対応をしているということでございます。

〇新宮征一議長 佐藤良一議員。

以上です。

- ○佐藤良一議員 じゃ、それでは側溝のグレーチングですか、鉄のふたやガードレールを損失した場合はだれが補償するんですか。
- ○新宮征一議長 佐藤良一議員、何回も申しあげますけれども、今案件になっているものについて、 この事件に関しての質問は受けますけれども、それ以外の質疑は遠慮していただきたいと思います。
- ○佐藤良一議員 議長、一言申しあげたいんですけど、このたび予算委員会も何もないんであります。 だからお聞きしたくて質問しているわけであります。その辺御配慮できないんでしょうか。
- ○新宮征一議長 あのですね、これは予算の審議でありませんので、突発的な事故ですから、これは 予算と全く関係ございません。専決処分の件ですから、その辺理解してください。

第4号についてほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

承認第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

承認第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

承認第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

承認第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

承認第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

承認第7号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 ここの専決処分で当年度予算から3,600万円ですか、当予算から支出されているわけでありますけど、どういう原因でこのようになったのかどうかであります。出納閉鎖は5月31日であります。単年度で赤字の決算になるから前借りしたというイメージが受けられるわけでありま

す。当然医療ですから、いろいろの突発のかかるものがありますけど、国庫支出金から補てんされるんだと説明は受けておりますけど、何月ころなるんでしょうか。県内でもこういうことあったのかどうかであります。医療ですから、いろいろ集団風邪や食中毒になりますと当然ふえるわけであります、どのように対応なさるんでしょうか。

- ○新宮征一議長 健康福祉課長。
- ○斎藤健一健康福祉課長 老人保健特別会計の歳入につきましては、支払基金からの交付金、それから国庫支出金、県支出金、一般会計からの繰入金で賄われているのが状況でございます。その中で、支払基金及び国庫支出金につきましては、翌年度に精算というふうな形になっておりまして、その関係で歳入歳出の実質収支で歳入に不足が生じた分、その分を翌年度に繰り入れ見込みになる分から繰り上げして充用しようとする制度でございます。そういう関係で現実的には、支払基金につきましては、翌年度の8月ごろ、また国庫支出金につきましては、さらに翌年の1月ごろ歳入になってきたのがこれまでの状況でございます。
- 〇新宮征一議長 佐藤良一議員。
- ○佐藤良一議員 余りにも8月や来年の1月というと、ちょっと長過ぎるんじゃないかなと私なりに思うんです。もっとその辺を地方自治体でも何とか国の方に働きかける必要があるんじゃないかなと思うんであります。やはり集団風邪や食中毒なりますと大変なお金もかかるんでありますけど、本来ならば補正予算や何か組んで対応するべきじゃなかったかなと私なりに思うんであります。費用は2カ月に1回の請求しかできませんので、その辺が大きくなるんじゃないかなと思っております。考えありましたらば、答弁願います。
- ○新宮征一議長 健康福祉課長。
- ○斎藤健一健康福祉課長 老健特別会計の制度そのものが、精算が2カ年にわたるということが現実で、全国同じようなルールでやられております。一定期間見込み交付を受けて、さらに翌年度精算になるという制度でございますので、制度にのっとった事務手続きで、このような繰り上げ充用を行ったというのが現状でございます。
- ○新宮征一議長 承認第7号に対してほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第43号に対する質疑はありませんか。那須稔議員。

○那須 稔議員 今回のこの議第43号、医療費の支給に関する条例の一部改正ということでありますけれども、県の条例が改正されたということで、それぞれ今回条例の一部を改正になったというようであります。

それで、これ医療費につきましては、平成13年度にたしか3歳から就学前まで大きく拡大をし、 平成15年には所得制限ということについても大きく緩和をして、該当者も多くなったわけでありま すけれども、今回のこの改正で、現行とどういうふうな改正になっていくのか、1点お伺いしたい と思います。

- ○新宮征一議長 健康福祉課長。
- ○斎藤健一健康福祉課長 この医療制度、福祉医療の交付の状況でございますが、これは県と市がそれぞれ持ち出した福祉医療の制度でございまして、それに準じて市もこの条例に定めた福祉医療の交付をやってきているというような状況でございます。

このたびの改正につきましては、1点は、児童手当の所得制限が変わりましたので、その制限額に準じた改正を県に準じて行うというのが、まず1点でございます。

それに伴って、所得制限の額に変動が生じたために、それに対応するための専決処分を行ったというのがこのたびの改正の部分でございます。

- 〇新宮征一議長 那須稔議員。
- ○那須 稔議員 今回につきましては、内容をお聞きしますと、従来所得制限の額があったわけでありますけれども、これから大きく、要するに後退したというように感じられるような額になったというのが1点であります。

それと、もう一点は、たしか3歳未満あるいは第3子につきましては、それぞれプラスになったという点もありますけれども、現行で該当していらっしゃる方で、この制度に該当しなくなるという方なども出てくるんではないかなと思いますけれども、その辺のことについて市の方ではどういうふうなとらえ方をしていらっしゃるのか、その辺お聞きをしたいと思います。

- ○新宮征一議長 健康福祉課長。
- ○斎藤健一健康福祉課長 先ほどの説明は、済みません、専決処分の緊急の部分の答弁でございました。今の質問につきましては、このたびこの準じた制度改正につきましては、これまで対応してまいりました3歳児未満まで制度を拡充したことと、3子以降の幼児につきましてこの制度を拡大したというのが、まず1点ございます。

ただ、それに加えてもう一つは、所得制限の額を県が別表に定めまして、一定額に制限を加えた というような改定、三つの分が改正になった要点でございます。

今御質問あったような中身でいきますと、確かに制度、所得制限が入ったことで、これまで該当していらした方がその制限によって外れるという部分も出てまいりますが、総体的には3歳未満及び3子以降の手当ての対象を拡大した部分のメリットの方が、一つは大きなこのたびの改正の内容ではないかというふうに受けとめております。

- ○新宮征一議長 那須稔議員。
- ○那須 稔議員 特に所得制限については、現行460万から301万まで下がったということで、この点が非常に今まで該当していらっしゃって、該当しない方も出てくるというように思いますけれども、その辺の手当て方、あるいは広報の仕方、当然該当していない方が出てくるわけですから、その辺トラブルといいますか、そういうことに対して非常に感じるわけでございますので、その辺の周知の仕方を今後どういうふうに考えていらっしゃるのかお聞きをしたいと思います。
- ○新宮征一議長 健康福祉課長。
- ○斎藤健一健康福祉課長 確かに制度の改定に伴ってのそういうふうな申請の仕方をきっちりする必要もあるわけですので、これまで対象になっていた分は、次の医療証交付までの間は、そのまま引き続きなるわけでございまして、さらに新たにもう一度申請する時点で正確にこの制度を周知できるように、まして対象者の方については、それが十分に行き届くような手だてをとりながら、この制度の周知をしてまいりたいというふうに考えております。
- ○新宮征一議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第44号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第45号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第46号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

# 委 員 会 付 託

○新宮征一議長 日程第29、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管 の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務委員会	承認第2号、承認第3号、 承認第4号、承認第6号
	承認第5号、承認第7号、 議第43号、議第44号、
文教厚生委員会	請願第1号、請願第2号、
	請願第4号
建設経済委員会	議第45号、議第46号、 請願第3号

散 会 午前10時21分

○新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでした。

議議議議議議議議議議議議議議議議

# 平成18年6月9日(金曜日)第2回定例会

〇出席詩	美員 (	( 2 1	名)	)											
1	番	亲	Г	宮	征	_	議員		2番	1	左	藤		Š	段
3	番	甲	鳥	田	俊	廣	議員		4番	木	某	津	博	-	t
5	番	7	<b>\tau</b>	村	寿:	太 郎	議員		6番	木	公	田		Ę	孝
7	7番	ž	者	倉	謙	太郎	議員		8番	7	5	Ш	忠	事	笺
g	番	金	<b>\$</b>	木	賢	也	議員	1	0 番	ŧ	<b></b>	木	春		吉
1 1	番	村	Á	倉	信	_	議員	1	2番	7	事	橋	勝		文
1 3	番	爲	<u>.</u>	橋	秀	治	議員	1	4番	1	左	藤	良	-	_
1 5	番	12	Ė	藤	暘	子	議員	1	6番	j		越	孝	5	男
1 7	7番	þ	7	藤		明	議員	1	8番	Į.	][]	須			念
	番	12		竹	敬	_	議員		0 番		袁	藤	聖		乍
2 1		信		藤	忠	男	議員		_		_		_		
○欠席請	美員(	(なし	ر ر ( ر												
○説明の				と者の	職氏名	3									
佐	藤	誠	六	市		長		荒	木		恒	助			役
安孫	紓	勝	_	収	入			大	谷	昭	男	教	育才	き員	長
奥	Щ	幸	助	選 委	学管理 員	!委員会 長		佐	藤	勝	義	農	業委員	会会	会長
那	須	義	行		総務課	. ,		片	桐	久	志	絃	合政	箝制	果長
751-	//	320	, ,			会事務局長		, ,	11.3		,,,				
秋	場		元		合 政 才務 ፮			菅	野	英	行		≧政策詞 女革推〕		
						課企業						L	Х <del>+</del> 1#1	び <del>工</del> 型	ζ.
尾	形	清	_		z地推注			Ξ	瓶	正	博	税	務	課	長
有	Ш	洋	_			活課長		浦	山	邦	憲	建	設	課	長
柏	倉	隆	<b>±</b>	廷	<b>建</b> 設	課		犬	飼	_	好	花·	緑・せ	せら	ぎ
		性	夫			<b>備室長</b>					ΧŢ		推進記		
佐	藤		昭			1 課長			孫子 ***	政	_	農	林	課	長
兼	子士	善英	男			光課長		斎	藤	健	<u> </u>	-	康福道事		
鈴	木子	良	雄一	会	計	課 長事務長		荒 芳	川賀	貴 友	久 幸		坦 争 【		
兼	7			71内	17元 寺	● 7万 区			貝				₽校教		
熊	谷	英	昭	学	校教	育課長		菊	地	宏	哉		導推		
エ	藤	恒	雄			スポーツ 課 長		安	系子	雅	美	監	查	委	員
宇	野	健	雄	監 事		委 員 局 長		清	野		健		業 委 阝務 阝		
○事務局	引職員	退出周	諸												
鹿	間		康	事	務	局長		安	食	俊	博	局	長	補	佐
渡	辺	秀	行	総	務	主 査		大	沼	秀	彦	総	務	係	長

議事日程第2号第2回定例会平成18年6月9日(金)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

# 再 開 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

### 一般質問

## ○新宮征一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め60分以内とし、質問回数は4回までとなっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますよう御協力を願います。この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

### 一般質問通告書

平成18年6月9日(金)

(第2回定例会)

番号	質 問 事 項	要旨	質	問	者	答	弁	者
1	駅前中心市街地の	整備された寒河江の顔、駅前中心市街	4 氰	K H		市		長
	活性化について	地のさらなる活性化に向けた今後の対策	楳	津 博	$\pm$			
		について						
2	地域産業振興を兼	寒河江市内の地域産業のより一層の振				市		長
	ねた行財政改革に	興に向けた取り組みとして、市ホームペ						
	ついて	ージへのバナー広告掲載と市報への有料						
		広告掲載について再度伺いたい						
3	今後の寒河江市下	「全市公共下水道」の現状と事業完了	6 耆	<b>番</b>		市		長
	水道の整備につい	の見通しについて	松	田	孝			
	て	膨大な事業費の確保の見通しについて						
		「市町村設置型合併浄化槽」の事業化						
		を検討すべきでないか						
4	街路樹の維持管理	街路樹育て隊の育成について	9 같	番		市		長
	について		鈴	木	也			
5	道徳観、倫理観の	寒河江市民さくらんぼ憲章を小学校か				教育	委員	長
	教育について	ら唱和することについて						
6	産業廃棄物税につ	寒河江市下水道汚泥の処理にかかる税	1 4	4番		市		長
	いて	負担について	佐	藤良	_			

#### 楳津博士議員の質問

- ○新宮征一議長 通告番号1番、2番について、4番楳津博士議員。
  - 〔4番 楳津博士議員 登壇〕
- ○楳津博士議員 おはようございます。

質問に入る前に、私たちの議場にも残時計が設置になりました。議員として、終了ブザーの鳴らないように、有効に活用させていただきたいと思います。設置いただくまでの関係者の御努力に心から感謝申しあげます。

それでは、質問に入ります。私は緑政会の一員として、この質問に関心をお持ちの市民を代表し、 自分の考えを含め、以下の質問をさせていただきます。

通告番号1番、駅前中心市街地活性化に向けた取り組みについて、通告番号2番、市ホームページへのバナー広告の掲載と市報への有料広告の掲載についてお伺いいたします。

初めに、駅前中心市街地活性化に向けた取り組みについて伺います。寒河江駅前中心市街地整備事業は、駅舎の移転というすばらしい発想のもと、整備が進められてきました。そして、昨年11月6日、寒河江の新しい顔として完成し、関係者並びに多くの市民が参加する中、竣工式が盛大に挙行されましたことは、記憶に新しいところであります。

この整備は、寒河江のもう一つの顔である神輿の祭典、そこで繰り広げられる神輿の展示を兼ねた神輿会館も併設され、寒河江の元気を象徴しています。そのほかに沼川の河川整備、公園の新設や電線の地中化など、総合的な整備がなされました。また、通常であればロータリーを設けるなどして整備がなされるところ、先ほど述べたように駅舎の移転により、南北に延びる道路を寸断することなく整備され、寒河江駅では駅前、駅裏と呼ばれることなく、今後の均衡あるまちの発展に大きく寄与されていくものと考えております。

その整備が終了してから、半年余り経過いたしました。寒河江駅を中心とした人の流れはどのように変化したのでしょうか。確かに無料の駐車場が設置されたことにより、駅の利用者の利便性が向上し、商店街や飲食店街の活性化を担っているとは思います。しかし、私たちが描いて目標としている中心市街地のあるべき姿までにはまだ至っていないような気がします。私は早急に総体的な見地で活性化に向け知恵を出し合い、対策を講じてアクションを起こしていかなくてはならないと考えます。

ここで、私の考えを提案させていただきます。まずは集客、人が集う、このことが最大のキーポイントであると考えます。9月に開催される神輿の祭典では、神輿会が中心となり、毎年さまざまな趣向を凝らし、より多くの誘客に努めてにぎわいを見せております。そこまでいかなくても単発的でなく、神輿会館前広場を集いの広場として広く市民に利活用してもらい、毎月第何日曜日には必ずそこでイベントなどが開催されているという広場に持っていけないかと考えております。各種団体の発表会、イベントなどを広く募って開催し、定着すればおのずと活性化に結びつけられるのではないでしょうか。

私もこのようなことが簡単に実現できるとは考えておりません。しかし、まずはこれらの開催に

向け、何らかのアクションを起こさなければ前進することもできません。これらのことが実現できれば、これまで商店街や各種団体と協力して開催している痛快!ど真ん中市などとリンクして、相乗効果を上げることができるのではないかと考えます。

この設問の最初に述べさせていただいた駅舎の移転に伴い結ばれた南北の道路は、まちの均衡ある発展には欠かせない交通網のかなめとなっております。しかし、駅を中心に人が集うなどの施策を講じなければ、ただの1路線の通過点となってしまう危険性も秘めているのではないでしょうか。

ここで、市長に質問いたします。当局も地域の方と一体となって駅前中心市街地の活性化に向け、さまざまな努力をしてきたことは承知しております。寒河江の顔をより元気にするため、現在どのような活性化策をお考えかお伺いいたします。また、私が今回提案させていただいた集いの広場について、どのような見解をお持ちかあわせてお伺いいたします。

次に、昨年12月定例会において質問させていただいた行財政改革の一環としての市ホームページへのバナー広告掲載と市報への有料広告掲載についてお伺いいたします。前回この質問を行った後、市民の方々から市報ばかりでなく、市の封筒に広告を掲載していいならやりたいとか、何でバナー広告は導入されなかったのかなどの問い合わせがあり、反響が大きかったこともあり、再質問に立たさせていただきました。

前回、私は地域産業の振興と税外収入を兼ねて、バナー広告の掲載と市報への有料広告の掲載について実施すべきではないかと提案させていただきました。通告した時点では、山形のどこの自治体もバナー広告を実施していなかったことから、寒河江で最初に実現してほしいと願っておりました。しかし、時を同じく、山形市がバナー広告を昨年12月1日より、東北の県都で初めて実施に踏み切ってしまいました。山形市では、バナー広告の掲載枠が1枠3万円で7枠用意され、5月末時点で6枠の利用があり、運営されているようです。

また、市報についてはといいますと、その後県内の自治体でも動きが見られ、平成15年6月から 実施していた上山市に続き、尾花沢市、米沢市が既に実施し、そして今月6月から村山市が実施を 開始する予定となっております。また、一度は有料広告の掲載を中止した河北町でも、再掲載に向 け検討中とのことであります。

バナー広告においては、今ITの時代にあり、この広告こそこの時代に合った地域振興の立て役者ではないかと考えているのです。市内の優良企業はたくさんありますが、ほとんどが中小企業であります。すばらしい商品や製品があっても、なかなか全国に発信するなど、営業できていない部分があります。安価な値段で地域の商品や製品を紹介する媒体として、市のホームページの充実を図るべきと考えます。

バナー広告の提案に対しては、当面行政情報の充実を図り、市民への情報提供に努めてまいりたい。提案は今後の課題とさせていただきたいと市長より答弁をいただきました。また、市報の有料広告掲載については、地方公共団体における広報紙は、施策や事業、地域の活動行事などを広く市民に伝えるものであり、広告を掲載するとなると、紙面づくりの変更が生じるなど、経費の面だけで市報に広告を掲載するのは妥当かどうかという回答でした。私も市長が述べられた点が、市報に掲載するに当たり大きな問題点だろうとは考えております。

市報は、確かに市内全戸に配布され、市民への情報発信の極めて重要な役割を担う広報紙です。私もその点は十分理解しております。しかし、他自治体で行財政改革の一環として取り組み始めて

いるのが実態であります。また、バナー広告は新聞折り込みと異なり、特定の地域への発信ではありません。日本全国ばかりでなく、世界じゅうの人がアクセスできることから、地域産業の振興にははかり知れない経済効果が期待できると確信いたします。その点をあえて強調させていただきたいと思います。

前回の一般質問の第2問での回答は、これらを通して寒河江市の元気につながっていくようなことを議論しなくてはならないと、佐藤市長より大変前向きな発言をいただいております。その後、バナー広告並びに市報への広告掲載について、どのようにお考えか御見解をお伺いし、第1問といたします。

- ○新宮征一議長 佐藤市長。
  - 〔佐藤誠六市長 登壇〕
- ○佐藤誠六市長 お答えいたします。

商業店舗の郊外化などから、中心市街地の空洞化が懸念される状況にあり、とりわけ本市の表玄関である寒河江駅前地区の衰微は、寒河江市のイメージを大きく損なうものと考え、駅前開発整備を実施したところでございます。当時の駅前の閉塞的な状況を打開し、未来につなぐ明るく活力あふれるまちづくりは、市民の希望でもあり、また駅前地区の住民でつくる駅前をよくする会の要望もあり、計画着手したものでありました。

整備された駅前地区、中心市街地の活性化策をどのように考えているかということでございますが、これまでにぎわいを創造するため、いろいろなイベントを重ねてきております。寒河江まつり、神輿祭りにあわせての大鍋フェスティバルや夏祭りなど、地元駅前商店街協同組合を中心に実施し、祭りの盛り上げに寄与するとともに、地区の活性化に努めてきております。

駅前地区が面的に整備され、駐車場やゆとりとくつろぎの空間が生まれたことによりまして、イベントに際し、多くの人々を呼び込み、受け入れられるようになってきております。

春の花ミズキ祭り、夏から秋にかけてのホクホク券発行、年末年始大売り出しなど、商店街連合会によるにぎわいの創出、活性化事業も行われておりますし、また中心市街地の核であるフローラにおいても、テナントや周辺商店街による痛快ど真ん中市やフリーマーケットなどを開催しておりますし、初市や暮れの市など、季節の催しなどにも力を入れております。

駅前中心市街地に目を向け、足を運んでもらうことで活性化につながることから、これらイベントが継続発展するために、市としましても支援しているところでございます。にぎわいづくりは話題性のある取り組みをして、地域の情報を発信していくことにあります。まちじゅうにも二の堰の遊歩道など、観光スポットも多くできております。美しい景観や寺院、記憶の薄れた歴史的な場所に再び光を当てるなど、まち中観光ルートを構築するなどして、駅前中心市街地イベント情報とあわせ、マスコミやホームページを通して一体的に発信していくことも必要と考えます。

さらに、新しい動きも起きてきております。再開発により、新しくなった駅前地区を住みよく、にぎわいと魅力あるまちづくりを推進することを目的とした、仮称ではありますが、寒河江駅前地区まちづくり推進委員会の設立が進められております。駅前の住民や商店街などの代表者により、設立準備会を重ね、発起人会の開催まで進んでおります。この会は、駅前地区の住民と、同じく地区内の商店やテナントで営業している者、土地、建物の所有者などで構成されるものでございます。関係者を総合しますと、100名ほどになりますが、地域の清掃作業などによる環境美化事業を中心に据え、各種イベントの開催により、地区内の親睦と融和、また地区外の人との交流を図るなどして活性化につなげようとしており、組織づくりに向けて市としても支援していかなければならないと考えておるところでございます。

それで、御質問にありました神輿公園を「集いの広場」としまして利用できないかということでございますけれども、集いという名前はともかく、そうした利用方法で大いに利用していただきたいと願っております。神輿会館の前の広場は絶好の立地と思います。イベントが行われれば自然に人が集まりまして、まちが息づき、活力が生まれ、元気のあるまちづくりにつながると思われます。例えばおっしゃるような毎月第1日曜日というような定期的なイベントのほか、企画的ないろいるなものを活用いたしまして、にぎわいを出していただきたいと思います。

駅前地区まちづくり推進委員会の設立準備会の中でも、朝市の開催とか夕涼みの会とか、それから夏祭り、野外コンサートなど、話題として出てくるようであります。また、いろいろな団体へ発表会の場として活用していただくよう要請してまいりたいと、このように思っております。

また、駅前地区には一部更地がまだ残っております。民間の所有地でありますが、こうした未利 用地の活用も重要な課題でございます。市民の方や観光客など、いろいろな方が気楽に立ち寄れる 店、土産物屋さんや茶店などの店舗、商業施設ができないものかなと考えておるところでございま す。早期実現に向け、地元関係者に働きかけていき、駅前中心市街地のさらなる活性化に結びつけ ていきたいと思っておるところでございます。

次に、この産業振興を兼ねた行財政改革との兼ね合いでの広告の問題でございます。昨年の12月の定例会で提言のあった市のホームページへのバナー広告掲載と、市報への有料広告掲載についての検討を行った結果、どのように考えているかということでございましょうが、昨今のITの発展とパソコンの普及によりまして、自宅におりながらにしまして、日本じゅう及び海外の情報を入手したり、さまざまな商品などを購入することが可能になってきております。

御案内のとおりインターネットはだれでもが比較的容易にさまざまな情報を受発信できる手段でありまして、従来の広告媒体とは違い、瞬時に世界じゅうに発信することが可能になっております。市内にはすぐれた農産物や商品、製品などが多数ございまして、市内の生産者や事業者、企業などがインターネットを用いて販売促進のための広報活動を充実させるということは、本市の経済活動の活性化につながるものと感じております。市ホームページへのバナー広告掲載については、第5次振興計画に掲げた新たな社会変化に応じた新事業の創出や新分野の創出及び新たな起業を促進し、本市産業の振興を図るという方針にも合致する手段の一つであると考えているところであります。

インターネットという特殊な環境で公開されるバナー広告は、さらに情報を得たい人だけが自分で閲覧を選択することから、市民への強制的な情報伝達でなく、中立性は保たれていることや、技術的な問題もないことなどから、ホームページへのバナー広告掲載の実施を考えたところでございます。また、バナー広告は有料広告であり、新たな市の財源にもなることから、今後年内開始を目標に、掲載方法や実施要領などを検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、市報への有料広告掲載についてでございますが、地方公共団体における広報紙は地方公共 団体の施策や事業、地域の活動、行事などを広く住民に伝える媒体でございます。このため、これ らの情報を見やすく、わかりやすく市民に伝えるために、市報の紙面づくりの向上に努めていると ころでございます。

そこで、市報に有料広告を掲載することになりますと、ページ数の増加あるいは独特の広告デザイン掲載を求められるなど、見やすくわかりやすい紙面づくりには少なからず影響が生じるのではないかと思われます。また、市報は情報を得たい人だけがアクセスするホームページとは異なりまして、市内の全家庭などに対する一方的な情報伝達手段でありますので、公共性や中立性が求められているものでございます。これらのことから、当面有料広告は掲載しないで市報を発行してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

- ○新宮征一議長 楳津議員。
- ○楳津博士議員 第1問の答弁まことにありがとうございました。

まず、駅前の方からちょっと入らせて、第2問に入らせていただきます。私も何とか整備された駅前を活性化できないかと自分なりにいろいろ考えておりました。たまたまなんですが、昨年の11月に開催していただいた学生議会の打ち合わせを行っていく過程で、ある校長先生からこんなことを言われました。ブラスバンド部の発表会を神輿会館前広場でやりたいんだけど、使っていいんだろうかという問いでした。私は大変いいことじゃないかということで、何とかそういうものを進めていけるものがないかというふうに考えておりました。

確かにお金をかけてイベントをやるのもありますけども、お金がかからない、そういう市民が利活用できるものをこちらの方からやはり進めていかなければ、なかなか踏み切ってそこを利活用してくれないんではないのかなというふうに考えておりました。フリーマーケットやいろんなものは確かに屋外でありますから、天気のことが心配されますけども、そういうものを広く市民に伝えて、こちらから種をまいて花を咲かせてみてはどうかというふうに思っておるところでございます。

ですから、駅前のまちづくり委員会等の方にも行政としているいろバックアップをしていただきたいとは思いますけども、まずはそういうふうにやりたいと言っている方が市民にいるわけですから、市報等を通じてこんなことを考えていると。有効に使ってくれるのだったら使ってほしいというような形から、毎月第何日曜日にはそういうイベントをやっているということで定着していくような形で持っていけないかなというふうに考えているところです。その市報等を使ってのこの方法をどのように考えているか、市長の御見解を伺いたいと思います。

今、市報についてお答えいただきました。私も同じことを考えて、大変難しいものがあるなと、 有料広告については思っております。昨年の12月の質問後、市のホームページに市報の全面掲載を すぐしていただきました。そして、本年4月から他の自治体に配布していた市報の部数を大幅に削 減していただきました。それらを考えると、市報はもう市民のための市報であるという観点から考 えれば、市内の企業を市民にだけコマーシャルすればいいというふうには私も思っておりませんの で、それはこれ以上述べることはございません。

ただ、この地場産業の活性化というものを考えた場合に、市内の企業がどういう製品をつくって、どんなふうな取り組みをしているかというものがやっぱり私たち市民でもわからないものがあります。工業団地にすばらしい企業がどんどん立地されて、一体あそこは何をつくっているんだろう、そんな疑問もあるわけです。ある意味地産地消ということを考えた場合に、市民にも昔からある寒河江の企業やそういう新しい企業がどういうものをつくって、どんな考えで取り組んでいるかというものを、逆に広告ではなく、市報を通じてお伝えしていくような、例えばシリーズ化にして寒河江の企業と、元気な寒河江という形で伝えていくのも大切なことではないか、必要ではないかと私は思っておりますんで、その辺について市長のお考えをお聞きしたいと思います。

バナー広告につきましては、大変前向きなお答えをいただきました。皆さんも御存じだと思いますが、山形カロッツェリア研究会というのがあります。これは山形の製品のブランド化に向け、企画から製造、プロモーション、販売までを統轄するコンセプターを核に、商品開発に取り組んでい

るプロジェクトチームであります。

この研究会は、山形市出身の国際工業デザイナー、奥山氏をコンセプターに、鋳物や木工、機械などの地場産業が技術を結集して商品を開発し、今年の1月にパリで開かれたインテリアの国際見本市、メゾン・エ・オブジェに出品し、世界のバイヤーやジャーナリストから大変な注目を集めたことが御記憶に新しいことだと思います。

私たちの住む寒河江にも、その研究会のメンバー企業があります。一企業の枠を超え、世界で認められる山形でしかできない製品を製作し、国内ばかりでなく、世界を相手に販売の拡大を行う。 そのことで現況からの脱却や地域産業の振興を行い、自らの道を自ら切り開いていく、やっぱりそういうことをもう考えていかなくてはならない時代に入ってきたんだなと思っております。

今、ITの時代にあって、無限の可能性に向け、グローバルな視野で寒河江ブランドを発信し、確立していかなくてはならないと考えております。ぜひ広告掲載取り扱い要綱や、それにかかわる運用基準を早期に制定していただき、でき得る限り寒河江の元気を全世界に発信していただきたいと思います。

これで第2問を終わります。

- ○新宮征一議長 佐藤市長。
- ○佐藤誠六市長 せっかく整備したところの資産でございますから、これを生かすことはぜひ必要だということも私も言ってきたところで、述べてきたところでございまして、先ほど議員からの御質問にございましたように、ただメーン道路ができた、いい道路ができたということで、四つの核といいますか、これらを結ぶような大きなアクセスができたことは確かでございまして、慈恩寺とかチェリーランドとか、そして駅前とか、そしてまたふるさと総合公園と、こういうふうに寒河江川から最上川を通じるところの道路としての重要性というものが非常に増してきたなというようなことの感じはするわけでございますし、幹線道路や高速道路とのアクセスも非常によくなったことも確かでございますけれども、通過道路になっては困るということで、この資源を生かそうということでございますので、おっしゃるようにいろいろ使い方、自主的に広場なり公園なり、あるいは空き地等々を活用したい方がございましたならば、十分にこれを取り入れまして、市報に載せるとかあるいは広告するとか、いろいろPRしながら、利用したい方は何も行政に頼らなくともいいですから、十分資源を活用したところのあらゆるにぎわいなり、それから活性化を催すようなイベント等を出してもらいたいと思っておりますので、そういう窓口をどのようにして開設するか、あるいはどうして周知するかなども、なお一層工夫を凝らしていかなくちゃならないなと、このように思っております。

それから、おっしゃるようにいろいろ寒河江の工業団地にいたしましても、新しく立地され、そしてまた工場の建設が進まれておるわけでございますし、あそこで何をつくっているのか、どういう企業が張りついているのか、新しく増築しているのはどこの企業なのかというふうなことも非常にわからないままに発展しているということも一つあろうかと思っております。

ですから、何も工業団地のみならず、すべて寒河江の内で動きのある情報というものを、これはやっぱり市報なり、あるいはその他の機会を利用しまして、そして知ってもらう。そしてまたそのことで、お互いが情報を得ることでの活用といいますか、そういうことがよりできればなと、このように思っておりますので、その辺のことも十分これから意を用いて考えてまいりたいというように思っておりますので、よろしくお願い申しあげます。

以上です。

- ○新宮征一議長 楳津博士議員。
- ○楳津博士議員 ありがとうございました。

それでは、少しでも前進できますように私も努力いたしますので、よろしくお願いして質問を終わらさせていただきます。

ありがとうございました。

### 松田 孝議員の質問

- ○新宮征一議長 通告番号3番について、6番松田孝議員。
  - 〔6番 松田 孝議員 登壇〕
- ○松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告してある問題に関心を持っている市民を代表して質問いたします。市長の誠意ある答弁を期待するものであります。

通告番号3番、今後の寒河江市下水道整備について、以下の3点について伺いたいと思います。 初めに、全市公共下水道の現状と事業完了の見通しを具体的にすべき点であります。市民生活の 基盤をなす下水道整備に関しては、寒河江市生活排水処理基本計画をもとに、過去5年ごとに改定 を実施し、基本的な方針を示してきました。市民本位の市政運営からすれば、やむなく計画の変更、 休止となれば今の時点で明らかにし、あわせて今後の事業計画を明確にすべきです。そのことによって市民はむだのない、よりよい生活設計を立てることができます。下水道未整備地域に対し、早い時期に具体的な計画を示していただきたいと強く求めるものであります。

さて、本市は昭和52年から公共下水道に着手し、以来29年の長い年月と巨額の財政投資により、17年度末現在の水洗化率は85パーセントになっており、2万5,125人の市民が利用し、その恩恵を受けています。昭和58年10月に公共下水道の供用を開始して以来、17年度末で処理区域面積は854ヘクタールまで整備が拡大してきましたが、下水道区域内全体の接続戸数率は89.8パーセントと横ばい状況であります。

特に特定環境保全公共下水道事業で着手し、完成した三泉地区では、下水道への接続戸数率が現在34.9パーセントと低く、約6割の家庭で下水道への接続をしていない状況であります。その理由として、生活環境改善で個人型浄化槽を設置して間もないこと、高齢世帯の増加や家屋の老朽化、さらには改造資金や使用料金の負担の問題を抱えている状況であります。

公共下水道は、接続して初めて使用料金が下水道事業経営の財源となります。ところが、多額の費用を投下したにもかかわらず、未接続で、投資効果が見えないなどの理由から、これまで継続事業として進められてきた事業が先送りされています。そこで、公共下水道への接続率向上のための具体的な対策と数値目標をどのように考えているのか伺いたいと思います。

次に、当初の生活排水処理施設整備計画の中で、下水道整備手法について、将来はそれぞれの地域の中で整備手法が選択され、地域別に事業を推進し、最後にはほぼ同時期に整備が終了するような計画のもとに進めることが、寒河江型の下水道整備方式と考えられるということであります。しかし、現実は一部を除き、中心部が集中的に整備され、周辺部は年ごとに先送りや休止状態になるなど、地域的公平性を欠く状況が続いております。

また、これらの対策として、下水道整備が後年度になる地域については、浄化槽の個別処理施設による処理を推進しています。国と市からの補助金は設けられていますが、浄化槽の設置費用は設置者であります。それに保守管理や清掃費、汚泥処理までも負担となっており、地域間、住民間の公平性が問われてきています。

そこで伺いますが、下水道事業認可区域の事業完了の見通し、さらには下水道の全体計画区域の 未事業認可の時期、また事業完了見通しについて具体的に伺いたいと思います。

次に、膨大な事業費の確保の見通しについて伺います。

国の三位一体改革が断行され、地方交付税の減額で各地方自治体は深刻な歳入不足に陥っています。特に寒河江市は、これまで大型事業を立て続けに実施してきた結果の公債費償還がピークに差しかかっており、財政が深刻化しています。そのために小規模事業の休止や福祉、農林関係補助金の減額や廃止などを次々と実行しています。こうした中で、長期にわたる膨大な下水道整備の事業費の確保をどうするのか、その見通しについてお伺いいたします。

また、事業計画に基づいて、長期の財政計画を立案されていると思いますが、17年度末までの総枠の事業費は幾らか。さらに、寒河江市は田代、幸生を除き全市公共下水道を整備するとしていますが、今後予定されている事業費は幾らか伺いたいと思います。

最後に、市町村設置型合併浄化槽の事業化を検討すべきことについて伺います。地方財政が非常に厳しい中で、全国的に下水道から浄化槽など、他の処理施設に整備手法を変更する動きが起きています。本市でも全市の公共下水道整備計画があるからという理由だけで、強引な整備を行うのではなく、きちっと将来的にも維持運営ができるかどうかを協議する時期に来ていると考えます。

先日、日本共産党市議団は下水道の早期普及と財政軽減の両立を目指し、整備手法の見直しを実施している酒田市を訪問し、酒田市の生活排水対策事業の取り組み状況を視察してきました。酒田市は厳しい行財政状況や社会経済情勢の変化、求められるコストの縮減などから、見直し部会を設置し、その中で全市生活排水対策の整備手法、経費の対比などに検討を重ねてきたと言います。その結果、自治体負担と住民負担の少ない市町村設置型合併浄化槽事業を地域住民の理解のもとに、平成13年度から継続事業として実施しています。

この事業は、環境省の補助事業を受け、市が個人の土地を無償で借り、浄化槽を設置して、使用料を徴収して、市が浄化槽を管理していくというものであります。全国的にこの事業に着目し、17年度4月1日現在、218市町村で実施をしています。これらの自治体では、公共下水道が周辺部に延伸することで、膨大な経費がかさむことから、財政軽減と下水道整備のスピードアップを図るために、整備手法の見直しをしています。本市においても、国、県との調整を速やかに行い、全市公共下水道計画を改め、自治体や住民の財政負担の少ない市町村設置型合併浄化槽事業などを組み合わせて、現実的に可能な事業に転換すべきではないかと考えますが、市長の見解を伺って第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 まずは、三泉地区の接続率向上のための具体的な対策と、あるいは数値についての お尋ねがございました。

現在の三泉地区の17年度末現在の水洗化率は31.4パーセントでございます。このように低い水洗 化率のための未接続者に対しましては、家庭や事業所を訪問いたしまして、早期に接続されること をお願いしておりますし、今後とも積極的な普及活動に努めてまいりたいと、このように思ってお ります。

それから、地域的なバランスを保つためとか、あるいは全市の下水道の普及というふうなことを ねらいながら見直しというふうなことのお話でございましたが、下水道の事業認可とまず計画区域 について申しあげます。

昭和52年に下水道事業を採用するに当たりまして、全体計画区域を当初1,100へクタールで計画いたしました。その後、3回の変更を重ねまして、現在は公共が1,249へクタール、特環が551へクタールの合わせまして1,800へクタールを下水道の計画区域としておるわけでございます。このうち事業認可区域は1,160へクタールでございます。この事業認可区域のうち、鹿島、八鍬地区を除く地域の完了予定は平成23年度を予定しておるところでございます。残る計画区域は640ヘクタールになるわけでございますけれども、未事業認可区域の認可につきましては、当面は考えておらないところでございます。

さらに、17年度末までの現在の事業費総額ということになりますと、浄化センターを含めた公共 事業費と、それから特環事業費を含め、合わせました事業費ということを見ますと、約317億円で ございます。また、今後の事業費の確保の問題についてのお話もございましたが、これからの見通 しということになりますと、今申しあげましたように、事業認可されている区域については、23年 度までの事業としておりまして、それ以外の区域については、当分事業認可を見合わせる考えでご ざいます。

それから、現在の下水道計画を改めまして、市町村設置型合併浄化槽事業との組み合わせで事業を推進してはというふうな御意見もございました。

市町村設置型合併浄化槽事業を行うということになりますと、当然浄化槽を設置した管理者である市に排水路、それから排水路の堆積物などの維持管理の問題で、排水路整備等への膨大な財政負担が懸念されることがまずあります。さらには、現在の公共終末処理場の施設は全体計画の中での処理量を想定しての整備でございます。仮に中途で一部地区について市町村設置型の合併浄化槽に切りかえるとした場合、その事業費に対する起債とか、それから公共の終末処理場整備の起債、これらの二重起債というようなことになるわけでございまして、非常に難しく、問題を抱えることになります。現在のところ、市町村設置型浄化槽の事業というものは行う考えは持っていないものでございます。

以上です。

- ○新宮征一議長 松田孝議員。
- ○松田 孝議員 第1問に対し、答弁ありがとうございました。

第2問に入らせていただきますけども、当初この下水道の未接続に対して、三泉地区ばかりでなくて、全体の取り組み方をお聞きしたんですけども、三泉地区に限定してでありましたけども、大分家庭を訪問して、それぞれ対応して、徐々に整備率は、接続率は上がっておりますけども、この事業をするに当たって、やはりもう少し慎重な対応をすべきではなかったかなと思っております。

これだけ、合併浄化槽が生活環境の中で必要性を求められてやってきたわけですから、各家庭で。もう少しこの家庭の実態を、あるいはアンケートなりをとって、やはりきちっと対応すればこういう問題というか、接続率が低下しているような状況がなかったのではないかと思っておりますけども、もう少し今後この下水道整備する方向であれば、この辺を住民との対話の中できちっと対応していくというか、意見を聞いて今後進めていくべきと思いますけども、この辺について市長のまた再度今後の見通しを含めてお願いしたいと思っております。

あと、この下水道整備の具体的な計画が全く示されておりませんけども、実際今特環にかかる部分が非常にみんなどうなるんだということで、市民は考えているわけです。それに対して、本来ならば短期の整備計画あるいは中期の整備計画、長期の整備計画をある程度やっぱり市民に示していただかないと、市民の生活設計が成り立たないわけです。事業を推進する行政が、その方向はきちっとやっぱり示していかなければならないと思うんだけども、この辺今の認可区域だけはある程度、23年まで見通しをつけているようですけども、それ以降についてどうするのか。

特に鹿島地区なんかは、この認可区域に入っているわけです。それが先送りされているというふうな今の答弁の中にありましたけども、実際、ではこの部分についてどうしていくのか。これを正確にやっぱり示していかないとと思うんです。住民は待っているんですよ、全員ではないかもしれませんけども。それで、やはり新築だの、家屋の状況を変えるとか、そういうことを待っている方もおるんです。ですから、そういうのをきちっとやはり示していただきたいと思いますけども、できれば短期ぐらいは具体的な説明をお願いしたいと思いますけども、この辺についてよろしくお願いします。

あと、この下水道にかかわるこれまでの事業費は317億ということでありましたけども、今後今の計画ですと27年ぐらいの見通しを持っているわけですけども、この事業費はおおよそ幾らか。これは今答弁なかったようですけども、そしてこの事業計画に対して財政計画というのはある程度3年間の実施計画の中にありますけども、その後の計画はどうなっているのか、その辺もお伺いしたいと思います。

これまで公債費も随分ふえて、下水道だけで129億ぐらいになっておりますけども、今の下水道の特別会計見ますと、まず5割、半分ぐらい、へたすれば来年度以降は6割ぐらい、公債費の償還に回す状況になっていますけども、それでもやはり今下水道の全体計画整備があるからということで、一応基本的には下水道整備の手法でいくという、市長は言いますけども、この財源を確保できるのかどうか。これを伺いたいんですけども、これが全然示されてなかったわけですけども、この辺についてもう少し事業費の内容についてお伺いしたいと思います。

それから、市町村設置型の合併浄化槽の事業化については、今のところいろいろありましたけども、排水路整備とか、あと施設全体の下水道整備計画の枠の中で整備をしたもんだから、この起債、国に返還するような話もありましたけども、当然この辺は議論になる問題ではないかと私も思っております。

しかし、今国全体で財政が非常に厳しい中で、今求められるのはやっぱり見直しをどこまでやるか。それが非常に財政面から見直しするか、よく継続してするかというのはいろいろな問題ありますけども、やはりこの時点で平成8年度に下水道の整備計画がありましたよね。この中では、結局1問でも話ししましたけども、全体計画は一つの手法ばかりでなくて、いろいろな手法を取り入れて、全体が結局全面的に、あるいは期間内に納めていくという方針でありましたけども、その原点に戻る必要あるんでないかなと思っているんです。

今実際お話聞きますと、このままでいくとこれからの先の事業計画がほとんどめど立たない中で、下水道整備計画はどうなるんだということを市民は非常に関心持っているわけです。ですから、この辺について下水道整備をスピードアップするのか、あるいは切りかえて別な方法で選択をしてスピードアップしていくかということを、今のこの時点で検討すべきだと私は思うんで、これを提案したわけです。

やはり酒田市の状況を見ますと、非常に普及率が上がっているんですね。ですから、市町村型設置のメリットについては、当局の方にも資料を渡してあります。これ見ますと、非常にメリットが大きいんですね。やっぱり設置費用に対して国庫の負担対象となることから、住民負担、これが1割ぐらいで済むんですね、全体の。100万かかるとすると、10万ぐらいで済むんです。今合併浄化槽を個人型のを整備していますけども、これ今大体補助金もらって設備すると140万近くかかるんですね。ですから、100万ぐらいへたすれば個人負担、今なっているわけです。ですから、100万の1割で住民は設置できるわけですから、この辺をやっぱり財政も大変だから、あるいは住民の負担を軽減するためには、これらの制度を活用するべきだと私は思っています。

各県などもいろいろな取り組みをして、島根県などもやっぱり山間地域対策として、県あたりが随分力を入れて、県の補助まで出してこの整備を推進しているんです。山形県も斎藤知事は今回個人型の合併浄化槽の補助金を廃止していますよね、県費の。この対案として、市町村型合併浄化槽の推進を今進めようとしております。ですから、今下水道整備がおくれていく中で、やっぱり地域間の公平を保つためにはこういう制度を利用して、スピードアップして、やはり環境をよくしていくことが行政に今求められていると思っております。

ですから、これはいろんな今まで市長の答弁ありましたけども、問題はあります。でも、切りかえることによって、それぞれ国、県あたりの対応も変わってくるし、ですから十分これは可能だと思います。農集排なども一時かなり各市町村で進みましたけども、あれも一応今まではその地域に処理場を設置してやる方針でありましたけれども、やはり各自治体からの要望などもあって、下水道の方の整備と一体にしてつなげるような規制緩和などもいろいろ変わってきております。

ですから、その都度その都度そういう状況にあわせて、やはり住民のメリットあるいは自治体の メリットを十分検討してやっぱりやるべきだと思いますけれども、実際今下水道整備を先送りする ような状況であります。ですから、この際、この期間内に住民アンケートをとるなりして、あるい は市町村合併型と下水道の経費の試算をして、やはり対比をしてどういう方向に進むかということ をきちっと対応すべきと思いますけども、その辺について市長の見解を伺いたいと思います。 第2問を終わります。

- ○新宮征一議長 佐藤市長。
- ○佐藤誠六市長 これまでも申しあげましたけれども、下水道の計画区域は1,800、そして認可しているのが1,160、未認可が640、合わせますと1,800です。そして、認可しているところの1,160のうち、公共部分が1,067、特環が93と、こういうことになっております。そして、この寒河江市の下水道というようなものは、平成8年に考えたところの生活排水処理施設整備計画というものによっておりますけれども、公共下水道と、そしてまた特環と、それから合併浄化槽と。もしくは農村集落、農村集落は特に取り入れませんけれども、これは分けて、公共下水道と特環と合併浄化槽でやりましょうと、こういうことに制定しております。

そんなことで、結論から申しあげれば、先ほども申しあげましたけれども、当面計画区域の変更 というものはやるつもりはございません。それから、事業の認可区域の拡充も、当分これも考えて おりません。

それから、議員がおっしゃるところの市町村型の合併浄化槽、これを取り入れることはできません。やろうとして考えてはおりません。と申しますのは、先ほどの1問でも、合併浄化槽にも公共型と個人型とあるのでないかと。じゃ、公共型と個人型とのメリットも考え、ならばそちらの方に移行してはどうかというような御意見がありましたけれども、確かに個人設置ということと、市町村設置ということを考えれば、住民負担は安い。そのかわり、自治体負担は倍以上になると。国庫補助も若干高くなると、多くあるというようなことはございますけれども、じゃ先ほど申しあげましたように、寒河江市は公共と。その公共の中での一般公共と特環ということで進んできて、また処理場もそれにあったところの計画に沿った処理をやっておるという中で、じゃまたできるのかどうかと。それから、今まで単独あるいは合併浄化槽に対して市が補助してきたものとの整合性というふうなこともどうなのかというようなことをいろいろ考えなくちゃならないと、このように思っておるわけでございます。

ですから、市町村型合併浄化槽というふうなものを、これを今の寒河江市に取り入れるというふうなことになりますと、非常にいるいろ先ほど申しあげましたけれども、問題がございます。そもそもの下水道基本計画なり、全体計画の見直しというものが必要になってきておりますし、それから国庫補助金の返還も出てくるんだということを申しあげたいと思っております。下水道全体計画区域の面積減少に、浄化センター用地や下水道幹線管理の課題、投資分の補助金の返還分が伴うわけでございまして、全体計画変更の次年度に一括返還ということが出てくるわけでございます。

それから、全地区の浄化槽を市で管理するということになるわけでございますので、いわゆる排水先の管理者との調整が必要になります。いわゆる排水路、それから排水路の堆積物などの維持管理というものが当然市で行わなくちゃなりません。そういう財政負担が伴いますし、国県道の道路管理者あるいは土地改良区との協議というものが必要になっております。

それから、じゃ今市民型の公共下水道の、今度市町村型の公共下水道の方を導入した場合に、いわゆる未認可地域の公共下水道を導入するというふうなことになりますという問題が出ているかと、そういうことも考えなくちゃならないわけでございまして、今申しあげましたように、市町村のそういう方の浄化槽も債務を受けなくちゃなりません。さらに、公共下水道の起債も受けなくちゃな

らないということは、全体的にできることにも……聞いてろ。

- ○新宮征一議長 静かにしてください。答弁中です。
- 〇佐藤誠六市長 ですから、後年度に公共下水道事業を実施することは非常に困難でございます。

それから、公共下水道でございますけれども、これも今申しあげましたように、これまでの全体計画の中で処理しているわけでございますけれども、それを途中で変更するということになりますと、これまでの起債と、それからこの終末処理場整備の起債との二重起債というようなことの問題が出るというようになるわけでございまして、大変非常に難しい問題が出てくるということでございます。要は現在の単独浄化槽を合併浄化槽に切りかえる、合併浄化槽を今度は市が帰属して、そしてそれを市が管理運営しなくちゃならないと、こういうことになります。

合併浄化槽の分は処理場の方には全然関知していないところの処理場利用と。あるいは起債利用というようになっておるわけでございますので、今言ったような諸問題を発生していくよと。それから、管理運営上今度は負担金の問題、あるいは使用料の問題が全部市が負担しなくちゃならないと、こういうことでございますので、ですから途中で切りかえてはどうかというようなことでございますけれども、先ほど結論的に申しあげましたように、切りかえることは考えておりませんので、今のようないろいろな諸問題も議論する必要は私はないと、このように思っております。

それから、ですからアンケートをとれとか……とりましたけれども、その必要は私はないと思っております。ですから、全く新設に、寒河江のようにこういう計画を立てておるところと、最初から合併浄化槽ということを分けて考えておる、これは市町村との違いはあるんだということを、これはしっかり御認識いただきたいなと、このように思います。

それから、現在やっているのが23年までは一応かかると思っておりますが、今手がけているところは、20年で終わるかなと、このように思っております。それで、18年から23年までの総事業費は約50億ぐらいかなと、このように思っております。

以上でございます。

- ○新宮征一議長 松田孝議員。
- ○松田 孝議員 今いろいろあったデメリットみたいな話ありましたけども、今結局住民が求めているのは、生活環境、下水道整備をどうするかという議論なんですよ。それが先の見通しも立たないまま、どういう方向で具体的に示していないわけですから、もう少しその辺を示してだったら市町村型をとりやめるというか、考えないという方針はありますけども、実際整備計画が具体的に中期、短期のでさえ詳しく出ていない状況で、これからどうするのか寒河江市はと住民から聞かれたとき、どう我々は答えるのか、非常に問題であります。

ですから、その対案としてこれを出したわけですから、やはりこれらのメリットは十分私はあると考えております。ですから、この辺再度やはり当局で検討して、今市長の考えはずらずらといろいるなデメリットを数多く並べましたけども、そのデメリットなんていうのは、県や国との調整で幾らでも私は可能だと思います。

ですから、各217市町村で実施しているのは、見直しを農集から市町村型あるいは下水道から市町村型に一部で切りかえております。事実、そういう取り組んでいるんです。寒河江市でも行政改革の中では、このことについては一言も、下水道あるいは病院、水道なんかに対しては具体的な対案というか、いろいろな行政改革の中で改革していく方向性は全然出ていませんけども、今やはり細々と削るより、こうしたいい制度があるんですから、十分これは検討の値に当たると思っております。

ですから、ほかの市町村でも下水道と市町村型と、いろいろコンサルタントを頼んで対比をしている、対比して試算している自治体もあるんです。ですから、その辺をもう少し十分検討する時期に来ていると思っております。やっぱり当初の平成8年度の施設整備計画の中では、公平に整備をしていくという基本的な考え、この原点に今やはり戻って、具体的な見直しをして、やはりできるだけ住民に負担をかけないでスピードを図っていくというのが、これを基本に据えて、今からの財政運営はやっていかなくちゃならないと私は思いますけども、その辺が全くないんですね。

そして、下水道は先送り、じゃ寒河江市の環境整備計画、基本計画いろいろありますけども、それに基づければ上流からやはり汚れた水をどんどん流して、それで環境が整うんですか。本来ならば上流をきちっと対応して、下流の整備は後からでも本当はいいんです。だから、本来ならばだから下水道は下流からしかできないです。ですから、山間部に対しては、やはり単独の個人浄化槽ではばらばらです、実際は。水質管理から何からいろいろ今問題になっておりますけども、ばらばらです。ですから、市町村型であれば、ある一定の水質基準は私は保たれていくと思っております。

ですから、そういう面でもう少しきちっと、考えがないから、そして下水道の整備計画がないからということでは、私は住民が納得しないと思います。その辺を十分検討した上で、今後の下水道整備計画をもう一回見直しを図って、そして問題点は国、県を挙げて、市長自らその先頭に立って、山形県では見直しをこういう形で寒河江ではやっていくと。そういう方針を示せばみんな同調して、これは簡単に起債が何だかんだと言いますけれども、そんなことは十分解決していく問題だと私は思っております。その先頭に立ってやってくださいよ、市長。下水道をやらないんなら。やらないとは言っていないんですけど、先送りするのならね。この間に、今の計画では平成20年度まで、特

環部分は全く白紙状態です。その間にやはり十分議論する時間はありだと思います。

ですから、住民のアンケートもとらないなんて言っていたけども、住民の意識を聞く場を確保して、それなりの施策変更、見直しをしていただきたいと思いますけども、その辺について再度見解を伺って私の質問を終わります。

- 〇新宮征一議長 佐藤市長。
- ○佐藤誠六市長 先ほど結論を申しあげたところでございまして、都市計画変更の拡大は考えておりません。

それから、事業認可も、それも、事業認可面積の変更も、これも考えておりません。

それから、公共型の浄化槽と、こういうものは先ほどいろいろ小難しいような話と受け取られたようでございますけれども、全く小難しいのでございまして、大変なんでございます。非常に実際やろうと、あるいはこれを切りかえていくというと、大変な問題がございまして、住民等の理解もあるのだろうし、それからこれまでの下水道計画、根本的に直さなくちゃならない。そういうことがありますし、そして現在は……(発言する者あり)

- ○新宮征一議長 静粛に願います。
- ○佐藤誠六市長 現在は、合併浄化槽が欲しいという方にございましたならば、全部これは予算化して、そして受け入れられております。希望者は全部合併浄化槽でやっております。18年度から県の補助金は廃止されましたけれども、その分を市が負担して、そして合併浄化槽の整備を行っております。ですから、態度としてははっきりしておりますから、今の考え方をこれから市民に通知することは、これは当然やぶさかではございません。

ですから、公共型の市町村設置型の、今までの個人型と、それから今回の公共型だけを比べれば、これは住民の負担は少なくなります。ですけれども、現在は公共下水道、その中には一般公共下水道と、それから特環と、こう進んできておるわけでございますから。そしてまた、それがまだ範囲及ばないところは合併浄化槽の補助をということで進んできておるわけでございますから、それを組み直すということは、先ほどいろいろ申しあげたような諸問題を抱えておりますので、まずできないと、こういうことでございます、難しいと。できないとかということじゃなくて、非常に難しいと。

ですから、寒河江市でやっている方法と、それから他市町村でやっているところをごっちゃにしてお話を申しあげておるようでございますけれども、最初から市町村型ということと、あるいは公共下水道と、こう入ってきているところとまた寒河江市の場合は違うんだということをはっきり御理解いただきたいと、このように思っております。

ですから、コンサルかけてとかというような御意見もございましたけれども、2問でも答弁申し あげましたように、コンサルの必要はかける問題ではないと私は思っております。

以上です。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時15分といたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時15分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 鈴木賢也議員の質問

- ○新宮征一議長 通告番号4番、5番について、9番鈴木賢也議員。
  - [9番 鈴木賢也議員 登壇]
- ○鈴木賢也議員 おはようございます。

緑政会の一員として、通告番号4番、5番について、簡潔明瞭に質問いたします。

初めに、街路樹の維持管理についてでありますが、街路樹育て隊の育成についてお伺いいたします。

緑化フェアから4年、全国的に大きなイベントが開催されると、その地域の知名度が一気に上がり、交流人口もふえ、経済効果も期待されます。イベント終了と同時に沈静化してしまう多数の事例なども見られますが、寒河江市では年間を通したいろいろな施策の展開によって発展してきました。

第5次振興計画大綱の中で、市民自らの手による地域、社会を創造する中で、市民参加による協働のまちづくりが求められております。これまでも市民の方々のボランティア活動による花の植栽や、グラウンドワークによる公園整備管理を行ってきました。今年は新たに約120団体、約6,000人のさがえ街路樹育で隊が結成されました。街路樹の管理のためのボランティア団体や、グラウンドワークの組織ができたことは、協働のまちづくりを行う上で、全国的にも類を見ないすばらしい組織と企画であると思います。

しかし、木の管理や維持は花の植栽とも大きな違いがあります。剪定や施肥管理、消毒など、また地域、場所での管理は専門職でないとわからない点も多々あります。いろいろな管理作業が長時間になることも考えなければなりません。それでも街路樹育で隊を継続して発展するよう、誘導していく努力が重要であります。そのため、街路樹育で隊が木の管理や維持をやりやすくするための講習会の実施や、それぞれの街路樹に合った管理マニュアルなどを作成する考えはないか伺います。次に、道徳観、倫理観の教育について、寒河江市民さくらんぽ憲章を小学校から唱和することについて伺います。

第5次振興計画の中で、21世紀を担う人材の育成に当たり、美しく豊かで元気な心をはぐくむ人づくりが目標となっています。このため、学校、地域、社会が一体となり、子供たちの豊かな心と創造力をはぐくむ仕組みの構築が重要であります。その源泉となるのが奉仕の精神、そして自然に対する感謝の念であります。奉仕の精神や社会とのかかわり方などを実践的に学んでいくことで、子供たちは思いやりや感謝の心を身につけ、社会の一員として責任感を自覚していくことになると思います。そうした基本的な精神というものが、昭和52年に策定された寒河江市民さくらんぼ憲章にうたわれたものと考えております。

そこで伺います。郷土を愛し、次代を担う子供たちの育成を進めるために、寒河江市民さくらん ぼ憲章を小学校の集会などにおいて児童自ら唱和してはどうか、教育委員長の考えをお聞きしまし て第1問といたします。 ○新宮征一議長 佐藤市長。

[佐藤誠六市長 登壇]

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

本市ではこれまで多くのグラウンドワーク活動を展開し、フラワーロードや花いっぱい活動、公園整備やホタルの里づくりなど、市民と企業、行政が一体となって、自分たちが住んでいるまちは自分たちできれいにしていこうというまちづくりを進めてきました。このグラウンドワーク活動を街路樹管理にも生かすことができないかということで、街路樹が最も多い若草のみちを含めたところの工業団地内の道路において進めたいと考えたところでありました。

そのため、寒河江工業団地連絡協議会の企業、緑町、仲田の町会、寒河江工業高校、交通安全協会西部支部、寒河江市技術振興会で構成する若草のみちにお願い申しあげたところ、快く賛同していただいたところであります。若草のみちでは、企業65社、五つの町会、工業高校、交通安全協会、技術振興協会で約3,900人から加入していただきました。

育て隊の主な活動としましては、街路樹の手の届く範囲内での枝の剪定、植樹桝内の花の植栽や除草、街路や歩道の清掃、簡単な病害虫防除作業、道路が壊れているなどでの道路管理者への情報提供などがあります。早速平成17年の9月28日に団体町会の代表者に隊員証の交付を行い、10月には若草のみちと中央工業団地内の市道の除草活動を開始していただいたところであります。その後、平成18年の4月までに新たに市街地で街路樹のある地区の沿線の各町会、農事実行組合、企業及び商店街など、53団体、計2,300人の方々が加入していただきました。合わせますと、71企業、46町会、1高校、8団体で約6,200人が加入されていることになります。

これまで、すべての団体で除草活動や剪定作業を行っておりまして、特に石持地区や柴橋地区の 果樹園が連続している場所にある街路樹は、隣接する農業団体や地区において、病害虫防除作業を 行っていただいておるところであります。今後街路樹がある地域において、未加入の団体もありま すので、隊への参加をお願いし、さらなる活動の輪を広げたいと思っております。

御質問の樹木専門家によるところの剪定作業や病害虫防除方法などの隊員講習会や街路樹の樹種、 種類に応じたところの管理マニュアルを作成いたしまして、管理作業に役立てていただくように隊 員に配布してまいりたいと、このように思っております。

この街路樹育で隊というのは、花、緑、せせらぎで彩るところの寒河江を支えるところの、育てるところの大きな市民団体、大きなサポートとなっておると私は思っておりますので、本当に感謝申しあげておるところでございます。ますますこの活動が活発になるように、いろいろな手だてを講じてまいらなきゃならないと、このように思っております。

以上です。

○新宮征一議長 教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 寒河江市民さくらんぼ憲章を小学校で唱和してはどうかということについて お答え申しあげます。

次の世代を担う人材を育成するために、子供たちが美しく、豊かで元気な心や郷土を愛する心を はぐくんでいくということは、大変重要なことであり、そのためにも市民一人一人の誓いとして制 定された市民憲章は大切にしていかなければならないと、このように考えております。

現在、市内の小中学校では、教室内などに市民憲章が掲示され、常に児童生徒の目に触れ、それが意識化されるようにしております。また、小学校の3年、4年生用の社会科の副読本、「わたしたちの郷土」にも市民憲章を掲載し、授業の中でも折に触れ、指導できるようにしております。このように、児童はこの副読本を活用した社会科の授業などを通して、寒河江らしさや本市のよさに気づき、郷土の発展を願いながら、この市民憲章についても学習しております。特に市民憲章に高らかにうたわれておりますいたわりや感謝の心、奉仕の精神を養うために、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などでは体験的な活動を重視して、活動が終了した後に児童が実感と納得を伴いながら、それが内面的な理解が深まるよう、教育活動全体の中で取り組んでおります。

例えば、それは各学校における特色ある活動などにもあらわれています。小学校では1年生から6年生までの異なる学年の子供たちが一緒になった、いわゆる縦割り班活動を行ったり、交通指導員さんに感謝をする会を行ったり、音楽集会などを行ったりしております。中学校においても、病院への花飾りや地域のクリーン作戦、歩道への花いっぱい運動などのボランティア活動を行っています。さらには、決まりや約束を守るなど、日常的な場面でも指導をしています。これらの具体的な活動を通して、寒河江の市民憲章のねらいにも確実に近づいていっていると、このように考えているところです。

議員の御質問にありますように、もちろん唱和をして意識化を図ることも大切だと思いますが、 将来の人格を形成していく小学校、中学校の時期におきましては、さまざまな事例を体験しながら、 自分の行為や考え方と市民憲章にうたわれている精神とで対話を重ねて、実感のある納得を積んで いくことが子供の人格形成にとってより大切だと、このように考えます。

今後も、教育振興計画の中にも市民憲章の精神を盛り込むなど、郷土を愛し、未来の寒河江市を担う子供たちの育成を進めるために、子供たち自らが市民憲章に触れたり、対話をしたりする機会をさらに多くつくったり、子供たちが自ら活用できる分野を広げたりできるように配慮してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

- ○新宮征一議長 鈴木賢也議員。
- ○鈴木賢也議員 答弁ありがとうございました。

やはり、4年前の寒河江市と新庄市で行われました緑化フェアにおきまして、それから寒河江の方は継続した施策、またイベント、花、緑の植栽などで、他市町村に類のない施策においてすばらしく発展してまいりました。また、市長の花・緑・せせらぎ推進課を設置したことも見逃すことができない一因であると思っております。

東根市においても、わがまち街路樹里親制度がありまして、5年目になりますけれども、2,300本の街路樹のうち、里親になっている木が587本でありまして、活動人数も674人、25.6パーセントになって、ようやく5年になって芽生えてきたというのでありまして、この制度は周辺の道路、ガードレール、側溝の破損などを状況報告したり、街路樹が生い茂って道路の見通しが悪い、剪定してくれということで要請する、こういう仕組みでありますけれども、やはりこういう組織であっても、拡大していくには大変なことのように思われます。まだ寒河江の街路樹育成隊とは格段の差がありまして、やはり寒河江の街路樹育で隊の、こういうような面でも大変な仕事でないかと思っています。

また、我々緑政会に要望がありましたので、その中でやはり街路樹が大きくなって大きさがどの ぐらいが適当なのか。また、管理、消毒がわからないということで、また根上がりして歩道が壊れ ている、車の通りに支障を来しているということが、要請がありました。市長の答弁のようにして いただければ、大変なことですが、隊員も頑張っていくと思っています。花咲かフェアINさがえ が大変忙しく、終わってからでも十分検討していただきまして、実行できるようにお願いします。

また、2問のいろいろ対話をして、子供たちもよい子供になるという話でございますけれども、 やはり今我が権利ばかり主張して、ほかの人の心に欠けた自己中心がはびこっているように思われ ます。最低限の規則や法さえ守っていれば何をしてもよいというものではないと思います。人間と して、本来享受すべき道徳観、倫理観を忘れてはならないと私は思いました。

その中で、最も憂慮すべき問題が、あすを担う子供や青少年に対する教育のあり方ではないかと思っています。核家族の進行、地域社会の衰退によって、三つ子の魂百までもという人格形成に今多大な影響を及ぼす情操期に、社会と交わる機会が少なく、ひとりよがりで身勝手な人間を生み出す大きな要因になっているかと心配しております。

子供のしつけは、昔は大勢の家族と地域社会が一体となってきたものであります。その中の一つに、しかられて自らの行動を省みる、その中で自然に自分と違う立場の人の身になって考えると。想像力を身につけるものでありました。周りの大人の所作をまねすることで礼儀作法を学び、集団の中で生きるルールを体得したものであると思います。今はだれもしかられなくなり、しかることを忘れてしまったようであります。

学校教育の問題は、要は問題を解く知識に今まで頑張ってまいりました。また、企業は人物より人材を求め、仕事一辺倒の成長と経済効率だけを重視してきたことが今になっております。その結果、社会全体がほかの人を尊重する思いやりや、心や想像力を欠落することになり、子供、青少年を将来にわたってともにはぐくんでいこうという意識をなくしたように思われます。このようなと

きに、日本人古来の養われてきた道徳観、倫理観の精神美徳が芽生えるような教育が大切ではないかと思います。教育委員会の、子供が対話してすばらしい子供にできるよう実行していただきまして、すばらしい子供たちをはぐくむことを念願いたしまして、質問を終わります。 どうもありがとうございました。

### 佐藤良一議員の質問

○新宮征一議長 通告番号6番について、14番佐藤良一議員。

〔14番 佐藤良一議員 登壇〕

○佐藤良一議員 通告番号6番に対して質問いたします。

もったいないという言葉は、もはや国際語になりつつあります。これはアフリカの女性で環境大臣でありました方が、我が国の国際会議に出席され、物を捨てる人の多さに驚き、もったいないと言ったことがマスコミに大きく報道されてからであります。

折も6月は環境週間の月であります。今までは捨てていた産業廃棄物が、お金のかかる時代なのです。これまでは、産業廃棄物を再利用している代表的なものは古紙ではないでしょうか。県内でも、産業廃棄物を資源としたものを山形県が認定したリサイクル製品が発売されています。我が寒河江市の公共下水道の汚泥は、高い料金を払って民間の最終処分場に埋め立てているのです。

我が寒河江市の公共下水道は、昭和52年管渠埋設工事並び終末処理場の建設工事に着手し、昭和58年10月1日、寒河江市公共下水道の供用開始になったのであります。あれから22年余りたちましたが、寒河江地区、南部、西根、柴橋地区一部、また三泉地区と管渠埋設工事が行われ、住民の受益者負担金もあり、寒河江市でも住民のために水洗化工事に対し、改造資金やあっせん利子補給などが行われております。何せ公共下水道には莫大なお金がかかるわけであります。今年3月まで総工費では幾らかかったのですか。水洗化された戸数、面積は幾らなのでありましょうか。

我が寒河江市でも昭和40年初めころまでは、トイレのものは畑の肥やしに使われていたものであります。それが衛生的でなく、し尿のくみ取りが行われ、それでも文化的な生活をするために、下水道工事に着手したと思われる所存であります。

消費税も、平成元年に3パーセントから平成8年に5パーセントに上がっています。毎年1回、終末処理場において下水道の水洗化の普及のために、下水道フェアも行われています。一般家庭や工場から私道、市道、県道、国道、道路に埋設された下水道管を通って汚れた水を最終終末処理場に集められ、きれいに処理され、山形県の母なる川である最上川に流されているのです。これまでは住民もわかっているはずですが、下水道の汚泥の処理にまでは余り関心はないのではないかと思います。

昭和58年に終末処理場の供用開始以来、今日まで下水の汚泥は民間の最終処分場で埋め立てされています。昭和58年から平成8年までは村山市の大淀に、平成9年から11年までは舟形町の長沢に、12年から17年までは中山町の土橋地区、今年は村山市の富並地区にと、場所を4回変えております。佐藤市長になってから四つの民間処分場に運ばれておりますが、何せ下水道の汚泥に当たり、最終処分場までの距離が遠くなれば運搬費もかさみ、埋め立て費も毎年上がっているのではないでしょうか。今年だけで、汚泥の処理費は幾らになるのでしょうか。毎年下水道の汚泥分は幾らになるでしょうか。下水道の使用料金もいつか値上げがあるのではないでしょうか。市長の考えはどのようでありますか。

全国に見ても最終処分場の建設に当たり、住民の反対運動も起きております。佐藤良一も本議場

で何回か質問してまいりましたが、なかなかいいアイデアが浮きません。山形県並び市長職合わせれば行政職50年余りの市民思いの佐藤誠六寒河江市長でありますから、市民がびっくりするアイデアでもあると思っているわけであります。市長はどのようにお考えになりましょうか。

山形県では、総務庁の産業廃棄物の新設合意を受けて、10月1日から県内の最終処分場に運搬した業者に1トン当たり千円の税がかかるようであります。寒河江市の下水道の汚泥は市が排出業者に当たるから、当然1トン当たり千円の税負担がかかるのです。10月以後、どのようになされるのでしょうか。市長のお考えはどうでありますか。水洗化された住民に下水道使用料金の値上げはあるのでしょうか。

今年度は、寒河江市一般会計から公共下水道事業特別会計に繰出金が8億5千万余りの支出が行われております。下水道というものは、最後の最後まで莫大なお金がかかるわけであります。下水道処理計画がなされていない地域に住んでいる住民から見ればうらやましい金額ではないかと思われます。

今年からは、合併浄化槽の県の補助金もなくなっているのです。合併浄化槽は1年1回定期的点検があり、1回のくみ取り並びに検査に5万円近くかかると聞いております。合併浄化槽がない家庭もあるし、年に2回から3回ぐらいくみ取りが行われております。同じ寒河江市民でありながら、格段の差が出ているような気もします。その辺の市長のお考えはどうでありますか。

終末処理場の道路を挟んで南側にある西村山広域事務組合の寒河江地区クリーンセンターがあります。ここでは、下水道処理計画に入っていない住民のし尿処理がなされているわけであります。 そこで発生する汚泥は焼却されているようであります。ところで、下水道で発生する汚泥も一緒に焼却できないかどうか、市長のお考えはどうでありますか。

何せ文化的で快適な生活環境をもたらす下水道でありますし、10月1日から山形県で産業廃棄物税に対して市長はどのような対応をなさるのでしょうか。

市長は、西村山地方事務所長並び山形県土木次長を務めていたのです。そのときの寒河江市の公共下水道に対して大変御努力なされると聞いております。佐藤良一、一市民として感謝申しあげます。

以上で1問終わりますが、市長の御理解ある答弁を期待しているものであります。 以上で終わります。 ○新宮征一議長 佐藤市長。

[佐藤誠六市長 登壇]

〇佐藤誠六市長 初めに、現在の事業の状況についてでございますが、17年度末現在までの浄化センターを含めた公共事業費と特環事業費を合わせた事業費は約317億円となっております。

それから、下水道に接続し、水洗化のなった戸数でございますが、17年度末現在で8,361戸となっております。また、供用開始となっている処理区域面積は854ヘクタールとなっております。それから、処理についての御質問がございましたが、今年度汚泥処理費として計上しております予算額は、汚泥処理分として4,067万5千円、汚泥運搬費として787万5千円、合わせまして4,855万円でございます。

それから、県が制度化となりましたところの産業廃棄物に対してでございますが、制度化した産業廃棄物税は今年の10月1日から施行することになっておるようです。平成17年度の時点において、全国的には既に24府県が実施または導入を決定いたしまして、特に東北各県の中で山形県だけが未導入であり、山形県の導入の理由によれば、近隣県の中で空白県となることから、近隣県との施策の均衡を図るために導入した法定外目的税だと言っております。

その廃棄物税でございますけれども、山形県の循環型社会形成推進計画に基づく総合的な施策の 財源として活用するということで御案内のことかと存じます。具体的な制度内容では、納税義務者 は最終処分場への排出事業者でありまして、上下水道汚泥等の公共関係の最終処分についても免除 という規定はなく、税率1トン当たり千円となっております。本市ではこの制度について、前年度 に事前に説明を受けておりましたので、18年度の当初予算に10月からのトン当たり千円の税分を排 出予定量の1,300トンに乗じた130万円を計上しております。

こういう税が出たことによって、使用料にはね返りとか影響が出てくるのかということでございますけれども、当方といたしましては、処理場の維持管理費の経費節減を図り、使用料収入増加のために水洗化の一層の向上に努めてまいりたいと考えております。このようなことから、税負担による使用料の値上げは考えておりません。

最後に、下水道の汚泥をクリーンセンターの焼却施設で処理してはどうかというような御質問も ございました。

御案内かと思いますけれども、現在のクリーンセンターは一般廃棄物の処理施設として整備した施設でございますので、し尿及び浄化槽からの汚泥は一般廃棄物として処理しておりますが、下水道からの汚泥は産業廃棄物と規定されておりますことから、現在の施設での下水道汚泥の処理はできないこととなっております。

以上のように、下水道の汚泥処分経費を軽減することを考えた御提言でございましたが、現実的には不可能であるということでございますので、御理解をいただきたいと思います。 以上です。

- ○新宮征一議長 佐藤良一議員。
- ○佐藤良一議員 市長からいろいろ御答弁ありましたけど、山形県でも下水道のコンポストでやって いるのは鶴岡市と天童市と聞いております。あとの自治体の下水道はほとんど埋め立てじゃないか なと思っておりますけど、汚泥のコンポスト化する予定あるのかどうかであります。

あと、新聞報道でありましたけど、東京都下水道局と東京電力が汚泥で発電して、残った灰をまた再利用するというのも起きているわけであります。山形県でも山形広域処理があります。広域下水道、山辺、中山町、山形市、天童、東根、村山市に最終終末処理場があるわけでありますけど、寒河江市でもその辺のことを一緒に考えながら、汚泥も減量化する必要があると私なりに思っているわけであります。ほとんど民間の、市長が就任されてからも4カ所の最終処分場で埋め立てが行われているわけでありますし、だんだんと環境に優しいというか、最終処分場も全国に見ても反対運動が行われているのが現状であります。

今、富並地区にも初めは反対運動があったわけでありますが、最終的に合意に至って今埋め立てしておるわけなんです。米沢市におきましても、産業廃棄物、民間の施設でありますけど、やはり同じような住民の反対運動があるようにお聞きしておりますので、なるべくやはり文化的な生活でありますけど、汚泥のことというとなかなかみんないい思い出がないような感じもするわけでありますし、その辺も考えながら取り組んでいかなきゃならないような感じいたします。

先ほど、松田孝議員も合併浄化槽のことを質問されておりましたけど、やはりその辺の普及も考えながら、下水道工事には莫大なお金もかかるわけでありますし、もう一度山形県の下水道公社的なものがあると聞いておりますし、下水道の再利用や汚泥の再利用を考えなされているのかどうかであります。予算化、半年分の130万円ほど計上なされているということですけど、毎年ふえていく汚泥に対して、もっと活力あるコンポストや焼却できるように、県にも働きかける必要があるんじゃないかなと私思っておりますけど、市長の考えありましたならばよろしくお願いします。

- ○新宮征一議長 佐藤市長。
- ○佐藤誠六市長 まず、コンポストやるのかどうかと、こういうことでございますけれども、結論から言えばやる気持ちはありません。これやるにしましても、施設の問題、運営の問題、これは大変だろうと思っておりますし、現在のように村山市の最終処分場に運搬するということで処理したいと、このように思っております。

そのほかにも、これまでいろいろ御指摘のように最終処分場にお願いをしてきたところでございますけれども、現在は村山の方にお願いして、まだ余裕があるようでございますし、十分受け入れ可能だということを聞いておりますので、そちらにお願いしたいなと、このように思っております。 汚泥の再利用というようなことは、これは循環型社会の中では当然必要なことだろうと思っておりますけれども、実際にそれをやるということになりますと、これは大変。今言ったように設備投資から、あるいはその運営から、あるいはそれを今度どのように消費する方に処分、あるいは売却というような形になろうかと思いますけれども、そういう分野でも大変な問題が出てくるかと思っております。今後十分勉強はしなくちゃならないとも思いますけれども、非常に厳しい問題だなと、このように感じておるところでございます。

- ○新宮征一議長 佐藤良一議員。
- ○佐藤良一議員 やはり文化的生活、下水道工事で水洗化になればその地域の人は本当にいい生活ができるわけでありますけど、やはり汚泥というのを避けて通れるわけいかないんでありますので、やはりその辺も寒河江市ばかりじゃないし、当然下水道を設置している自治体で、何らかの協議も必要じゃないかなと私なりに思っているわけであります。

市長の行政職、山形県職員並びに市長職合わせれば50年在籍があるわけであります。やはり何かいいアイデアを当然持っているのかなと私なりにも思ってこの質問をしたわけであります。少しでも下水道の汚泥に関し、議員の皆様も管理職も持ってもらえれば、これからもっと快適な下水道運営ができるんじゃないかなと私なりに思っているわけであります。市長の在任期間中、何かいいアイデアありましたならば、市民に大いにPRしていただきたいなと私なりに思っていますけど、市長のお考えありましたならばぜひお聞きしたいと思っております。

- 〇新宮征一議長 佐藤市長。
- ○佐藤誠六市長 先ほど答弁申しあげましたように、勉強させていただきます。

散 会 午前11時59分

○新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでした。

# 平成18年6月12日(月曜日)第2回定例会

〇出席記	議員(	(21	1名)	)												
1番 新		宮	征	_	議員			2番	12	Ė	藤		*	殺		
	3番 鴨		田	俊	廣	議員			4番	朴	某	津	博	-	±	
	5番 木		村	寿	太郎	議員			6番	木	公	田		Ē	孝	
	7番 猪		倉	謙	太郎	議員		:	8番	7	5	Ш	忠	į	莨	
	9番 鈴			木	賢	也	議員			3番		· 生 元	木	春		吉
	11番 柏		倉	信	_	議員			2番		<u>.</u>	橋	勝		文	
	13番 髙			橋	秀	治	議員			_ 4番		±	藤	良	_	_
	15番 佐		_	藤	暘	·· 子	議員			6番	-	- 	越	孝	<u> </u>	男
		і- Д		藤	23	, 明	議員			8番		.,  ß	須	,		念
19番		佐		竹	敬	_	議員			3番		麦	藤	聖		乍
2 1番		伊		藤	忠	男	議員		_	- ш	^	_	13-3K	_	'	'
○欠席記		 (なし	,)													
○説明(				÷老の	おまれ	ζ.										
佐	藤	)出, 誠	六	市	740 F C		툿		荒	木		恒	助			役
-	<b>孫子</b>	勝	_	収	)		没		大	谷	昭	男		育	委 員	
蝉	Ш	幸	Вħ	選	挙管理	委員会	<b>?</b>		佐	藤	勝	羊	##:	坐禾皂	=	∆ E
奥	Щ	<del>*</del>	助	委			Ę		江	瘀	防	義	辰	業委員	킨 ᄍ 2	スマ
那	須	義	行		総務課	. ,	=		片	桐	久	志	絵	合政	策訓	果長
					選挙管理委員会事務局長				, ,	11.3		, .	総合政策課行財政			
秋場元			総 合 政 策 課 財 務 室 長					菅	野	英	行		る。 な革推済			
							<u> </u>						L	X <del>11</del> 1 E .	医垩顶	ζ.
尾	形	清	_		総合政策課企業 立地推進室長				Ξ	瓶	正	博	税	務	課	長
有	Ш	洋	_	市民生活課長					浦	Щ	邦	憲	建設課長			長
ŧń	<b>△</b>	7夕	+	3	建設課				犬	餇		好	花	緑・七	tt6	ぎ
柏	倉	隆	夫	都市整備室長							推			推進		
佐	藤	••	昭	下水道課長						系子	政	_	農	林	課	長
兼	子	善	男	商工観光課長					斎	藤	健	_		康福		
鈴	木っ	英白	雄	会			<b></b>		荒	川 20	貴	久去		道事		
兼	子	良	_	/内	1元 寻	■ 務 -	支		芳	賀	友	幸		育 全校教		
熊	谷	英	昭	学	校教	育課	툿		菊	地	宏	哉		-1X3 導推:		
エ	藤	恒	雄			スポーツ	l		安	系子	雅	美	監	查	委	員
				监		課長	<u> </u>				••					
宇	野	健	雄	事					清 野			健	農 業 委 員 会 事 務 局 長			
○事務局	言語に	11日	老者	77	avi	י–י ט	•						7	- 1) I	-J 1X	•
の手がた	間	~ 44/1	康	車	圣々	局 -	=		<del>, , ,</del>	፟	俊	博	局	=	<b>2</b> ±	/+-
,,,,	B		烬	事	務		₹		女	食	12	177	/01	長	補	佐

議事日程第3号第2回定例会平成18年6月12日(月)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

## 再 開 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第3号によって進めてまいります。

### 一 般 質 問

○新宮征一議長 日程第1、6月9日に引き続き一般質問を行います。

### 一般質問通告書

平成18年6月12日(月)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要	)III	質	引	5	者	答	弁 者	$\overline{}$
7	「子どもの居場所	本市の現況と今	後の対策について	5 같	<b>ĕ</b>			教育	委員長	툿
	づくり」について	学童保育との係	わりについて	木	村	寿ス	郎			
8	子育て支援につい	子どもすこやか	プランの具体化につい	1 !	5番			市	Ð	₹
	て	て		佐	藤	暘	子			
		子どもすこやか	プランと保育所指定管							
		理者制度との整	合性について							
		学童保育への支	援強化と充実について							
9	教育全般について	市長より要請さ	された「検討委員会設					教育	委員長	툿
	の検討委員会設置	置」								
	について	について教育委	員会ではどのような話							
		し合いをもたれ	たのか							
		検討委員の人選	について							
		検討項目と調査	の方法について							
		委員会の公開に	ついて							
1 0	行財政改革につい	再び特別職の退	職金問題について	1 :	7番			市	Ð	₹
	て	法令審査室の設	置について	内	藤		明			
1 1	医療、福祉の充実	医療従事者等修	学資金貸付基金の創設					市	Ð	툿
	について	について								
1 2	行財政改革につい	人事評価システ	ムについて	1 (	6番			市	長・	•
	て			Ш	越	孝	男	教育	<b>香員</b> 長	툿
1 3	防災対策について	再度、市庁舎の	耐震対策について					市	Ð	톤
		洪水ハザードマ	ップの作成について							
1 4	医療施策について	ジェネリック薬	品の普及について					市	Ð	툿

### 木村寿太郎議員の質問

- ○新宮征一議長 通告番号 7番について、5番木村寿太郎議員。
  - [5番 木村寿太郎議員 登壇]
- ○木村寿太郎議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、通告してある課題について質問させていただきますので、答弁をよるしくお願いいたします。

通告番号7番、子どもの居場所づくりについてお伺いいたします。

全国各地で子供が相次いで襲われる事件が多発しており、お隣の秋田県藤里町という人口わずか4,300人程度の小さなまちでも男の子が殺害され、それも小学校低学年ばかりで、しかも下校のときばかりねらわれております。私たちの学校や地域ではそんな事件は起こらないだろうと楽観することはできません。本当に事件は、いつ、どこでも起こり得るのだという危機感を常に持たなければと思っております。

山形県内も先日の新聞報道などによりますと、防犯に躍起であり、各地で住民組織の自主的な活動が活発化してきております。県の教育委員会でも6月をこれまで学校安全強化旬間としてきていたのを強化月間に格上げしており、見守り隊などの名称で活動する防犯ボランティアが4月末現在で164団体、構成員にして1万人を超えているとのことです。各団体は、主に児童の登下校どきに学区内を巡回するほか、会議や講習会を開いて組織の体制づくりを進めているとのことです。

一方、民間でもJRの各駅、東北電力やNTTの各営業所、クリーニング業界や石油販売会社の連絡車、子供たちが緊急時に駆け込む子ども110番連絡所など数えたら切りがないくらいに地域と民間の協力がふえております。

しかし、一番肝心なことは、子供たちに防犯意識をいかに持たせるように指導するかだと思います。そして、私たちは、子供は地域で守り、地域で育てるという意識の高揚かと思います。全くゆゆしき問題であります。

さて、そんな中、国では地域子ども教室推進事業を展開する上で、地域の大人たちの力を結集し、子ども活動拠点整備をテーマに、平成16年度から18年度、緊急3カ年計画で子ども居場所づくりを実施しております。この子どもの居場所づくりとは、文部科学省の資料などを見ると大変難しく書かれておりますが、本市の第5次振興計画基本構想の21世紀を担う人材の育成の中の「郷土を愛し、次代を担う子どもたちの育成」の節にある「子どもたちが、地域での祭りや行事、奉仕活動などに社会参加することにより、郷土愛を育むことができるよう環境づくりに努めていきます」とあります。

まさしくその人づくりであり、端的に表現すれば、家庭、地域、学校が一体になり、社会全体で健やかな子供を育成し、放課後や休日には公の施設を利用し、大人の協力を得て、スポーツや文化活動をする拠点づくりをしようとするものであります。

平成14年度からの完全週5日制が実施になり、なぜ土曜日が休日になったのか、その趣旨を家庭や地域や子供たちが十分理解していない絡みも一部あるのではないかと個人的に思っております。

さて、子供の居場所づくりの必要性としては、最近子供の減少、テレビゲーム、インターネット、 携帯電話等の普及により、子供たちを取り巻く環境は大きく変わってきております。子供たちの外 で遊ぶ声が聞こえなくなったとよく言われる要因もその辺にあるのかと思われます。

やはり学年の違う、いわゆる縦割りの子供と一緒に遊んだり、地域の人々と接する機会がだんだん少なくなっていますし、子供たちの放課後や週末の過ごし方も課題になっていると思います。すべての家庭ではないと思いますが、保護者がいても忙しいことに理由をつけて十分なしつけが行われていないなど、家庭の教育力の低下も指摘されております。

そして、地域活動やスポーツ活動など子供たちの体験活動も不足しており、そのような機会を提供することもぜひ必要です。子供を媒体として地域の大人が一体となった地域コミュニティづくりが重要かと思われます。そういう関係がうまくいけば、本来の目的である子供たちは自分の考えていることを正しく相手に伝えたり、集団の中で上手に人間関係をつくっていくことの大切さ、集団で遊ぶ楽しさなどが自然と身についてくるのではないでしょうか。

次に、実施するに当たっては、学校では地域子ども教室への参加を呼びかけたり、情報を提供したり、家庭では親が積極的な参加を促し、地域社会では社会教育団体に働きかけ、指導員などの人材を確保したり、行政は実行委員会を結成し、登録された人材を子どもの居場所に派遣したりと、あらゆる地域コミュニケーションと連携することにより、お互いの触れ合いなども出てきますし、輪が広がり、地域おこしにも貢献できると思います。

先日県にもいろいろお伺いしたところ、この事業に関しては、単に放課後の安全な場所を確保するための手段ではなく、子供たちが安全に楽しく過ごせるための仕掛けづくりをすることや今後はスタッフの確保や研修、そして参加者の安全確保の問題をどうするかが課題であると話していました。そして、国としては、幾つかのメニューを示しておりますが、何がその地域にふさわしいかは地域に一番身近な行政主体である市町村が選択することが適当ではないかとも言っておりました。平成16年度は、初年度ということもあって、全国規模で4,000カ所くらいを予想していたそうですが、結果は5,400カ所にもなり、山形県でも116カ所と全国平均よりも高いとのことです。

本市においても、16年度と17年度に寒河江子ども土曜ランド実行委員会と称し、年間10回程度開催しております。パソコンで遊ぼう、自然観察、ピザづくり、囲碁・将棋、たこづくり、マジック教室などを開催し、平均30人ぐらいの子供たちが毎回参加し、好評と伺っております。都会と地方の地域差は当然ありますが、公民館活動とは違った社会教育の必要性をだれしもが感じていると思います。まだまだこの事業を知らない方が多いというのが現況かと思います。

そこで、この子ども居場所づくりについて、教育委員長に3点お伺いいたします。

一つは、本市におけるこの2年間の成果と子供たちからアンケートや反応などを調査しているのか。今年度の計画は、緊急3カ年計画の3年目になりますが、3年だけで終わっては所期の目的が達成されないような感じがします。来年度からはどのような対策をお考えなのか。

二つ目は、平成19年度からの厚生労働省の放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育と文部科学省の地域子ども教室推進事業、いわゆる子ども居場所づくりを一体的あるいは連携して実施する(仮称)放課後子どもプランを二つの省で創設したい意向です。本市の現在の学童保育とのかかわりはどうなるのか。そうなった場合は、施設や運営面でも学校とのかかわりも大部分出てくるのではないかと予想されます。本市として、具体的にどのようにお考えなのか。

三つ目は、本年度の事業がまだ全部消化していないのであれば、本年度創設した寒河江市総合スポーツクラブ「アスポートさがえ」の中に野球、バレーボール、バスケットボール、体操、ちびっ子スポーツチャレンジ隊などのジュニア教室が数多くありますが、その併合した利用などもお考えなのか。

以上3点をお伺いし、第1問といたします。

○新宮征一議長 大谷教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 子どもの居場所づくりについてお答えいたします。

この事業は、文部科学省の地域教育力再生プランの中で地域子ども教室推進事業として実施されてきております。地域教育力再生プランは、近年の社会状況の変化に伴って、近隣住民間の連帯感の欠如や青少年の問題行動の深刻化などを背景として、社会全体で子供をはぐくむ環境を充実させ、地域の教育力の再生を図るために平成16年度から3カ年事業として行われているものでございます。

その中で子どもの居場所づくりは、心豊かでたくましい子供を社会全体ではぐくんでいくために、安全、安心な子供たちの居場所、活動拠点を設けて、地域の大人を指導員として配置し、放課後や 週末におけるスポーツや文化活動など、さまざまな体験活動や地域住民との交流活動を支援するものでありまして、本市では寒河江子ども土曜ランドとして実施してきております。

この寒河江子ども土曜ランドは、平成16年度から社会教育課を中心として、学校教育課、小学校 長会、寒河江市子供会育成連合会、青少年育成推進員会、地区公民館の代表者などで実行委員会を 組織して運営に当たってきております。実施に当たっては、ボランティアサークルのOBの方々、 退職教員の方々、各地区の公民館活動推進員など8名の方に指導員をお願いし、子供たちの安全に 配慮しながら実施してきているところであります。

具体的には、夏休みや土曜日などの休日に文化センターを主会場といたしまして、7月から12月まで年間10回実施しており、長岡山での自然観察、ニュースポーツ、ピザやケーキづくり、芋煮、そばなどの郷土料理をつくったり、昔の遊び、竹トンボなどでの遊び用具の工作、パソコンを使用しての自己紹介用の名刺をつくったりするなど、まさに多様な体験活動を実施してきたところでございます。

そこで、初めに本市における2年間の成果と参加した子供たちの反応、それに来年度からの対策 についてのお尋ねがありましたので、お答えいたします。

参加者を市内の3年生以上の小学校児童を対象に募集しておりますけれども、平成16年、17年度ともに市内の八つの小学校から50人を超える児童が参加し、活動をしてきました。2カ年とも事業終了後に参加者の感想文集を作成し、またアンケートも実施しておりますが、参加した児童たちは一様に「とても楽しかった」と、「また来年も参加したい」と感想を述べており、さまざまな体験活動ができた喜びと、仲間と一緒に活動できたことに素直に感動しているようでございます。

今年度においても、これら2年間の成果を生かしながら、これまで同様に実施する予定でおります。平成19年度からは文部科学省の委託事業がなくなりますが、これまでの事業の成果を踏まえて、地域の公民館など子供たちのより身近なところに居場所をつくりながら、地域の大人の人たちの協力や支援を得て、新たな取り組みを展開することが大切だと、このように考えております。

次に、学童保育とのかかわりについてでございますが、ただいまお答えいたしましたとおり、寒河江子ども土曜ランドは月に一、二回程度、土曜日を中心として、地域の大人がかかわって行ってきているものであり、学童保育とは異なる事業だろうというふうに思います。

こうした中、御質問にもありましたように、去る5月9日にあった文部科学大臣の会見において、

文部科学省と厚生労働省の放課後事業の連携についての発表がございました。平成19年度からは (仮称)放課後子どもプランを創設するというもので、文部科学省の地域子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を連携させたもので、地域のボランティアや退職教員、福祉部 局職員等を活用して小学校で実施するという内容のもののようでございます。今後具体的なことが 出てくると思いますので、本市の取り組みについては今後の検討課題であるというように考えております。

次に、アスポートさがえとの関連についてございましたので、お答えいたします。

アスポートさがえは、子供から高齢者までそれぞれの年齢、体力、技術、目的に応じて、いつでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの拠点として設立されたものであり、会員制の総合型地域スポーツクラブでございます。このクラブで活動するためには、会員になる必要があります。それに対して、居場所づくりは、地域の大人がかかわりながら子供たちを健全に育成しようとするもので、この二つはそれぞれ目的的には別のものかなというふうに考え、二つを一緒にしての事業となりますと難しいのではないかなというふうに考えております。

しかしながら、今後身近なスポーツクラブの設立が期待されます。アスポートさがえで活躍できる、活躍する子供たちがふえてくるように、子供たちや保護者にその趣旨を広めていきたいと、このように考えているところです。

子どもの居場所づくりは、先ほど申しあげましたように本年度で終わりますけれども、先ほどお答えのとおり、これからも家庭と地域と学校の連携をさらに深めながら、子供たちの健全な育成を進めるために努めてまいたりたいと、このように考えております。

以上でございます。

- ○新宮征一議長 木村寿太郎議員。
- ○木村寿太郎議員 御答弁大変ありがとうございました。

今の御答弁の中にもありましたけれども、アスポートさがえとのかかわりでございますけれども、今御説明あったとおりちょっと会員制ではというようなことありましたけども、どうも私ども余り議員になってまだ浅くてちょっとわからないんですけども、縦割りのちょっと悩みがそこに出てくるんじゃないかなというような感じがしますし、これから会員になれば当然できることだと思いますので、それに対する啓発とか何とかも当然伴って、せっかくつくったクラブ組織ですので、そういうものを十分に今後生かしていただきたいと思います。

それから、自分の子供のころをちょっと振り返りますと、やはりもうかれこれ50年も前になりますけども、当時は現在の環境とは大分違いまして、遊べる場所というのがたくさんあったわけでございまして、というより、外で遊ぶしかなかったというべきかもしれませんが、そこにはやはり常に存在感のある餓鬼大将がおりまして、餓鬼大将にはいろいろお世話になった記憶がありますけども、山や川とか田んぼ、畑で遊んだり、遊ぶ道具を工夫してつくりました。それがやっぱり自然に生きるための知恵や力、餓鬼大将を頂点とするやっぱり上下関係とか指導力とか、そういうものを常に自然と身についたのかなというふうな感じがしております。

やはり、子供たちを取り巻く環境というのは大きくさま変わりしたとはいえ、やはり子どもの居場所づくりを企画立案する矛盾とかむなしさというものは常に私も感じているところでございますけども、やはり一番大切なことは子供に対する道徳観や生きる力、そして地域における伝統行事、自然に触れることでのふるさとの大切さとか懐かしさといったものを、ボランティア団体とか老人クラブとか婦人会さんあたりと手を取り合いながら指導していただきたいものでございます。私たちの時代には本当に考えられないような残忍な犯罪が多発しているわけでございますけども、少子高齢化の時代だからこそこうした取り組みが大切な時期ではないかなというふうに感じております。

それで、先日の新聞報道などによると、国は2007年度から子どもの居場所づくりの中で、団塊の世代の教員のOBらの力をかりて、地域格差は当然あるわけですけども、経済的理由で塾に通えない子と通える子の間に格差が広がるのを防ぐをことを目標に、放課後や土日に無料の補習を実施する方針を文科省では考えているようでございます。そして2007年度、次年度の概算要求に盛り込むという報道がありました。

このことについて、教育界から本末転倒ではないかなどといろいろな反対意見が出ているようですが、国では学校の教育とは役割は分担できるんだと言っております。そうなれば、当然小中学校の施設はもちろんでございますけども、公民館などの公の施設の利用や指導者の問題も当然出てくるわけでございますけども、本市としてはこの居場所づくりの中で、ちょっと塾と似通った無料補習の取り組みにどのような見解を持っておられるのか、また今後の対応はどのようなお考えなのかお伺いし、第2問といたします。

- ○新宮征一議長 教育委員長。
- ○大谷昭男教育委員長 先ほど文科省のいわゆる居場所づくり事業と、それから厚生労働省所管のいわゆる学童保育との関連についてもお話をいたしましたが、今後の内容がはっきりしてきた段階で考えていくべき内容が随分あるなと、課題があるなという意味でお答えを申しあげました。

なお、具体的なとこもあるようでございますので、教育長あるいは担当課長の方からお答えを申 しあげたいと思います。よろしくお願いします。

- ○新宮征一議長 教育長。
- ○芳賀友幸教育長 お答え申しあげます。

仮称の放課後子どもプランにつきましては、5月9日の文部科学大臣の記者会見の中で初めてですね、明らかにされたものであります。会見の中でですね、無料の補習というようなことが話されておりますけども、具体的なですね、この中身については、まだ何もですね、私ども示されておりませんので、これからかなという感じしています。

特に学校の中でやるということになれば、学校教育との深いかかわりが出てきますので、この辺のことを十分にですね、研究をしながら進めていく必要があるのかなという感じしています。

いずれにしても、19年度に概算要求の時期までその推進方法、詳細中身について出すということを国で発表しておりますので、今後のですね、推移を十分見守りながら、十分研究して、寒河江市の子供たちが心豊かでですね、たくましく成長できるような、バランスのとれた成長できるようなですね、政策にしていきたいものだなと考えております。

以上でございます。

## 佐藤暘子議員の質問

○新宮征一議長 通告番号8番、9番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

○佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、日本共産党と市民の声を代表し、以下のテーマについて市長並びに教育委員長に御所見を お伺いいたします。

初めに、子育て支援について市長にお伺いいたします。

子供の出生率が年々低下し、遂に今年は合計特殊出生率が1.25と過去最低になったと報じられております。国でも何とかして少子化に歯どめをかけようと、児童手当の支給対象年齢を小学6年生まで引き上げたり、さまざまな手だてをとっているようですが、一向に効果がないようです。結婚をしない若者がふえている、子供を産もうとする人が少なくなっているとよく言われます。確かにそういう傾向がふえているかもしれません。

しかし、その背景には、社会のさまざまな変化や社会が直面する多くの課題が関係し、作用を及ぼしているのかもしれません。子供の数をふやすことは、小手先だけの対策で解決できる問題ではなく、若い世代が将来に夢や希望が持てる社会、労働時間の短縮や職場環境の改善、男女が働きながらも子育てしやすい保育環境の整備、医療費や教育費の軽減など国や企業のあり方を問い直し、社会全体が真剣に取り組んでいかなければならない状況に直面しているのではないかと思います。

寒河江市でも次世代育成支援対策推進法の制定を受けて、寒河江市の子供たちを健やかに育てていきたいという理念のもとに、平成17年に子どもすこやかプランを策定しました。このプランは、六つの章から成っていますが、第4章、今後の推進方策の中から幾つかの課題について質問をさせていただきたいと思います。

認可外保育施設等民間保育機能の強化では、具体的な取り組みとして、認可外保育施設児童育成 支援事業、幼稚園の特別保育サービス事業の支援が挙げられていますが、具体的にはどのような内 容か伺います。

また、乳児、低年齢児保育基盤の充実では、乳児や低年齢児保育需要の増加に対応するため、社会福祉法人等の新たな設置を含め、民間活力の活用を検討するとありますが、このことは乳児を含め、低年齢児の保育をすべて民間に委託するということなのか、具体的にどのような内容を考えているのか伺います。

次に、子どもすこやかプランと保育所指定管理者制度との整合性について伺います。

寒河江市行財政改革大綱では、保育所の指定管理者制度移行を決定し、実施計画では平成19年度から実施していくとなっていますが、具体的にはどこの保育所をいつから実施していく計画なのか伺います。

また、すべての市立保育所を指定管理者制度に移行していく考えなのか、いつころまでと考えているのか伺います。

子供を市立保育所に預けている父母から、指定管理者制度に移ることに対し不安の声が寄せられ

ています。私は、低年齢児を市立保育所に預けているが、小さい子供は自分の周りの大人や環境に 非常に敏感だ、自分の子供が他の施設から今の保育所に移ってから1カ月くらいはとても不安定な 状態が続いた。指定管理者制度に移されて、これまでなれ親しんできた先生たちががらりと入れか わるのでしょうか。保育内容はどうなるのでしょうか。先生や保育内容が変わったりしたら子供た ちは不安や緊張を強いられるし、とてもつらい思いをするのではないか。親としても先生たちとの 信頼関係を切られてしまうのではないか心配ですというものでした。

私は、行政が担ってきた業務を指定管理者制度に移すことを全面否定するものではありません。 しかし、子供の成長にとって、その後の人格や情緒を形づくると言われる最も大事な時期の乳児や 幼児の保育が指定管理者制度になじむものではないと思っています。

子どもすこやかプランは、寒河江市の子供たちの健やかな成長と寒河江市の住民の子育てをあらゆる面で支援していく行動計画として作成されたものです。その中には障害児保育や延長保育、季節保育や一時保育、地域に密着した保育所づくりなど、まさに行政が責任を持って進めていくべき内容となっています。子どもすこやかプランと指定管理者制度に整合性はあるのか伺います。

公立保育所の民間委託が全国的に進められている中、問題も起きています。住民との合意もないまま短期間の間に保育士が全員入れかわり、周りの様子も変わったことに子供たちが戸惑い、精神的にも大きな苦痛を強いられたとして、横浜市や大阪の大東市の住民が行政訴訟を起こしていたものですが、横浜地裁、大阪高裁とも住民の訴えを認めて市に賠償責任を科しました。このようなトラブルを防止するためにはどのような対策を考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、学童保育への支援強化と充実についてお伺いいたします。

学童保育は、国も子育て支援の一つとして力を入れてきていますが、近年共働き家庭児童の放課後対策にとどまらず、児童たちを対象に引き起こされる事件や事故対策として、放課後の子供たちが安心して過ごせる居場所としてもその需要が高くなっているようです。寒河江市においても、学童保育の需要は年々ふえており、ことに寒小学区のきらきらクラブは、開設当初予想もできなかった62名の大所帯となり、今年施設を増改築し、大変快適な施設となりました。わんぱくクラブも90名を超える勢いで子供の数がふえたことで、施設を分離し、わんぱく第一、わんぱく第二として運営を始めたことは御案内のとおりです。

学童保育は、共働きやひとり親家庭などの要望によってつくられ、行政がそれを支援し、運営は 父母たちが自主的に行っています。学童保育の成り立ちは、子供のかぎっ子対策として、必要に迫 られた父母たちが立ち上がり、自主的につくり上げたものだけに、行政の支援の仕方も学童の運営 の仕方もまちまちのようです。寒河江市の場合は、市からの委託料と利用している子供たちからの 保育料で運営しているようですが、その年その年で利用する子供の数に変動があり、委託料や保育 料収入が一定でなく、運営には大変苦労しているようです。

寒河江市の学童保育は、公設民営になっているので、民間施設の家賃や増改築などについては基本的には市が対処しているようですが、公民館や学校など公的な施設を利用している学童クラブと民間施設を使用している学童クラブとで経費の面の不利益が生じたり、子供の数が多い学童クラブと少ないクラブとでは運営内容に大きな差が出てはいけないと思いますが、水光熱費や指導員の人件費などについてはどのような内容になっているのか。また、施設の維持管理、増改築などについては、市の責任を堅持し、実施すべきと思いますが、御所見を伺います。

また、現在学童保育のない学区からも学童保育を望む声が聞かれますが、市としても積極的に取り組むべきと思いますが、市長の考え方を伺います。

次に、教育全般についての検討委員会設置について、教育委員長に伺います。

平成16年12月議会において、市長が緑政会議員の質問に対し、中学校給食については教育全般について検討する中で検討してもらうよう教育委員会に要請すると答弁されてから1年半が過ぎました。この間、与党議員も含め、再三にわたり検討委員会の設置について議会での質問をしてまいりましたが、これまで設置したという答弁はもらえませんでした。5月末にようやく検討委員会を設置したというお話を伺いましたが、市長より検討委員会設置の要請を受けてからこれまでの間、教育委員会ではどのような話し合いが持たれたのか伺います。

次に、検討委員の人選について伺います。

私たち共産党市議団は、人選について過去の中学校給食検討委員会の人選の教訓として、検討内容にふさわしい人を選ぶべきだということを主張し、父母の代表や給食の調理に携わっている現場の声が反映できる人、さらに一般市民からの公募も含めての委員会を構成すべきでないかと提案してきましたが、今回は食育に関する部分の検討を行う人の人選についてはどのような基準で、どのような人が選ばれたのか、お伺いいたします。

次に、検討項目と調査の方法について伺います。教育全般についての検討委員会といいますと、 漠然としていてとらえどころがない感じがしますが、具体的にはどのような項目をどのようにして 調査検討するのか、お伺いいたします。

次に、委員会の公開について伺います。私をはじめ、中学校給食の実施を首を長くして待っている市民にとって、最も関心の高いのが中学校給食についてどのような検討がされるのだろうかということです。給食に限らず、未来を担う子供たちの教育をどのように進めていくのかを審議する重要な委員会でもあり、ぜひ公開をし、市民に開かれた検討委員会にしてほしいと思いますが、教育委員長の見解を伺います。

以上、関係当局の誠意ある答弁を期待し、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

〇佐藤誠六市長 お答えします。

まず、子育て支援の中での子どもすこやかプランの具体化でございます。

御案内のように平成17年3月に策定した子どもすこやかプランは、平成17年度を初年度としまして、平成21年度までの5年間を計画期間として、子育て支援策を総合的、計画的に推進し、子供を安心して産み育てられる寒河江市を目指して、少子化対策に取り組むこととしております。

寒河江市の乳幼児施設は、現在のところ幼稚園が3施設、市立保育所が7施設、認可外保育所施設が5施設、それに事業所内保育所が2施設ありまして、合わせますと17施設であります。入所児童数は約1,330人で、入所割合を見ますと、市立保育所が50.2パーセントで、幼稚園を含む民間保育施設が49.8パーセントとなっており、公立と民間でおおむね半々に分け合っている状況にあります。このうち3歳未満の低年齢児は235人となっており、民間保育施設が116人で、割合はほぼ同様となっております。

寒河江市の出生数は年間約400人でほぼ横ばいに推移することが予想され、今後の保育ニーズは低年齢児において増加することが考えられます。これらの低年齢児保育ニーズには、市立保育所のみでは対応不可能であり、民間幼児施設との役割分担がますます重要になってくるものと思っております。

それで、御質問のありました認可外保育施設児童育成支援事業の具体的な内容でございますが、 これは 0 歳児をはじめとする低年齢児の保育に取り組んでいる認可外保育施設に対し、低年齢児の 積極的な受け入れと長時間保育を推進する事業に要する経費に対して、県と市で 2 分の 1 の補助金 を交付し、支援を行うものでございます。

それから、幼稚園の特別保育サービス事業支援の具体的内容でございますけれども、特別保育とは一時保育や延長保育、そして障害児保育などのことでございます。子育てと仕事の両立支援のため、市の保育所では平成16年度からすべての保育所で12時間保育を実施しており、希望者が年々増加傾向にありますが、本市のみならず、全国的な傾向として、親の就労形態の変化により、幼稚園から保育所への入所希望が進んでおります。市内の幼稚園では、入所児童の要望にこたえ、最大午後6時までの延長保育に取り組んでいただいたことにより、先ほど申しあげたように、入所割合は約半々で、保育所と幼稚園の入所バランスはとれているものと考えております。

子どもすこやかプラン作成以後、国における少子化対策の一つとして、幼稚園と保育所の一体化の方策が検討されており、今後の推移を見ながら、幼稚園での延長保育に対する支援のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、乳児や低年齢児保育需要の増加への対応についてでございます。

これにつきましては、保育ニーズは低年齢児において増加しており、これらの低年齢児保育は民間幼児施設とで役割を分担しております。しかし、保護者によっては、所得の状況により保育料に差が出てきますので、民間施設への入所をためらう場合があります。こうした状況を踏まえ、県では保育所の待機児童を3人以上受け入れた認可外保育施設には補助する制度が検討されており、こ

れらの動きを見ながら、本市においても検討していく考えでございます。

それから、指定管理者制度との関連についてのお尋ねがございました。

保育所の指定管理者導入は、多様な民間企業や団体のノウハウや柔軟性、機動性を活用した運営を行うとともに、コスト削減などの効率化を図ろうとするものでございます。御質問の指定管理者にはどの保育所をいつから導入するのか、あるいは将来的にはどのように考えているのかということでございますが、本市の行財政改革大綱実施計画に基づき、平成19年度に1カ所の保育所で実施を考えております。実施保育所については、保育所の職員で組織する委員会で検討するなど実施保育所の絞り込みを進めており、今後募集要項の作成及び公募、また市立保育所の入所申し込み時期を考え、実施保育所を決定していく予定でございます。また、将来的なことについては、行財政改革大綱により、退職者に合わせ、順次指定管理者制度の導入を考えております。

それから、指定管理者制度を導入したとしても、保育内容や保育体制について保護者からの心配の声があるが、どのような対応を考えているか、あるいはまたプランと指定管理者制度導入の整合性についてということでございますが、入所申し込みや保育料の決定など保育の実施に関することはすべて寒河江市が行うことになります。従って、入所決定や保育料の決定は従来と何ら変わらないものでございます。また、延長保育や障害児保育、地域活動などの保育サービス内容はもちろんのこと、保育士などの人的配置、人数や所長の任用内容など保育実施体制についても募集要項で市が定めることとなります。従いまして、子どもすこやかプランに掲げている保育サービスの内容は計画どおり実施できるものと考えておるところでございます。

なお、指定管理者制度においては、募集要項に掲げられた内容で事業計画あるいは予算書の提出 を受けまして、選考委員会で指定管理候補者を選定することになりまして、保育内容の低下はない ものと考えているところでございます。

横浜地裁での判決にも触れられておりましたが、御案内のように横浜地裁の判決は、民営化そのものを否定しているわけではありません。横浜市の場合は、公立保育所を廃止し、民営化させたものであり、その民営化に当たり、保護者への十分な説明がなかったことと、引き継ぎ期間が十分でなかったことが問題とされたものであります。

本市が実施しようと考えている指定管理者制度は、運営主体はあくまで寒河江市であり、横浜市の民設民営による民営化とは大きく違っているものでございます。指定管理者導入に当たっては、実施保育所を決定した後、保護者及び地域への説明会を開催し、十分な説明と周知を行っていく予定でございます。また、引き継ぎに当たっては、指定管理者の保育士も保育の中で十分な引き継ぎを行い、保護者の方々をはじめ、関係者に十分配慮した中で導入を図る考えでございます。

次に、学童保育の支援強化と充実についての質問がございました。

寒河江市の学童保育は、国、県補助金を活用し、各運営委員会が実施する学童保育に委託する方法で5カ所に設置されております。御案内かと思います。寒河江市の学童クラブは、公民館や学校などの公共施設を利用している3施設と、それから民間施設を借り上げている2施設の2通りがありますが、民間を借り上げている場合でも借上料及び光熱水費などの維持管理料についても全額市が負担しており、クラブの設置形態による差が生じることがないように対応しております。

また、学童保育の運営につきましては、市の委託料と保護者の保育料で賄われております。委託料については、実施要綱に定める児童数に応じた基準額により各クラブの委託料を算出しており、

クラブの運営に均衡を欠くことのないようにしております。また、児童が14人以下の小規模クラブ はありませんが、保育料が高くならないよう委託料に加算を行うこととしております。

以上のことから、クラブの運営に人数や設置形態によるところの差が生じないよう対応している ところでございます。

また、新たに学童保育の設置要望があった場合の対応について申しあげますと、現在白岩小学校学区で学童保育の要望の声があり、学校とPTAとで具体的なニーズを把握するため、保育所入所児童も含め、アンケート調査を実施しております。その結果、開設には至りませんでしたが、児童が学童クラブに入所を希望していることから、今後学校関係者や地元の関係者とも話し合いを持ちながら対応していかなければならないと考えております。

放課後児童対策事業としての学童保育は、少子化対策の大きな柱として、子育て支援、児童健全育成の位置づけをしておりまして、今後とも新たな要望が出された場合には支援していかなければならないと考えておるところでございます。

私から以上でございます。

○新宮征一議長 大谷教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 お答えいたします。

初めに、教育振興計画策定に伴う検討委員会の設置について、どのような話し合いが持たれてき たのかという御質問にお答えいたします。

市長より一昨年12月に、広く教育全般をとらえた諸課題についての検討を要請されました。それ以来、教育委員会協議会において、学校教育はもちろんのこと、教育活動全般にわたって国や県が示している教育方針、施策の動向や山形県第5次教育振興計画に掲げた教育施策の方向、さらには本市の第5次振興計画における人材の育成やまちづくりの理念、施策の基本方向に対する教育委員会の所管分野についてのさまざまな角度からの議論や意見の交換を図ってまいったところであります。家庭や地域、学校における教育の現状をしっかりととらえて、今後の教育のあり方や家庭の教育力を高める方策等についての議論をしてまいりました。

そして、教育振興計画の策定に当たっては、これまで議論してきたこと、教育活動の中で積み重ねてきたもの等々を踏まえながら、本市教育の特性と今実施しなければならない教育施策の基本方向を明らかにして、今後の教育のビジョンの素案をまとめてまいりました。

従いまして、検討委員会にはこれらの素案をお示しし、さまざまな角度から御提言と御意見を賜りたいと要請してきたところであり、去る6月2日に検討委員会を組織し、その初会合が持たれました。その初会合においては、施策体系の骨子の素案に基づいて、早速広い見地からの意見、御提言をいただいたところでございます。

次に、検討委員会の人選についての御質問にお答えいたします。

より多くの市民と、各界各層からの参加をいただいて、幅広い見地、総合的な見地からの意見をいただくために、幼児教育、学校教育関係者、保護者やPTA、母親委員会の代表者、公民館や子供会、地域の代表者、また文化団体、スポーツ団体等の各種団体の代表者など教育にかかわる方々や、教育についてすぐれた識見を有している方々23名を検討委員に委嘱し、お願いしております。

次に、検討項目と調査の方法についての御質問にお答えいたします。

先般検討委員会へ諮問し、素案全体に対する検討委員会としての御意見と御提言をお願いしております。従いまして、検討項目を絞り込んだり、改めて検討委員会に対して調査等の要請をする考えはございません。

最後に、検討委員会の会議の公開に対する質問にお答え申しあげます。

検討委員会の会議の傍聴については、検討委員会設置要綱において会長が会議に諮って許可することができるとしております。検討委員会が決定することになっております。なお、検討委員会の審議経過につきましては、検討委員会に諮り、検討委員会の合意が得られれば、本市のホームページを活用し公表することも検討していきたいと、このように考えているところであります。

以上でございます。

- ○新宮征一議長 佐藤暘子議員。
- ○佐藤暘子議員 1問にお答えいただきましたので、2問に移らせていただきたいと思います。

どこの保育所をいつから実施するのかということについてはお答えがいただけませんでしたけれども、指定管理者制度に移行していくにしましても、これスムーズな移行をさせるためには、やはり準備期間といいますか、保護者あるいは子供たちとの引き継ぎ、そういうものがスムーズにいくようにしなければならないというふうに思うわけです。

19年度から始めるということになりますと、余り期間がないわけですね。19年度といいますと、 来年4月から、始めるとすれば4月から始めることになると思いますので、その前に子供たちとの スムーズな移行、そして父母たちとの信頼関係、そういうものをうまくやっていくには、やはりそれ相当の期間が必要だというふうに思います。ですから、この事業者の選定というものは、いつころから行って、どれくらいのならし期間といいますか、そういうものを行っていくつもりなのか、 そしてその事業者とのならし期間といいますか、そういうものをどのような方法でやっていくつもりなのか、お聞きをしたいと思います。

といいますのは、やはり1週間や2週間でそれを引き継ぐということではいけないというふうに思いますので、何カ月間かかけて、市立の保育所と委託を受けた事業者の保育士とが一緒の場で、一緒に共同保育をするというような、そういうならし期間というものがぜひ必要なのではないかというふうに考えるわけですが、そのところをどういうふうに考えているのかを伺いたいと思います。

それから、低年齢児の保育サービス、これも民間の方に移行していくと、少しずつ移行していくという市の考え方のようですけれども、公立保育所の役割というのは非常に大きなものがあるというふうに思うんですね。低年齢児の保育を必要としている家庭といいますのは、やはり共働きまたはひとり親家庭、そういう家庭の子供、何としても子供を預けて働かなければならないという事情のある方が多いというふうに思います。今ひとり親家庭というのが非常にふえておりまして、こういう家庭の経済的な状況というのは大変厳しいものがあるというふうに思います。ですから、そういう点では、やはり行政としてしっかりと見守っていく必要があるし、支援もしていく必要があるというふうに思うわけです。

公立保育所の場合ですと、一人一人の子供をよく理解して、健全な発達を促す保育をしていることはもちろんなんですけれども、その子供の問題行動とか異常にはいち早く気づいて、その対策を立て、またその子供の置かれている環境、そういうところにまで目を行き届かせて、虐待とかいじめ、そういうものが起こっていないのか、またそういうときには親との関係も密にして、親への注意とか指導とか、そういうものもやりながら、本当に責任を持った保育をしているというふうに私は思うわけですが、今こういう大事な役目を持っている市立、公立の保育所を民間に移管していくということは、その保育の質がどう保たれるのか、それが大きな問題ではないかと私は考えます。

実際、市立の保育所の保育士さんたちともお話をしてきたんですけれども、この寒河江市の保育の質、これは非常に私たちも気を使っていると、ベテランの保育士さんが若い保育士たちにいるいると指導をしながら育ててきていると、そういう寒河江市独自の保育が引き継がれていくのか、それが心配だというようなことを言っておりました。

ですから、市長はそういう心配はないのだと、行政でちゃんと移管をしていくのだから、市の責任でやるんだから心配ないというようなことをおっしゃいましたけれども、この保育の質や内容を どのようなところでそれではチェックをするのですか。チェックをする機関というものがあるのか どうかですね、それをお伺いしたいというふうに思います。

それから、学童保育の問題です。

寒河江市の学童保育は、非常に行政の方でも一生懸命支援をしているということで、学童の保護者なんかも喜んでいるようですけれども、一つ、これはぜひ行政の責任で行っていただきたいということがあるんですけれども、指導員、学童の指導員はそれぞれその学童の運営委員会によって指導をしているわけですが、人件費ですか、給料といいますか、そういうもの、それから待遇というものがその学童によって違うわけですね。

わんぱく、なかよし、きらきら、その三つの学童はもう歴史も古いわけですが、ここの学童の指導員は社会保険、退職金、それから労災、そういう保険に加入しているんですけれども、西根のねっこクラブ、それから柴橋のやまびこクラブ、ここの指導員はそういう保険に入っていないということをお聞きしました。指導員が専門職として安定した身分が保障されていなければ、やっぱりよりよい保育というものはできないのではないかと考えます。

ですから、それは安心して働いてもらうためにも、やはり同じような待遇をして、その学童の仕事に集中できるような待遇をすべきだというふうに思うんですが、これはその学童の財政的な問題もありまして、人数が多くて保育料の収入が一定程度あるというようなところについては、そういう保険に加入するなんていうこともできるというふうに思うんですね。また、運営委員会の考え方なんかもあるというふうに思いますけれども、こういうところに加入していないところでは非常に不安定な状態だということで、この点については寒河江市の同じ学童保育の指導員として、身分というものは整えてやるべきではないかと、これは行政の責任でやるべきではないかというふうに考えますけれども、その点市長の考えをお伺いしたいというふうに思います。

それから、検討委員会についてですけれども、検討委員会がようやく開始をしたということでありますが、調査の方法などについては、部会とかそういうものをつくらないでオープンでするんだというふうなお話でありましたけれども、それではこの調査の中で中学校給食についての検討をするところはどこなのかですね。私は、「命を育む給食を推進するまちづくり」という項目があるので、その中で検討されるのだろうというふうに思うわけですが、この項目の中で給食についてというきちっとした1項目が掲げられるのかどうか、給食についてちゃんと審議する場があるのかどうか、そういうことをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、この寒河江市の振興計画というのは、子供たちの人づくりの指針だというふうに思うわけですね。こういった指針をつくり上げる上では、やはり寒河江市民が寒河江市の教育に一体何を望んでいるのか、そういうことを子供たち自身の声とかあるいは大人の意見なんかを取り上げて、それを生かしていくという方法をとるべきではないかと思います。ですから、要所要所、ポイントとなる項目については意識調査をしたりまたは意見の聴取なんかをして、その計画の中に反映させるべきだというふうに思いますけれども、教育委員長はどのように考えておられるのか伺いたいというふうに思います。

それから、傍聴については、会長がその会議に諮って決定するというふうに言われましたけれど

も、ぜひこれは市民にとっては大事な計画策定でありますので、傍聴を認めるあるいはホームページなどで、その途中経過を明らかにするというような方法をとっていただきたいというふうに思います。その点についてお考えを伺いたいと思います。

- ○新宮征一議長 佐藤市長。
- ○佐藤誠六市長 指定管理者に対する導入でございますけれども、先ほども答弁申しあげましたように、今職員で組織するところの委員会等で検討をしておるわけでございまして、そしてどこを実施するかという絞り込みをやっておるわけでございまして、それから実際の導入ということになりますと、それなりの経過というものといいますか、それなりの事務というものがあるわけでございまして、導入保育所を選定するということになりますれば、保育所に対してはもちろんでございますし、保護者に対してもあるいは地域に対しての説明が必要となってくるわけでございますので、そういう説明におきましても時間をかけて、そして御了解をちょうだいしたところで議会の議決を得る、そして募集活動に入るという段取りにいくわけでございまして、それにしましても今度は引き継ぎということになるわけでございますけれども、その引き継ぎに関しましてもある程度の時間というものをとりながらですね、児童に不安を与えない、保護者の御心配がないようにというような方向で進んでまいろうと、こう思っておるわけでございます。

いずれにしましても、民間の力とあるいは民間の創意あるいは民間の持っているものというものをですね、十分に引き出すということがいわゆる民間委託の基本的な考え方でございますので、すべて民間がだめだとかあるいは公立じゃなくてはならないんだという考えに立つとするならば、あらゆる民間委託あるいは民営化というものが進まないということになろうかなと、こう思っておりますので、この保育所につきましても今言ったようなことを十分考慮しながら進ませてもらうということでございます。

それから、学童保育所の指導員について、いろいろ保険に入っているとかあるいは年金の問題というようなことについてのことにつきましては、担当の方から申しあげたいと思っております。 以上です。

- ○新宮征一議長 大谷教育委員長。
- ○大谷昭男教育委員長 何点かありましたけれども、いずれも検討委員会の運営にかかわっていく問題だというふうに理解しますので、担当の方からお答え申しあげたいというふうに思います。

- ○新宮征一議長 健康福祉課長。
- ○斎藤健一健康福祉課長 3点目の御質問にありました学童保育に対する助成についてでございますが、先ほど市長からも答弁申しあげましたように、学童保育に対します助成金につきましては、寒河江市では国の補助基準をさらに段階区分を細分化いたしまして、それで実際の人数になるべく沿うような形で補助をしているというような状況でございます。

さらに、補助額につきましても、国の基準を上回る額を寒河江市では上乗せをした補助額を交付していると、基準額に定めているというようなことでございますので、それを受けてそれぞれの運営委員会でそれに応じた運営をやってもらっているというのが状況でございます。

また、全部のクラブの保育士さん並びに指導員の方の身分を整えることを、行政の方で一括して 指導したり強制するということは、現実のところ考えておりませんで、これまでクラブ間で連絡協 議会を持ちながらいろんな情報交換などやっていらしたようですが、今は協議会がなくなりました ので、それにかわって学童保育に関する打合会ということで、行政でいろんな業務の連絡などを緊 密にしたり、クラブ間の情報を交換できるような、そういう場を設けてクラブ間の相互の調整を図 ってもらうというような立場に立って運営をしているところでございます。

以上でございます。

- ○新宮征一議長 教育長。
- ○芳賀友幸教育長 お答え申しあげます。3点あったと思います。

一つは、給食についての審議をどの項目でやるのかといった内容だと思います。これは、検討委員会にお示ししました教育振興計画の施策の体系の中に「命と心を育む食育を推進するまちづくり」という項目をお示しをしております。この中で、家庭、地域、学校が連携した食育の推進、この中にですね、給食というものがここに含まれてきます。具体的にはですね、原案審議ということになりますので、素案をきちっとお示しして、給食のこともですね、この中で検討していただくということになります。

それから、市民の声をですね、振興計画にどのように反映していくんだといったような内容でございました。第1問でですね、委員長が御答弁申しあげましたけども、検討委員会に対してはですね、素案全体に対する御意見と御提言をお願いしたいということで、検討項目をですね、絞り込んだり、改めてですね、検討委員会に調査、こういったものを要請することはしないでですね、やっていくという御答弁を申しあげました。

従いましてですね、改めて市民の意識調査と、こういうものは考えてございません。市民の声を 振興計画に反映する方法といたしましては、教育座談会、こういったものを開催してまいりたいと、 こういう計画でおります。

それから、3点目の検討委員会の傍聴につきましては、先ほどですね、1問で委員長が御答弁申 しあげましたとおり、検討委員会で決めるということになっていますので、この中で検討していた だくということでございます。

また、審議経過については、検討委員会の御了承いただければですね、ホームページに掲載していきたいと考えております。

以上でございます。

- ○新宮征一議長 佐藤暘子議員。
- ○佐藤暘子議員 子育て支援のところなんですけれども、すべてのものが民間委託でだめだということはないということを市長はおっしゃいました。

私もその点は同じですけれども、民間に委託しても大丈夫なものと行政でしっかり守っていくべきというものがあるというふうに思いますが、この保育の問題にしましても、保育の質が落ちていくことが心配だということで、これをチェックする機関があるのかということを私お尋ねしました。これについてはお答えがなかったわけですが、どのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

それから、引き継ぎをするにしましても、保護者への説明をしていくということですが、これもいつの時期からこの保護者への説明なんかをしていくのか伺いたいというふうに思います。

それから、学童についてですが、学童についても白岩の方にそういう学童に対する要望があったということでアンケート調査なんかをしたけれども、設立するまでには至らなかったというようなことがあるわけですが、やはり人数が少ないから今のところだめということなんだと思いますけれども、どこの学童を立ち上げる場合も最初は人数が非常に少ないんです。きらきらの場合なんかもそうでしたけれども、このままの状態で運営できるのかというような心配があったわけですが、今ではもう一つの施設に入り切れないほどの人数がふえていると。後で人数というのはふえていくものです。ですから、これはぜひそういう要望があれば早期に実現をしてほしいというふうに思います。

それから、検討委員会についてですが、私鳴門市のこのあれを見てみたんですね、ホームページで、計画。そうしたら、やっぱり調査項目の中にきちっと給食についての項目も挙げられておりました。ですから、ぼやっとした形ではなくて、具体的にこういうところはこういう点で調査していただくというようなことを明記していただきたいと思います。

それから、調査はしないと、意向調査はしないというようなお答えでしたけれども、それでは何によってその市民の声を反映させるのかということになると思います。給食についてはもう一度調査検討をすべきではないかというふうに思います。

そして、この検討委員会の結果がですね、給食についてのやるべきだというふうな考え方が出たとして、それを受けて、今度は教育委員会の方で実施計画を立てるというふうに思うんですけれども、この実施計画を立てる段階で、教育委員会がこれまで給食は必要ないと言ってきておりますけれども、この検討委員会の意向をきちっと反映させて、これまでの考えと違う結果も出るということがあり得るのかどうか、お聞きをしたいというふうに思います。

- ○新宮征一議長 佐藤市長。
- ○佐藤誠六市長 1問でも答弁申しあげましたけれども、保育の実施に関することは寒河江市が行うということでございまして、保育申し込みやら保育料の決定はもちろんでございますが、さらに延長保育、それから障害児保育、それから地域活動の保育サービス内容というようなことについてあるいは保育所などの人的配置、人数やらあるいは所長の任用資格等々につきましては、そういう実施体制につきましても募集要項の中ではっきり市が定めることとしておりまして、ですからそういう要項をはっきりして、それに応じた方々が指定管理者ということに選定されるということになりますので、いわゆる御質問のチェックというようなことにつきましても、十分こういう内容でですね、説明をし、内容に記載して、そして選考に当たっては質が落ちないような方策を十分とって移行していきたいと、このように思っております。

それから、具体的に白岩の話、学童保育に白岩の話が出ていましたけれども、人数が少ないからということもあるんでしょうけれどもですね、地域のまとまりといいますかあるいは保護者のまとまりというものがまだ熟していないということで……(終了の合図)

○新宮征一議長 所定の時間が参りましたので、答弁を打ち切ります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時15分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 内藤 明議員の質問

- ○新宮征一議長 通告番号10番、11番について、17番内藤 明議員。
  - 〔17番 内藤 明議員 登壇〕
- 〇内藤 明議員 通告に従って、順次市長に質問をいたします。質問に先立って、市長には誠意を持ってお答えいただきますようにお願いをしておきたいというふうに思います。

初めに、行財政改革についてお尋ねをいたします。

さて、年度当初の施政方針には、本年度を行財政改革の断行元年と位置づけ、改革を敏捷かつ大胆に実行する旨をうたい、職員給与の見直しをはじめ、中には行革の名のもとに市民生活に直結するような予算まで削減をされております。

しかし、市民の間で批判の多い市長をはじめとする特別職の退職金の見直し等については、何ら 主体的な方針は打ち出されておりません。市長は、特別職の退職金見直しについて時宜を得て行わ れているというふうにしておりますが、退職手当組合が隠れみのに使われているような気がしてな りません。

ところで、特別職の退職金問題については、昨年3月議会でも申しあげましたが、その後も市長などの高額な退職金に市民の批判が相次いでおり、このところそのことに対する新聞投書なども目につきます。

また、地方財政改革が焦点となる中で、小泉首相は去る4月の経済財政諮問会議で、知事や市長の退職金は多過ぎるとして、首相の退職金の額を参考に減らせないかと述べたと言われ、ちなみに今秋で退陣予定の小泉首相の退職金は約600万円とされております。さらに、竹中総務相は、国会答弁の中で首長の退職金も審議会で議論することが好ましいとして、自治体側の課題となりそうだとしてマスコミは報じております。

そこで、以下お尋ねしますが、一つは、小泉首相は首長の退職金問題について、多選されると数 千万円から億単位になるとして、減額すべきとの考えを示しましたが、市長の今任期前の1期4年 の退職金の正確な額は幾らか伺いたいと思います。また、現在の算出方法で今任期終了時における 市長の在任期間の退職金の総額は幾らになるのか、あわせてお答えいただきたいと思います。

二つは、市長は行財政改革は垣根なしとしておりますが、自らが血を流してこそその言葉が生きてくるものと思います。ここでお尋ねしますが、寒河江市長1期4年の退職金と小泉首相の退職金を比較して、首長の退職金についての小泉発言についてどのような見解をお持ちか伺いたいと思います。

三つは、特別職の退職金の見直しについては時宜を得た改正が行われているとしておりますが、 首長などの高額の退職金はお手盛りとの批判が出ております。行財政改革のさなか、しかも退職手 当組合経費の負担金の一部は市民の税金で賄われており、市民感覚からすれば決して適切とは言い がたいものがあるからにほかなりません。山形県市町村退職手当組合に加入をしていなければ、今 や議論百出といったところでありましょう。そこでお尋ねしますが、見直しされているとしていま すが、その見直しする方はだれなのか。また、その際特別職の退職金について第三者機関に諮問す るなどの対応がなされているのか、お伺いをいたします。

次に、法令審査室の設置についてお尋ねをいたします。本市に法令審査会があるため、便宜的に そのようにしましたが、政策法務室もしくは法務室に当たります。

さて、分権改革によって、国の通達の法的効果が失効しました。それまでは法の解釈、運用を独占していた省庁の通達は絶対無謬の執務基準とみなされておりました。通達の効力が失ったということは、つまり機関委任事務方式の廃止に伴い、それぞれの市町村、つまり自治体で自ら法律の自治解釈を踏まえながら独自の政策制度をつくることが自由にでき、さらに必要に応じてすべての課題において自治立法としての条例を自由につくることを意味しております。

特に、自治体における立法としての条例制定こそが、主権者としての住民が自治体に対してこれまでの基準を超えて新しく権限、財源などを付与するものと考えます。通達の失効に伴い、助言としての通知への移行や省庁の試みる政省令での規制の強化という、時代に逆行するやり方も自治体としての大きな課題ではありますが、国家統治から住民自治への思考への転換が求められているのではないでしょうか。

こうしたことから、今自治体が独自に進める政策や制度の策定に当たって、自治の解釈や自治立法としての条例は政策法務として不可欠になるものと考えております。ここでは従来の条例運用や訴訟問題等も政策法務として検証することになりますが、分権、自治という視点で、立案しようとする政策についての法務情報も随時提供することになります。新たに政策法務をなす法令審査室の設置を提起して、市長の見解をお伺いいたしたいと思います。

最後に、医療、福祉を充実するための医療従事者等修学資金貸付基金の創設についてお尋ねをいたします。

住民の生活と命を守ることは、地方自治の基本であり、自治体病院の存在意義もそこにあるというふうに考えます。ところが、地方の自治体病院の医師確保は全国的に厳しい状況になっており、2004年に始まった臨床研修医制度はそのことに拍車をかけておると言われております。また、産科などのように勤務条件の厳しい科は敬遠される傾向にあり、近い将来救急医療は成り立たなくなることが危惧されております。加えて、医師不足の病院には診療報酬を大幅に減額するという理不尽な国の制裁は、地域医療を担ってきた自治体病院を危機に立たせております。

私は、地方自治体には住民が生きていく上で必要なものについては、橋や道路と同じようにつくることが求められているというふうに考えます。特に医療、福祉の分野は、マンパワーが必要とされ、直接住民の命にかかわる重要なことで、それとて同じことではないでしょうか。

そこでお尋ねしますが、厳しい現況を見るとき、医師の確保など大学の医局任せでは成り立たない時代になったのではないかと思います。これまでも市立病院の医療スタッフ確保の厳しさを見るにつけ、育英資金についてただした経過がありますが、ここで改めて医療従事者等の修学資金貸付基金の創設を提起して、市長の見解を求めたいと思います。

重ねて誠意ある答弁をお願いして、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、特別職の退職金の問題でございます。

退職手当は、御案内のように地方自治法の第204条第2項の規定によりまして、普通地方公共団体の長やその他職員などに支給することができるとされておりまして、同じ条文の第3項にはその額及び支給方法は条例で定めることとされているわけでございます。

本市の退職手当につきましては、退職手当の事務を共同処理するために組織された山形県市町村職員退職手当組合に加入し、その組合の退職手当支給条例に基づき支給が行われております。また、その支給率につきましては、一般職は国家公務員に準じて改定が行われ、特別職は他県の例や一般職の動向などを参考に改定が行われているところであります。

特別職の退職手当の額は、一般職とは異なり、給料月額に在職月数と支給率を乗じた額となり、 任期ごとに支給されております。支給率は、一般職の改定に合わせて引き下げられてきたところで あり、組合に加入していない県内の4市と比較しますと、3市、山形、酒田、米沢が高くなってお りますし、天童1市は低くなっております。

市長の前の任期に対しますところの退職手当の額という御質問でございますけれども、2,503万円であります。また、今の任期終了時におきます市長在任期間、24年間になるわけでございますが、退職手当の総額は1億4,900万になる見込みであります。

次に、市長の退職手当と、いわゆる国の首相の退職手当を比較しまして、小泉首相の発言をどう受けとめるかというようなこともございましたが、大きく異なる点といたしましては、首相の場合は議員内閣制の中で選出されるものでありまして、首相を退職しても議員という身分があるわけであります。自治体の長は、住民の直接選挙により選出されますので、身分を失った場合、それ以後の保障がないということで、地方自治体の長と首相の退職手当を比較するということは、制度上の違いから意味のないことじゃないかと思っておるところでございます。

それから、退職手当の改定についてもお尋ねがございました。

今申しあげましたように、一般職は国家公務員に準じて改定が行われ、特別職は他県の例や一般職の動向などを考慮し、山形県市町村退職手当組合の組合長が組合議会に提案し、審議、可決されることによって退職手当支給条例の改正が行われることになっております。

近年の特別職の退職手当の改定につきましては、組合議会で審議され、一般職に準じて、平成15年と16年の2回にわたり計5.5パーセントの引き下げが行われたところであります。

また、特別職の退職手当の第三者機関への諮問につきましては、組合にそのような機関がないため行っていないということでございます。

次に、仮称ですけれども、法令審査室というものを設けてはどうかというようなお尋ねがございました。

政策法務というのは、地方公共団体独自の施策実現手段として、条例、規則等を制定することや 独自の法律などの解釈運用を行うこととされているところであります。現在本市におきましては、 条例、規則等の事務分掌は総務課が担当しているところでありますが、個々の事務事業に関係する 法の解釈運用や条例制定につきましては、担当課において十分検討の上、総務課と協議し、実施し ているところでございます。

さらに、重要事項につきましては、助役を委員長にした庁内の法令審査会において、条例の制定、それから疑義のある法規の解釈適用あるいは訴願及び異議申し立てに対して審査を行っているところであります。また、法律の解釈運用や訴訟問題などについて適宜顧問弁護士に相談するなど、政策法務については多くの職員と専門家の知識、経験を集結して対応しているところであります。

御提言の政策法務を担当する専門の部署の設置という質問でございますが、今申しあげましたように、政策法務は施策を実現するためにどのような解釈をし、どのような条例を制定すべきかなどを独自に判断し、執行する取り組みでありますので、施策と条例等が結びついていなければならないと考えているところでございます。

従いまして、政策法務につきましては、政策を企画立案、実施する職員すべてが担うべきものと考えているところでありまして、担当課において施策を実現するための条例等の原案を十分検討し、その上で総務課と協議し、重要事項は法令審査会で審議するという現行の体制が、最もよい対応方法であると考えておりまして、専門の部署を設ける考えはないところであります。

次に、医療従事者等修学資金貸付基金というようなものの創設についてでございますが、医師、 看護師、薬剤師などの医療従事者の人材確保の観点から、県や団体においてそれぞれの職種に応じ た貸付制度が設けられております。

県におきましては、県民の医療の充実を図るため、昭和37年の10月でございますか、県内における保健師、それから助産師、看護師などの看護職員の確保と資質の向上に資することを目的として、これらの養成する学校もしくは養成所に在学する者に対し、修学資金を貸与する山形県看護職員修学資金貸与制度というものを設けております。また、50年の3月になりますと、理学療法士や作業療法士などを養成する学校に在学する者で、県内の医療機関や施設に勤務しようとする方に対しまして修学資金を貸与する制度を設けております。

さらに、自治体病院の医師確保が全国的に厳しい状況にあることから、昨年の7月には県内の医療機関に勤務する医師の確保を目的といたしまして、大学卒業後県内の公立病院などに勤務の意思を有する方などを対象とするところの山形県医師修学資金貸与制度をスタートさせております。昨年度は10名が利用されているとのことでございます。

それから、僻地などにおける医療の確保と地域住民の福祉の増進を図る目的で、都道府県が共同 して設立した自治医科大学、これは栃木県内にあるわけでございますが、その学生に対しまして都 道府県が学費を負担する制度を設けております。今年度は、県内から3名が入学しているとのこと でございます。

そのほか修学資金貸付制度として、平成16年4月、日本育英会などが統合してできましたところの独立行政法人「日本学生支援機構」が実施しておりますところの奨学金貸与事業がございます。

従いまして、本市独自での医療従事者等修学資金貸付基金を創設してはどうかということでございますけれども、県規模か広域的な取り組みでないと、市単独でのこの基金を創設することはかなり難しいものがありますので、医療従事者等修学資金貸付基金の創設は考えておりません。

地域医療に勤務する意思を持っている学生においては、今申しあげましたこれらの制度というも

のを活用していただきたいと考えております。そして、将来医療従事者としての道を歩むことになりましたならば、地域医療に貢献していただくことを望んでいるものでございます。

なお、市としましては、その医師の確保につきましては、これまで同様に山形大学医学部にお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

- ○新宮征一議長 内藤 明議員。
- ○内藤 明議員 1問にお答えをいただきましてありがとうございます。

退職金問題について、最初にお尋ねをしたわけでありますけれども、市長はどのような事柄がそういうことで耳に入っているかどうかわかりませんけれども、私たちにはですね、直接市長に言えないからかどうかわかりませんけれども、特にですね、短い期間で高額な退職金を受け取れるというようなことに対して物すごい批判があります。そして、今行革という御時世に何を考えているんだというふうなことなわけでありまして、やっぱり私はこういう時期だからこそやっぱりそこにメスを入れるべきではないのかなと、こういうふうに思っております。

先ほども申しあげましたけれども、一つの自治体でこの退職金を支払いする際に、数多く退職されるとさまざまな支障を来すというようなことも私はわかります。そういう意味では、手当組合の設立趣旨もわかりますけれども、一般職についてはですね、さほど私は問題はないし、一般職がそういう意味では圧倒的に数が多いわけでありますから、問題は特別職なんですね。組合にですね、仮に加入していないというふうなことだとすれば、この特別職の退職金問題というのは非常に大きな議論になるであろうというふうに思います。

そういう意味では、議会だって、先ほど条例で云々というような答弁がありましたんで、直接議論ができるわけでありますけれども、退職手当組合の関係に加入しているとするとですね、なかなかそこには声が届かない。分権が叫ばれている今日ですね、住民の代表としての議会あるいは議員がですね、そうしたことに口を挟めないというふうな、いかにもこれ不合理なことではないかなと、こういうふうに思います。

そこでですね、私は市長に伺いたいというふうに思いますけれども、特別職の退職金が非常に短期間の中で高いというふうなことを耳に入っているのかどうか、まず一つは伺いたいというふうに思いますし、そしてまたさっきこの退職手当組合が私は隠れみのになっているんではないかと、こういうふうに申しあげましたけれども、だとすればですね、特別職だけはこの退職手当組合から脱会することはできないのかどうか、それが可能なのかどうかですね、それも伺っておきたいというふうに思います。

それからですね、小泉首相の発言に対する見解も伺いました。何といいますか、これは制度といいますか、成り立ちが違うから比較するのがおかしいじゃないな……何と言ったのかな、意味がないと、こういうふうに言われましたが、逆に意味があるんですね。制度はそれぞれ違います。

しかし、新聞の投書も御覧になったかというふうに思いますけれども、要するに市民感覚からすればですね、いわゆる4年任期の中で数千万、今先ほど市長は2,503万と言いましたかな、というふうに言われました。そのような手当を手にする職というのは余りないですね。それは長だから特別だというふうな考えがあるのかどうかわかりませんけれども、そういうことで一国の総理もそういうふうな発言になったんだろうというふうに思います。私は、小泉さんの発言がすべてがいいというふうには思いませんけれども、ただ、こういう地方行革といいますか、されている中で、やっぱりきちっとそういうふうなものについてはやっぱり、小泉さんが言ったからどうのというんじゃなくて、市民のそうした批判には耳をやっぱり傾けるべきだというふうに思います。

市長は、時宜を得て一般職の退職金見直しの際になされているというふうなことがありました。 そういうことからすれば、ちょうどいい、この時宜を得てということはどういうことかわかりませんけれども、ちょうどいい、ほどよい程度というふうになるのかどうかわかりませんけれども、そういうふうな金額だというふうに市長はお考えなのかどうか、改めて御見解を伺いたいというふうに思います。市長の今の金額がちょうどほどよい程度だと、このようにお考えなのかどうか、具体的にお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それからですね、先ほど第三者機関、退職金についてのですね、諮問などなされているのかというようなお尋ねをしたわけでありますが、そういうふうなことがその機関にはないというようなことでありました。そうすればですね、それは役員構成からして、このお手盛りだというふうな批判はまさにそのとおりになるんじゃないのかなと、こういうふうに思います。

私は、その退職手当組合の中にそうした機関をですね、ぜひ設けるべきだというふうに考えますが、市長の考え方をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、法令審査室の設置についてお尋ねをしました。

私の想定内の答弁でありましたけれども、これもでも市長とは分権あるいは自治の推進ということで、これまで住民参加であるとかあるいは自治基本条例の制定であるとか、あるいはまた政策評価などいろんな問題でただしてきましたので、大体想定がついておりましたけれども、なかなか御理解をいただけないんで、そういうことでそのような答弁が返ってくるであろうなということを予期はできたわけでありますけれども、市長、実はですね、よくお考えになっていただきたいというふうに思いますけれども、分権改革あるいは地方自治法が改正されて新しくなったわけであります。この改正された内容については、不十分だというふうな意見もありますけれども、しかしこれは大変大きな改革だというふうに私は思っております。

しかし、この改革に当たって、職員研修あるいは長や私たち議員の研修会というのも余り開かれなかった。それは、開かれなかったということは、この改革が余り歓迎されなかったからなのかなというふうにも一面思いますけれども。というのは、当然国では各省庁の既得権が失うことになるわけでありますから、歓迎しないのは私はわかります。

しかし、一方ですね、この住民自治というふうな新たなこの考え方に立って自治を推進するというふうなことに、私は自治体として恐れをなしているのかなというふうな一面考え方がありまして、そういうふうに疑いも持ちたくなるわけでありますけれども、ただ、今思ってみますと、なかなか難しいというのはよくわかります。わかりますというのは、なかなかこの分権自治の推進というのは難しいなというふうに今思っております。「ローマは一日にして成らず」と、こういうふうに言われますけれども、分権推進も大変時間がかかるなというふうに改めて感じております。

法令審査室というふうに先ほど申しました。 1 問でも申しあげましたけれども、自治体がつまり 政府になるわけでありますから、その成熟を目指してですね、つまり先ほど市長からもありました 政策法務に対する、私は取り組みが必要になってくるんじゃないかなと、こういうふうに思ったも んですからお尋ねをしたところであります。

政策法務というとですね、何か片意地張ったというようなことに思われがちだというふうに思いますけれども、何のことはない、既に皆さん御承知のように1960年代ごろからですね、その取り組みについてはもう始まっておったわけでありまして、例えば福祉であるとか環境であるとかあるい

はそういうふうな面でですね、法を上回るような、つまり上積みであるとか横出しであるとか、そうしたことが自治体の条例制定によってなされておったわけでありまして、つまりこれは自治体として条例を定めたことからして、つまり自治立法というふうに言われておったわけでありますけれども、その後も景観条例とかあるいは文化面といったところまでだんだん広がっていった。そしてまた、その後それに基づいて、国の法律までも変えていったという、変わらざるを得ないようなことがあったわけでありますけれども、そういうふうなことがつまり私は政策法務であるというふうに思います。こういう取り組みがですね、私は必要なんじゃないのかなと、こういうふうに思っております。

今、そうした住民自治というふうなことを基礎にさまざまな地域づくりなどが模索される、そういうふうな段階に差しかかるというふうに思われます。従って、総務課等の文書掌握だけでは私はできないのではないかと、こういうふうに思います。また、そうした法務情報といいますか、そういうふうなものを一手にこの条例をつくる際にいろんな文面について提供する、こういうふうなところがないとなかなか難しいんじゃないのかなと、こういうふうに思っているところであります。

そういうことでお尋ねをしたところでありますが、もう一回ですね、地方分権というふうなところを市長には掘り下げていただいてですね、お考えになっていただきたいなと、こういうふうに思っているところであります。

つまり、市長はずっと分権改革以前からこういう仕事に携わっておられますので、私は惰性でずっと同じようになされているなんては思いませんけれども、かつてはですね、要するに国のそうした縛りがあって、地方自治というふうには言っておりましたけれども、しかし本当はこれは地方自治じゃなかったんですね。私たちも時折地方自治の本旨なんていうようなことを、わかったようなことをずっと言ってきたわけでありますけれども、つまり中央が管理して、支配しておったんですね。従って、こういうことからすれば、分権改革以降それがだめだと、こういうふうになったわけでありますから、新たなやっぱり考え方といいますか、頭の中を切りかえることが必要なんじゃないのかなと、こういうふうに思っているわけであります。

その上で、今住民が応していることあるいは時折住民が自己責任でしなければならないんだということを市長言われますけれども、この住民全体で責任を負うようなこの考え方といいますか、一つ一つの仕事を住民の基礎に置くような仕組みをですね、やっぱりつくり上げていく、住民の目線でそれを点検するということが私は大事なことだというふうに思います。そういう点から、もう一回その政策法務について必要性を訴えて、再度御見解をいただきたいというふうに考えます。

それから、医療従事者等の貸付基金についてお尋ねをしたところでありますが、これも御答弁あったとおり、市独自ではなかなか難しいというようなことがありました。これまで同様に山大の医学部へお願いをしたいというふうなことでありましたけれども、そういう点では、やる気があればですね、そう難しくはない、全国に先例もありますのでですね。どこにあるんだと今言えば私は申しあげますけれども、やる気がないんであれば、そんなの言ってもしようがありませんので申しあげませんが、全国にあるんですね、やっぱり探せば、そういうところが。そうしたところをぜひ参考にしてやるべきだというふうに思います。

ただ、考え方のもとには、今の市立病院のスタッフといいますか、特に医師等について充足している、だから心配ないんだと、将来ともにそれは余り心配はしていないというふうなあらわれなの

かなというふうに思っていますが、そのように理解してもよろしいんでしょうか。ここで市長の見解を伺いたいというふうに思います。

それから、さっきも言いましたように、全国の自治体病院は医師不足ということで大変危機的な状況になっているというふうに言われます。本市の市立病院の整備計画も前にあったわけでありますが、それがいまだなされておりませんので、それが幸いしているのかどうかわかりませんけれども、ここ数年のですね、医師の充足率といいますか、医療スタッフの充足率、わかればここで伺っておきたいというふうに思います。

それから、聞くところによりますと、この河北病院等も来年度から規模が縮小といいますか、されるような動きもあるようですし、そういう意味では市立病院の整備計画もやっぱり進めておく必要があるんじゃないのかなと、こういうふうに思いますけれども、そういう意味では医療スタッフを確保するために先手を打つといいますか、先んじてやっぱりそういうふうな対策を講じておく必要があるんではないのかなというふうに思っております。

過日新聞等でも報道されておりましたけれども、この医師不足の解消をねらって、臨床研修病院を紹介するガイダンスなんかも行われたと、こういうふうに言われておりますけれども、ただ、その制度のもとで医学生の希望に応じて公平に決まるこのシステムというふうなことから、都市部に集まって偏る傾向があるというふうなことであって、山形大学も多分そうだろうというふうに思いますけれども、ある地方の大学では、その医学部では臨床研修医制度で卒業生は都会に流失をして、帰ってきたのがですね、半分にも満たないような状況だったというふうに言われております。そして、附属病院の診療体制を維持することさえもなかなか難しくなっていると。従って、ほかに回す余裕などないというふうなことも言っておられたことなどが報じられておったのを覚えておりますけれども、それはですね、先ほど答弁された今後も山形大学の医局にお願いしたいというようなことでありましたが、それとて私は同じことではないのかなと、こういうふうに心配をいたしております。お願いに行く際にさくらんぼ1箱ぐらいではなかなか今後は大変になるんじゃないのかなと、こういうふうに私は思いますけれども、こういうふうなことを申しあげても市長の考え方は微動だにしないのかですね。もう少しやっぱり真剣にお考えをいただきたいもんだなと、こういうふうに思います

そうした制度をぜひつくってですね、市立病院といいますか、寒河江市の医療機関の中にそうした医療スタッフなんか少なくなることのないように、ぜひ対応をすべきだということを改めてですね、御訴えして、市長に再考を求めて、御答弁をいただきたいと思います。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後 零時02分

再 開 午後 1時00分

- 〇新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 佐藤市長。
- ○佐藤誠六市長 第2問として何問かがありました。お答えいたします。

まず第1に、市長の退職金が高いのか低いのか、どういう認識をしているのかと、こういうようなお尋ねでございますが、私の口からは高いとも低いとも申す気持ちはございません。これは、議員やらあるいは市民の判断をすることでありまして、私は申しません。

ただ、市長としての職責あるいは権限、そしてまた勤務対応、それに対しまして市民に気持ちからこたえて対応していると、こういうことだろうと思いまして、努力をして奉仕してきたところの対価というものが規定によればこういう額になるのかなと、こういうことを思っているだけでございまして。

それから、退職手当組合からの脱会についての考え方につきましては、担当の方から申しあげた いと思っております。

それから私も、御案内のように行財政改革というものをですね、率先して取り組んでおるところでございますし、また18年度からは改めて改革元年というような中での施策の展開をやっておるところでございまして、いろいろ人件費をはじめとして歳出の削減を図らなくちゃならないということの認識から、これまで15年度ですか、から10パーセント、11パーセント、13パーセントとして自分の給料のカットを進めてきておるところでございますし、また行財政改革の大綱の中におきましても、これからの5カ年計画で報酬審議会の御意見もちょうだいしまして、現行のパーセンテージの減額をやろうという意気込みでしておるところでございまして、そういう意味での行財政改革を私自身、一般職等々に先駆けて減額をこれまで実施してきたところでございますので、その辺の気持ちは御理解はいただけるのじゃなかろうかなと、このように思っております。

それから、2番目の法制執務の関係というんですか、そういうことでございますが、自治体の置かれている状況というのは、これは御案内のように自治能力を高めるということの要請というものは、何も地方分権というような時代になったからということじゃなくて、それまでも当然自分の自治体をですね、自分の施策に基づいて実施していくと。そして、それが市民の中に還元され、そしてまた寒河江市の発展に寄与するということでの考えというのは、これは何も今分権の時代になったからとかあるいは騒がれているからというものとは関係なしにやっていかなくちゃならないものだと、このように思っております。

そういうことからですね、自治体で寒河江市でやるような施策については、それなりのですね、研究、勉強というものを重ねて、そして市民に対するところの還元、そしてまた市民に与えるところの影響というものをですね、いかに考えるべきかというようなことからですね、これまでも進んできたわけでございますけれども、今なお必要なことだろうと、このように思っております。そういう意味での立法政策といいますか、自治を守る、自治を推進していくという意味での法制度、広い意味での法制度というようなものはですね、施策と一体となってこれを実現してまいらなくちゃならないと、かように思っておるところでございます。

そういう意味では、寒河江市のやろうとしているところの政策と実施能力あるいは実行力、そう

いうものと絡んでいるわけでございましてですね、それはやっぱり先ほども申しあげましたように、各課がそれぞれ考えてもらわなくちゃならないのであって、ただ一法制室だけでの問題というものではなかろうかなと、こう思っております。

ですから、1問でも答弁申しあげましたように、実施するところで立案し、そしてまた実施に移して、問題があるときにはいろいる専門的な立場なりあるいはうちの法令審査会に付議するなりして、遺憾のないようにして住民のですね、権利なりあるいは利益というものをですね、守っていかなくちゃならないと、このように思っておるところでございまして、これまで以上に自治体での選択の幅が広がりつつある中でですね、一層そういうものを充足して勉強していかなくちゃならないと、このように思っておりますのでですね、行財政改革の中でも職員の意識改革と能力向上と、そういう中では人材育成基本方針というものを掲げておるわけでございますが、当然そこらには法制政策室等々についての考えも入っておるということを申しあげたいと思います。

それから、医師等に対するところの修学資金の貸与制度というようなことでございますが、それからまず第1にこの充足率、その充足率というのもののお尋ねがございましたが......

- ○新宮征一議長 残り時間あと5分です。
- ○佐藤誠六市長 私の記憶には96パーセントだったかなと、このように思っております。充足されているからこういう制度をとらないということではなく、制度としてこれを設置するというようなことは非常に私は難しいのかなと、このように思っております。

先ほど第1問で答弁したようにですね、この保健婦、助産婦、それから理学療法士、そしてまた 医師のというようにあらゆる制度が設けられておりますけれども、それらの経過というものを見ますと、こういう職種が必要だとあるいはこういうものを育てていかなくちゃならないということで の制度というものが出てきたのだろうと、このように思っていますし、それは絶対的な不足という こともあるだろうし、やはり偏在すると。大きく言えば、都市部と過疎地に偏在するとかあるいは 都市部と地方にというようなことがあるということで、なるべくそういう不足しているところの職種なり、あるいは地域に偏在することなくしていくという制度として、そしていわゆる制度を設け、そしてまた償還の免除の規定までを設けておるということであるわけでございましてですね、やは リーつの国の施策ということでの大きく絡んでおることじゃなかろうかなと、このように思っております。

そういうことでですね、もしも制度としてつくるということになりますれば、いわゆる対象者とその限定とかあるいは修学費のどの程度の額にするとかあるいは基金をどうする、設けるとかあるいは利用、そういう修学資金を活用した後のことをどのようにするのかとか、いろいろな問題が出てくるだろうと、このように思っておりますのでですね、これはやっぱり一自治体で対応というようなこと非常に難しい問題だなと、このように思って1問で答弁したところでございます。

以上です。

- ○新宮征一議長 総務課長、簡潔に願います。
- 〇那須義行総務課長(併)選挙管理委員会事務局長 それでは、特別職だけ退手組合を脱会できるか という御質問についてお答え申しあげます。

退手組合の規約第3条に、この組合は組合市町村の常勤職員に対する退職手当に関する事務を共同処理する、要約しましたけど、こういう規定がございます。この常勤職員の部分に特別職だけ脱会すれば当然抵触しますので、これは規約に抵触することはできないということで、特別職だけの脱会はできないということになります。

以上です。

- ○新宮征一議長 内藤議員。
- ○内藤 明議員 1分ありますので、それじゃ最後に申しあげたいというふうに思います。

退職金問題について最初にお答えいただきましたが、確かに月々の報酬について減額していただいているのは私も承知をいたしておりますし、議会でも議決をいたしているわけでありますから、よくわかります。

そのことについてですね、それも加えて退職金に私は反映を、せめてこのぐらいはですね、反映をさせていくべきだろうというふうに思いますので、改めて時間があれば見解をお聞きしたいんでありますが、もうないですね。ということで御要望をしておきたいというふうに思います。

もう一つ、それから退職手当組合の関係ですが、その特別職の関係についてだけ申しあげますと、 その第三者のですね、やっぱり諮問機関をぜひ設置すべきだということを申しあげて、御要請をし ておきたいと思います。

終わります。(終了の合図)

## 川越孝男議員の質問

- ○新宮征一議長 通告番号12番、13番、14番について、16番川越孝男議員。
  - 〔16番 川越孝男議員 登壇〕
- ○川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の方々から寄せられた意見を踏まえ質問いたしますので、市長並びに教育委員長の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず初めに、行財政改革大綱に示された人事評価システムの整備検討について3点お伺いいたします。

- 一つは、整備される人事評価システムの概要について、いつから、だれがだれを、何をどういう 基準で評価するのか伺います。
- 二つには、想定される課題はどういうものがあるのか。また、その克服策についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。
  - 三つには、双方向評価制度の導入も含めた研究検討についてお伺いいたします。

私は、能力と実績の評価は必要だと思います。しかし、現在の職場秩序は上下の一方的秩序であります。課長と係長というのは職務上の職階制なのに、終身雇用であるために、人事が最大の価値になって、公務員職場では人間的服従の上下関係になっていると言われています。そうであっても、上司が部下職員を評価する制度を廃止するわけにはいきません。なぜなら、管理職である課長は、職員管理の責任があるからであります。その評価が主観的になっても廃止できないのでありますから、それは別の形で是正する方策をつくらなければならないと思うのであります。

そこで、私は双方向評価制度の導入を提案したいのであります。現在の課長が職員を評価するの とあわせて、課員が課長を評価する制度を取り入れることであります。職員が管理職を評価する制 度には、次のような反対論が考えられます。

管理職の権威が損なわれる。部下職員が上司を評価するなどはもってのほかで、職場の秩序が乱れる。管理職が萎縮するのではないか。管理職が部下の人気取りになりはしないか。また、地方公務員法が予定していない制度を採用することは慎重でなければならないなどであります。

しかし、私は、公務員の職場秩序に活気を取り戻すには双方向評価は有用だと思います。課長は課員を評価する、課員も課長を評価する。双方向評価を導入したことで厳しく職員を統率、指導できなくなった管理職や部下の人気取りをするような管理職には職員は低い点をつけると思います。課員は、課長を興味半分で評価するのではないわけであります。管理し、指導し、束ねられている当の職員が課長の管理能力を評価するのであります。管理職として的確な判断力があるか、職場を公正に統率しているか、公平に指導力を発揮しているか、職務権限の私物化はないか、責任回避はないか、責任感を持っているかという管理能力を職員が評価するのであります。しかも、多数の目で評価するのであります。匿名でなく、自分の名前を書いて管理職の管理能力を評価するのであります。

課長を評価するのは、さらに上の役職です。一方通行の統治秩序であります。一般論としてでありますが、課長の能力評価は助役が行います。ところが、課長が助役に接するときの態度や物腰を

見るだけでは管理能力の評価はできないと言われています。管理能力に問題のある管理職ほど上部に気を使うからだそうであります。職員が多数の目で評価した評定書が、第一級の管理職の管理能力の評定書だと言われています。中には「江戸のかたきを長崎で」という感情的に評価をしても、それはわかるわけであります。多数の評定書が出るわけでありますから、自分以外の人が「この人はいい人だ」と書いているのに、自分だけ否定的に書いたときには、今度は自分の評価になります。この逆も同様であります。

評価というのは、評価する人自体の評価にもなるわけであります。管理職の部下に対する評価は認められるが、課員が課長の管理能力を評価することは認められないとはなるでしょうか。多数の目で管理能力を見るのです。最も適正な方法だと思います。

双方向評価を導入することによって、これまでの上から下への一方通行の統治的支配の職場秩序が分権時代に適合したよい方向に改善され、職員の適正な評価と管理職の管理を公正にするということにもなると思うのであります。

従って、人事評価システム整備の研究に当たっては、双方向評価を含め検討すべきと思いますが、 市長の見解をお伺いいたします。

次に、教育委員長にお尋ねします。平成18年度に各市町村で1校教員評価システムが試行されることになっているそうであります。そこで、2点について伺います。

一つは、試行される教員評価システムの概要についてであります。目的、どこの学校で、いつからいつまで、だれがだれを、何をどういう基準で評価するのか伺います。

二つには、試行に当たって、教員との事前の協議及び評価の本人周知はどうなるのか、お伺いいたします。

次に、通告番号13、防災対策について、 再度市庁舎の耐震対策についてお伺いいたします。

私は、市庁舎は市の行政の中枢であり、常に多くの市民が来庁しています。山形村山盆地断層帯が市内を通過しており、発生確率の予測も発表されています。市庁舎の建設も建築基準法改正以前であります。さらに、万一地震が発生した場合には、復旧活動の拠点となる施設でもあります。従って、市庁舎の耐震診断を実施すべきだと思いますが、改めて市長の見解をお伺いいたします。

3月議会での同じ質問に対し、市長は、構造が特殊なことから、通常の耐震診断の方法には当て はめることができない、仮にできたとしても補強工事は難しいということから、耐震診断だけして も意味がないので実施はしないと答弁されました。

しかし、この判断は誤りであると思います。それは、特殊な構造であることから、通常の診断方法と異なることは当然だと思います。しかし、その構造に対する診断方法があるわけでありますし、建設時点で改正前の建築基準法とはいえ、法に基づく検査がなされているわけであります。仮に耐震診断ができて、補強工事が必要となっても、補強工事が難しいことから耐震診断をやっても意味がないと言われますが、これは無責任な判断との指摘は免れられないと思います。

今問題となっている耐震構造偽装により、建築された建物の再検査の結果、補強工事が必要であっても補強工事ができないマンション等については、住民の立ち退きや解体させられているところもあるわけであります。

従って、市庁舎の耐震診断を実施し、法改正後の基準もクリアしているのか、どの程度の規模の 地震まで大丈夫なのか、市民に客観的なデータを示すこと、必要があるならその対策をとるのは市 長として当然のことだと思います。

次に、 洪水八ザードマップの作成について伺います。昨年7月の水防法の改正によって、市に中小河川の洪水八ザードマップの作成についても義務づけられました。しかし、現在のところ策定されていません。

そこで伺います。本市のおくれている理由も含め、現状はどうなっているのか。加えて、作成に 向け今後どのように進められるのか、お伺いいたします。

次に、通告番号14、医療施策について、ジェネリック医薬品の普及について伺います。年々高騰し続ける医療費を抑制するために、ジェネリック医薬品の普及をこれまでも提言してまいりました。結果、市立病院での対応や市国民健康保険運営協議会で話題にし、医師も含む委員間で理解を深め合っているところであります。ジェネリック医薬品の普及は、医療費の抑制となることは明らかであり、行政としても何らかの取り組みをする必要があるのではないかと思います。

具体的には、医師会や歯科医師会、薬剤師会などの医療関係団体への働きかけ、市民に対して市報などを通じてジェネリック医薬品についての啓蒙活動を図るとか、また新聞報道にもあったように、製薬会社の業界団体で組織する医薬工業協議会や、医師や薬剤師らでつくるジェネリック研究会で作成した「ジェネリック医薬品を希望します」という意思表示のカードの活用などを啓蒙してはどうかと思いますが、市長の前向きな御見解を期待いたしまして、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 まず、人事評価システムにお答え申しあげます。

地方公共団体は、少子高齢化や高度情報化、グローバル化など社会経済情勢が大きく変化する中、 住民の行政ニーズが多様化、高度化してきており、これまで以上に質の高い行政サービスが求めら れております。

そこで、スリムで効率的、弾力的な組織の構築と課題に対応する能力や企画立案能力を有する職員の育成というものがより必要とされるところでございます。

これまでも、研修等により職員の能力開発に努めてまいりましたが、個人の価値観の多様化、勤労意識の変化などに伴い、これまで以上に職員の意欲を高めるような能力等の評価が必要となってきております。このため、昨年の人事院勧告でも職員の勤務における能力実績を客観的に評価し、その結果を適正に任用、処遇等に反映させるような新たな人事評価システムが示されております。

本市では、新たな人事評価システムの構築について、このたびの寒河江市行財政改革大綱に掲げたところであります。

国においては、本年1月から中央官庁の課長、課長補佐級を対象に試行されているところであり、 山形県においても今年度から課長級を対象に試行しているところであります。県内では1市におい て現在試行段階にあるようです。

本市といたしましては、これら国及び他の自治体の試行結果や状況などを調査研究しながら、職員の資質を高め、より質の高い行政サービスの提供ができるよう新たな人事評価システムの構築について、検討してまいりたいと考えているところであります。

いろいろ、この人事評価システムというものをですね、現時点で考えていくということになりますと、いろいろな課題があるわけでございます。

一つには、公務員の仕事の性格上、個人ごとの営業成績や収益などといった明確な指標がないので、民間企業の実績主義に比べ評価が難しいということだろうと思います。

二つには、行政の業務範囲が広範なため、すべての課に共通する客観的な評価基準の作成が難しいということもあるのかなと思います。こういう課題については、国や他の自治体の制度内容というものを参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

それから、管理職が部下職員を評価するばかりでなく、部下職員が課長等を評価できるような双 方向性の評価システムを検討すべきじゃないかという御指摘がありました。

現在試行している国、県及び他市の内容を見ますと、いずれも評価の客観性、公平性を高めるために、上司が複数の部下を評価する形で実施されております。

本市においても、現在行っておりますところの勤務評定と同じように、管理職が職員の評価を行っていくべきと考えております。新たな人事評価制度の導入に際しましては、客観的に適正な評価を行うために、管理職を対象とした評価者研修などの実施や評価基準の明確化、職員の苦情に適切に対応する仕組みなどについても、幅広い見地から検討していく必要があると考えておるところでございます。

次に、市庁舎の耐震対策についてでございます。

公共施設等の耐震施策については、これまでも御質問に答えてきておりまして、本市において子供たちの安全を第一に考え、学校から取り組むこととしてきたところでございます。そして、市庁舎については特殊構造ということで耐震化対策が難しいということを申しあげてきました。

しかしながら、市庁舎は多くの市民が来庁しますし、行政の中枢機能も有しております。そういった意味では何らかの対策を講ずべきものかもしれません。また、学校は児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場であり、地域住民の災害時の避難施設としての役割も果たす大事な施設の一つであります。同様にその他の施設も大事な施設が数多くあります。このことから、公共施設の耐震化につきましては、ひとり市庁舎のみを取り上げるだけじゃなくて、全体を把握した上で総合的に対処していくことが大切と考えております。

公共施設等の耐震化に関して、昨年県で山形県公共施設等耐震化基本指針を策定しております。 この指針は、県や市町村が公共施設等の耐震化を図る基本的な考え方、いわゆる方向性というもの を示したものであり、耐震改修等の実施計画を策定する際の参考とするためのものであります。

この指針には、耐震化推進のための検討組織の設置や耐震診断、それから耐震改修へと進めていく一連の流れが示されております。対象施設の選定方法や耐震化の優先順位の考え方も示されておるところでございます。一般に公共施設等の耐震改修を進めていくためには多額の経費と長い期間を必要としますし、また施設の日常における利用や機能を損なわないようにして実施しなければならない制約もあるわけでございます。こういうことから、公共施設等の耐震化は、中長期的な視点から計画的に進めていく必要があると思っております。

以上申しあげたようなことを踏まえまして、今後における本市の公共施設等の耐震化については、 県の基本指針に沿った形で計画的かつ総合的に推進していくことが、より適切ではないかと考えて いるところでございます。市庁舎につきましても、当然この基本指針に沿った形で進められる市の 計画の中に位置づけて対処するということになります。

次に、ハザードマップのことでございます。

災害時の人的被害の防止、軽減のためには、各人が居住地域で起こり得る災害や危険個所、避難 経路などを事前に把握しておくことが極めて重要なこととなります。このような視点から、本市で は平成16年に、災害の基本的な備えを整理した「わが家の防災ハンドブック」を作成し、全戸に配 布するとともに、寒河江市土砂災害危険個所図を作成しまして、土砂災害の危険が高い世帯に配布 するなど市民の防災意識の高揚に努めてまいりました。

御質問の洪水八ザードマップは、過去の水害時の経験などを生かし、住民が安全に避難できるよう浸水が予想される区域や深さ、避難場所や避難経路などを地図上に示したものを言うわけでございます。この八ザードマップに関しましては、平成17年7月施行の水防法の改正によりまして、河川がはんらんした場合に浸水が想定される区域の指定が県の管理する河川までに拡大されて、あわせてこの浸水想定区域内の市町村長は洪水八ザードマップを作成することが定められるなど大幅な見直しが行われました。これを受けて、山形県は平成17年度から5カ年の予定で県が管理する57河川のはんらん解析調査に着手しておりまして、この調査に基づく浸水想定区域指定の後に、順次市町村の洪水八ザードマップ作成が進むものと見られています。

本市の河川に関してでありますが、洪水ハザードマップを作成する上では、最上川、寒河江川、

沼川のはんらん解析調査と浸水想定区域の指定が前提となります。このうち最上川については、平成14年の8月に国による浸水想定区域等が公表されておりますが、県管理の寒河江川及び沼川については、今年度県のはんらん解析調査と浸水想定区域等が予定されているところであります。

従いまして、平成19年度になれば本市の洪水ハザードマップ作成に関する基礎的なデータが整う と思われますので、整い次第作成に向けた取り組みをしてまいりたいと考えておるところでござい ます。

次に、医療施策の中でのジェネリック医薬品の普及についてでございます。

御案内のとおり、総額31兆円を上回る国民医療費のうち約6兆円を占めると言われておりますところの薬剤費、その薬剤費を節約することが医療費の抑制につながるものであることは認識しているところであります。

国の取り組みとしましても、これまでジェネリック医薬品の使用促進のために薬剤の成分名による処方を認め、ジェネリック医薬処方により診療報酬点数がふえるような改正を行い、さらには本年4月から処方箋様式の変更を行い、備考欄に「後発医薬品への変更可」という欄を設けるなどの改正を行っているところであります。

また、近年薬品業界においても、マスコミを通じて医薬工業協議会や協議会に加盟する医薬品メーカーによる、ジェネリック医薬品についての広告がなされておるようでございます。また加えて、新聞報道にもありましたように、医師や薬剤師で組織するところのジェネリック研究会と一部製薬会社で組織する医薬工業協議会がそれぞれジェネリック医薬品の希望を患者が医師に示す相談カード、御指摘もありましたが、相談カードを作成した取り組みなども報じられているところであります。

このような取り組みが進んでいるところでありますが、薬剤の処方については医師の診察による薬剤処方により決められるもので、あわせて薬剤師の後発医薬品の品ぞろえとか、関係薬剤業界の広報とがジェネリック医薬品の普及につながるものだと考えています。そのようなことから、行政として市報などを通じてジェネリック医薬品の普及促進に関する周知、それから啓蒙活動に取り組むことは考えていないところでございます。

以上です。

- ○新宮征一議長 教育委員長。
- ○大谷昭男教育委員長 教職員評価システムについての御質問にお答えいたします。

山形県では、今年度より文部科学省の委託を受けて、各市町村 1 校で試行していることは御案内のとおりです。本市では、高松小学校に依頼し、今年度試行しております。

昨今の不登校や学力向上などの教育課題や地域に開かれた学校づくりなどに対応していくためには、学校づくりを担う一人一人の教職員の資質、能力の向上を図る必要がございます。あわせて、これらを学校全体の教育力の向上につなげて、主体的で生き生きとした教育活動を展開することが児童生徒や保護者、地域に信頼される学校づくりにつながるものと考えており、教職員評価システムの導入のねらいもここにあると考えております。

さて、教育という仕事は、その成果がすぐには見えにくく、教職員の評価は単に業績を査定するのが目的ではなくて、民間企業で行われているような成果主義的な評価はなじみません。従って、その評価システムのあり方が重要になってまいります。今回県で試行している教職員評価システムを見てみますと、これらのことが工夫改善されていると思っています。

まず一つ目には、評価に当たっては、教職員一人一人が学校の経営目標や児童生徒の実態を踏まえて、校長や教頭との調整の上で、自己目標を立てて日々の教育実践を進めます。

二つ目には、年度の中間と後半には自己目標の達成状況について、自分で振り返り、自己評価を します。

三つ目には、校長や教頭は、教職員との面談を行い、日ごろの授業観察などをもとに、目標の確認や課題の解決に向けたアドバイスをします。そして、教職員の自己評価も参考にしながら、目標の達成状況や取り組みなどの実績を絶対評価することになります。

四つ目には、評価したものを本人に開示し、自分の取り組みを客観的に振り返るきっかけにしていきます。

このような取り組みの中で、自己目標や自己評価、校長や教頭との面談などを通して、自分の指導力や校務を遂行する力を高め、また評価されたものをもとに次年度に新たな自己目標や教育実践に反映していくことができるような、そういうシステムになっております。また、評価者は1人ではなくて、第1次評価者と第2次評価者を設け、客観的で公正な評価ができるよう留意されております。これらのことから、評価の客観性、公平性、透明性に配慮された評価システムであると考えております。

この評価システムを導入することによって、一人一人の教職員が自分の目標を持って、校長や教 頭、同僚の職員と生き生きと教育活動に当たり、学校全体の教育力が向上するものと期待している ところです。今年度の試行をもとに、年度末にしっかり考察を加え、さらに趣旨にのっとったシス テムになるよう指導を行いながら、市内の全校に広げていきたい、このように考えるところです。 以上でございます。

- ○新宮征一議長 川越孝男議員。
- ○川越孝男議員 1問目に答弁いただきましたので、さらに2問に入らせていただきたいと思います。 人事評価システムの関係でありますけれども、大綱では18年から22年までに人事評価システムと、 それから能力給制度の整備も一緒に示されているわけであります。

従って、いつころまで人事評価システムを整備をしていくかというふうな部分は、先ほどよそでやっているあるいは周辺のことも見きわめながら、内部で検討してやっていくというふうなことであったわけでありますけれども、この時期的なものはどのようになるのかということを一つお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、1問目で申しあげたんですが、ぜひこれからよその試行されたやつも参考にされるんだというふうに思いますけれども、寒河江市の内部でもさまざま検討されるというふうに思います。よそでやった結果も参考にするのは当然だというふうに思いますけれども、その際にぜひ先ほど申しあげました双方向評価制度、これは本当にこれからの職場秩序を本当によいものをつくっていくというふうな観点からは、絶対有効なものだというふうに私は思いますので、検討をしていただきたい。職員の中でもその検討する検討委員会の中でも、十分勉強していただきたいということを再度申しあげておきたいと思います。

それから、学校の教育の評価システムの関係でありますけれども、今高松小学校で試行というふうなことでありましたけれども、この目的がやっぱり達成されるようにお願いをしたい。

先ほどの説明を聞きますというと、教員なら教員、年間全体の教員としての仕事の量が10あるとすれば、10全体を評価するというふうなことでなくて、自己申告をして、それぞれの教員が自己申告をする。その課題について評価をするというふうに受けとめたわけでありますけれども、そうしますというと、その申告した評価される課題、これに気取られ過ぎてといいますか、ここに集中して全体のものに支障が出たりとかあるいは多忙になったりというふうなことがあっては、個々の教員の資質の向上あるいは学校全体の教育力の向上というふうな目標とすることに、それていってはまずいなというふうに思いますので、この辺そういうことがないように試行の段階から市教育委員会としてはどういう配慮をなさっているのか、ぜひ配慮していただきたい。このことについての考え方お持ちでありましたら、お聞かせなどいただきたいというふうに思います。

それから、市庁舎の耐震診断の関係でありますけれども、市庁舎についても何らかの必要があるというふうなことで市長から言われました。そして、県の指針でもそれぞれの市町村の公共施設の耐震対策の順位、先ほど市長からもありましたけれども、を決めるためのこうこうこういうふうな要件で判断するもとになるものを提起されているわけであります、というふうなことからすれば、先ほど市長、小学校、子供たちが1日の大半を過ごすというふうなことで言われましたけれども、県のこの指針を見ましても、そういうことも含めて、小学校や何かというところも含めて、もし万が一地震災害が発生した場合には、その復旧対策の基本になるのが市庁舎なんだと、それぞれの市町村の庁舎なんだと。そこの部分で、対策棟のところがやられていて、学校の避難場所だの何だのというようなことにはならないというのが県のこの指針なんですね。指針を先ほど市長が言われましたように、もちろん分権社会でありますから、分権の時代でありますから、県が市町村に対して

「こうしなさい」、「こうやれ」などということはできないのは百も承知です。

しかし、より客観性のある耐震診断や対策の順位を判断するためにということで県は指針を出しています。そして、指針出しただけでもだめだということで、3月議会でも申しあげたんですが、昨年の5月11日、市町村長防災講演会というのが開催されたわけですね。そして、そこでは知事があいさつをしながら、この指針についての説明もし、危機管理官も養成をする、県内の市町村長に。

そして、そこで講演があったわけでありますけれども、演題はこういうことなんですね、「地震防災対策と防災活動拠点施設の耐震化について」。これに絞ってこの講演をされて、それぞれ役場をきちっと、もし万が一、備えあれば憂いなしで、とにかくもし万が一の場合にそこの対策をする、指令を発する、そこをきちっと確保しておかないというと、いろんな周りをしたって、これまでのここ近年日本で起きた地震災害での対策の総括からこの方針が出された。こういうふうな形でされているわけでありまして、ぜひ学校ももちろんそうです、文科省の方からもそういうふうな形で来ているわけでありますけれども、寒河江市自体として、もし万が一の場合、そこの対策をとる元締めとなる場所がどうなんだかわからないというふうなことであってはならないというふうに思うんですね。

従って、ぜひ市庁舎について検査して問題なければいいわけです、あるいはどういう対応をするといいのか、というふうなことをまず対策をするためにも調査をしなければならないというふうに思うわけでありますので、市長は先ほど何らかの対策が必要だというふうなことを申されました。従って、対策をとるためにも耐震調査というのが必要です。

そして、これまで市長はできないという、特殊な構造だからできないというのは誤りですということを私は指摘をさせてもらっている。もちろん、市に当時の設計書や何かでもかなりあるんだそうです。従って、それでもちろん黒川設計事務所の方に問い合わせするというふうなこと、そして専門のところにお願いをするというふうなこともあるでしょう。

前に寒河江市で電算を導入したときに、コンピュータ、機械が入るわけでありますから、その荷重の測定も当時黒川事務所に市の方から要請して、しているんですね。そして、そのときは問題なしというふうな、いろいろ調査の結果しています。早稲田大学の教授の判断というか判定書をつけてされたわけでありますけれども、等々同じように、活断層が入っているわけでありますから、耐震についてもできないというものではない。やっぱりやって、大丈夫なのか、今の新しい基準をクリアしているのかどうか、やっぱり市民に明らかにするというのは市としての当然のことだというふうに思いますので、ぜひこの点についても再度受けとめていただきたいということを申しあげておきたいと思います。

あとジェネリック医薬品の関係、考えはないというふうなことでありますけれども、行政としてやっぱり医療費の負担を軽減できるというふうなことであれば、やはりその軽減をするという方向に向かって何らかの対応はすべきだというように、私もどういうふうにというふうなことは、例えば薬というのはドクターの処方箋がなければ薬局から出ないわけでありますから、ドクター自身がそういうものを書く、ジェネリック医薬品を処方箋に書くということが一つとしてあるというふうに思うんですね。それから薬局でも、例えば成分同じやつでもジェネリックから新しいやつから後発からいろいろある。これは、ジェネリックの中でも何種類もあるというふうなことからすれば、薬局、成分書かれてきても高い薬と安い薬、またジェネリックの中でもあるそうですから。いうふ

うなことで、そこら辺も協力をしてもらうということ。あるいは、患者自身が、住民が医者にかかる際にそういうものを使ってほしいというふうに言う。

こういう、それぞれ三つの関係でこの問題はあるというように思う。市立病院のように市が直接かかわっている部分は病院の経営委員会の中でそういう話ができると思います。しかし、市民自身がいろんなところに医療機関にかかるあるいは薬局もいろんなとこから薬をもらうとするというふうなことになれば、全体的な問題としてそういうものに取り組んでいくということが必要だというふうに思うんです。

従って、さっき1問でも申しあげたんですが、業界などにいろんな場を通じて要請をする、お願いをするということは当然あっていいのだというふうに私は思います。従って、もし再度、私はあってしかりというように思いますので、市長の方でもし考え方がさらにあればお聞かせをいただきたい、先ほどはその考えないということでありましたけれども。

それから意思表示カード、これについても確かに製薬会社などの団体が出しているというふうなことからすれば、業界のものというふうなことで、それを行政が支援するような形がだめだというふうなことであるならば、先ほども申しあげましたように市報などでとか、あるいはそういうふうなものも市でするとか、あるいは例えば市全体じゃなくて、国保だけ見れば、国保などの医療費のこれだけかかっていますというあの通知の中などに「ジェネリック医薬品というのがあります」、例えば、欄外の方に印刷をしておくとか、そういうふうな方法などだってあるのではないか。もちろんこれは国保の分は国保運営協議会の中でも議論しますけれども、福祉の行政の分野でもそういうふうなことについての考え方が、そういうふうな対応するべきではないかというように私は思うんですが、このことについても再度お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、洪水八ザードマップの関係でありますけれども、県でやって、その後に市で準備できたら、それを受けてというふうなことでありますけれども、そういうふうに県の方から来ないからおくれているのか。おくれている理由というのも先ほどお尋ねしたんですが、そういうふうなことでなく、それが本当の理由なのか。いや、直接まだそういうようなことないから、それはしなければならないと思ったんだけれども、忙しくてそこまで回っていないということなのか。

だって、よその市町村あるいは新聞の報道を見る限り、県が遅いために市町村の取り組みがおくれているというふうな受けとめは私はしませんでした。市町村の取り組みがもっと積極的にすればできる、そこが鈍いというふうに新聞報道では受けとめたわけでありますけれども、そうしますと、防災の関係というのは本来これは市が、行政がしない限りできないんですね。

- ○新宮征一議長 残り時間あと5分です。
- ○川越孝男議員 行政がしない限りだめなんです。幾ら行政の仕事の見直しで民間活力を入れるなど においても、防災の関係などは行政がつくらなければならないやつだと思う。

ところが、それは忙しくてもしもなっていないのだと言えば心配なんですが、そうでないとなれば結構ですけれども、そういう心配があります。特に寒河江市の防災計画なども随時見直すというふうになっていますが、この前策定されてから見直しされていません。あれを見ますというと、現状に合わない部分がいっぱいあります、いっぱいあります。

しかし、そういうふうなことが今の職員の仕事の中でそこまでチェックがならない、そこまで仕事が回っていかないという状況があるのではないかなといいのが、そこが私一番心配なんです。人

もどんどん減らす、これからも減っていく。そういう中で、本当は行政なんだ。備えあれば憂いなしで、この防災の部分だって市がしない限り、だれか民間でつくるというものではないのです。ところが、忙しくてそこまで手回っていないという状況があるんではないかということが、私心配なんです。

そして、そこが単なる担当者任せでなくて、そういうものが今法律が変わったあるいは状況が変わって、こうしなければならないというものを寒河江市の行政全体の中でチェックしながら、ここのところをおたくのところでしなければと、おたくの係で今これしなければならないよというような横になるシステムがないと大変だなというふうな気がするんですけれども、この辺の状況についてどうなっているかも含めて、お聞かせをいただきたいと思います。

- ○新宮征一議長 佐藤市長。
- ○佐藤誠六市長 まずは、人事評価システムでございますけれども、先ほども答弁申しあげましたように、いろいろな現在資料をですね、収集している段階でございまして、それらを踏まえて検討に入ろうと、こういうことでございまして、そしてまずは現段階におきましては管理職の評価能力というものをですね、これを客観的に、そしてまた精度の高いものといいますか、評価らしい評価というものにさらに近づけていきたいと、こういうことでございまして、双方的な評価システムをいつからだというようなことにつきましては、今の段階で答弁できるものではございません。

それから、市庁舎の耐震化の問題でございますけれどもですね、議員は司令塔としての市庁舎を第一義的に考えなくちゃならないようなことをですね、申しあげられておりますけれども、やはりこれは公共施設というようなものは、学校にしる公民館にしる、これは総体的に考えなくちゃならないものだろうと、このように思っております。

そういうことで、先ほど答弁申しあげような指針をですね、踏まえて、段階を踏んでですね、対応してまいろうと、こう思っておるところでございます。

それから、市庁舎の診断も改修もできない、できないと市長は言ったというけれどもですね、言葉を返すようでございますけれどもですね、第1問におきましても難しいということを言っているのでございまして、あるいは18年の今年の3月の議会ですか、におきましても診断というのは非常に難しいなと。普通の診断方法ではできないんじゃないかなと、こういうようなことを申しあげまして、改修につきましてもですね、非常に現実的に見ますと厳しいなというようなことを申しあげたところでございますけれども……(終了の合図)

○新宮征一議長 時間が参りました。

散 会 午後2時14分

○新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでした。

# 平成18年6月13日(火曜日)第2回定例会

〇出席議員(21名)																
	1番	亲	沂	宮	征		_	議員		2番	12	Ė	藤		*	段
	3番	甲	鳥	田	俊		廣	議員		4番	朴	某	津	博	-	±
	5 番	7	<b>t</b>	村	寿	太	郎	議員	(	6番	木	公	田		Ē	孝
	7番	ž	者	倉	謙	太	郎	議員	:	8番	7	5	Ш	忠	į	薎
	9番	金		木	賢		也	議員		3番		· 生 元	木	春		吉
	1番	村		倉	信		_	議員		2番		<u>.</u>	橋	勝		· 文
	3番		·· <b>5</b>	橋	秀		治	議員		_ 4番		±	藤	良	_	_
	5 番	12	_	藤	暘		 子	議員		6番	-	- 	越	孝	<u> </u>	男
	7番	і- Д		藤	20		, 明	議員		8番		.,  ß	須	,		念
	9番	· 12		竹	敬		_	議員		3番		麦	藤	聖		乍
	1番	i- 信		藤	忠		男	議員		Щ	^	_	13-5	_		
○欠席議員(なし)																
○説明(				÷老の	おまれ	z										
佐	藤	)山, 誠	六	市	140 - 0 -	-	長		荒	木		恒	助			役
-	<b>孫子</b>	勝	_	収	)	\	役		大	谷	昭	男		育	委 員	
蝉	Ш	幸	Вħ	選	挙管理	委員	員会		佐	藤	勝	羊	<u>#</u>	<b>坐</b> 禾5	=	∆ E
奥	Щ	<del>*</del>	助	委			長		江	瘀	防	義	辰	業委員	킨 ᄍ 2	スマ
那	須	義	行		総務課		,		片	桐	久	志	緃	合政	策訓	果長
7515	//	320	1 3		管理委員				, ,	11.3		,				
秋	場		元		合政 才務3				菅	野	英	行		3政策 2英推		
					n								L	X <del>二</del> ] 庄 /	医垩顶	₹
尾	形	清	_		Z地推;				Ξ	瓶	正	博	税	務	課	長
有	Ш	洋	_		民生				浦	Щ	邦	憲	建	設	課	長
ŧń	<u>~</u>	[7冬	+	3	建 設	Į į	課		犬	餇		<del>1</del> .Z	花	·緑・t	せせら	ぎ
柏	倉	隆	夫		市整值							好		推進		
佐	藤		昭		水道					系子	政	_	農	林	課	長
兼	子	善	男		工観				斎	藤	健	_		康福		
鈴	木っ	英白	雄	会		課			荒	川 20	貴	久去		道事		
兼	子	良	_	/内	院	<b>尹 </b>	分坛		芳	賀	友	幸		育 全校教		
熊	谷	英	昭	学	校教	育	課長		菊	地	宏	哉		-1Xま		
エ	藤	恒	雄		涯学習2				安招	系子	雅	美	監	查	委	員
					興本						••					
宇	野	健	雄	監事			員 長		清	野		健		業 委 阝務丿		
○事務局	言語に	11日	老者	77	נעני	1-1	K						=	ו נגני –	-J 1X	•
の手がた		~ 44/1		車	至々		E		<b>;</b>	፟	俊	博	局	E	<b>2</b> ±	<i>I</i> +-
,,,	間		康	事	務	一同	長		ᇴ	食	夜	177	101	長	補	佐

議事日程第4号第2回定例会平成18年6月13日(火)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

## 再 開 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

## 一般質問

○新宮征一議長 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

### 一般質問通告書

平成18年6月13日(火)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要	ШС	質	問		答	<del>拉加</del>	者
1 5	森林を活用した森	森林セラピー(療	[法)について、どの	1 8	番		市		長
	林セラピー(療法)	ように考えるか		那	須	稔			
	への取り組みにつ	自然を生かしなか	べら、健康づくりの里						
	いて	として森林セラヒ	ピーを取り入れた山村						
		交流基地の取り糺	]みについて						
1 6	食育への取り組み	食育基本法を受け	けての食育推進基本計				市		長
	について	画の策定について	-						
		食育の推進に関す	る普及、啓発を図る						
		ための取り組みに	こついて						
		食育の推進による	は農産物の地産地消の						
		取り組みについて	-						
		学校における食育	<b>節の取り組みと栄養教</b>				教育	香	長
		諭の配置について							
1 7	文字・活字文化振	昨年7月に公布、	施行された12条か	1 0	番		教育	委員	計
	興について	らなる同法では、均	也方公共団体に施策の	荒	木	春 吉			
		策定と責務及び地域	ばにおける文字・活字						
		文化の振興を求めて	こいるが、本市におい						
		ての具体的な施策内	容について伺いま						
		す。また、学校教育	育における言語力の涵						
		養を求めているが、	本市教育委員会の対						
		応を伺います							
1 8	家畜排泄物の処理	平成11年秋季に	施行された家畜排泄				市		長
	対策について	物処理法では、平原	は16年の本施行まで						
		に酪農家は堆肥舎な	P簡易施設等を設けて						
		排泄物を適正に処理	関しなければならない						
		と規定しています。	本市内の未整備の						
		17戸はその後どの	)ように対応されてい						
		るのか伺います							

1 9	今国会の重要法案	医療法改正 (案)の諸問題と寒河江市	2 (	) 番			市長
	に対する市長並び	の対応について	遠	藤	聖	作	
	に教育委員長の見	教育基本法改正(案)の内容について					教育委員長
	解を問う						

#### 那須 稔議員の質問

○新宮征一議長 通告番号15番、16番について、18番那須 稔議員。

〔18番 那須 稔議員 登壇〕

○那須 稔議員 おはようございます。私は、所属している政党、公明党と、通告してある件に関心 を持っている市民を代表して、私の考えを交えながら質問をさせていただきます。

初めに、通告番号15番、森林を活用した森林セラピーへの取り組みについてお伺いいたします。 いつまでも健康でありたい、元気で毎日を送りたい、だれもが願うところであります。健康志向の今日、ウオーキングをはじめ健康体操、スポーツへの参加、食生活への配慮など、多くの人が健康づくりに取り組んでおります。そんな中、健康な社会を目指し、病気を未然に防ぐ予防医療が注目されてきています。健康で快適な生活を送るためには、病気にかからないようにすることであり、いかに予防をしていくかにかかっています。今後、市民の治療より予防という予防医療へのニーズは、ますます高くなっていくことが予想されます。本市において、予防医療の一環として、地域と一体となっての健康教室の開催、適切な保健指導、食生活改善への取り組み、健康診査などの健康づくり事業に積極的に取り組み、大きな予防効果を上げられております。また、平成15年には健康づくりの方向性や、具体的な目標値の設定などについて作成された健康さがえ21によって、市民の健康への取り組みが進められております。

一方、インターネットなど高度化する情報化社会、また景気がよくなったと言われていますが、まだまだ不安定な経済状況、そうした目まぐるしい生活において、知らず知らずのうちにストレスが蓄積されております。疲れた心をほぐし、体をリフレッシュさせたい、そんな願いにこたえて森林を活用し、医療やリハビリテーションなどを行う森林セラピーが近年注目を集めております。森林の緑や樹木の香りは心を落ちつかせ、気分をすっきりさせてくれることは、私たちの日常においても経験していることだと思います。こうした森林浴のリラックス効果は、健康増進や病後のリハビリなどに役立つとともに、山村地域の振興にも広がりが期待できるものと考えるところであります。

ここで、森林浴についての報告事例を紹介したいと思います。その一つが、昨年6月に森林浴による健康増進を図る森林セラピーの医学的効果について、国内外の研究者が意見を交わす森林セラピー国際シンポジウムが東京で開催され、森林のいやしの効果がさまざまな医療に活用できるとの報告がされております。シンポジウムでは、120年前から森林療法を取り入れ、医療保険も適用している森林療法の先進地ドイツの研究者が研究の成果を発表、森林の散策は体のリズムを整える効果があり、手術後のリハビリなどに向いているとドイツの森林の活用法を説明。また、もう一つの事例は、林野庁と日本医科大学の実験によって、森林浴には一つには副交感神経活動の高進、交感神経活動の抑制、二つにはストレスホルモンのコルチゾールの濃度低下、三つ目にはナチュラル・キラー細胞が活性化することなどがわかってきたと報告されています。

平成16年に産学官の連携で森林セラピー研究会が発足し、国も研究予算を計上しております。その翌年の平成17年4月から認定に向けた森林セラピー研究会において、医学的解明の科学的検証が

研究され、森林がもたらす健康増進やいやしの効果が科学的にもわかってきております。また、平成17年度より森林セラピー総合プロジェクトチームが開始され、候補地として27カ所を選び、今年7月からは林野庁と国土緑化推進機構がその中からモデル地域を選定、小国町をはじめ10カ所が森林セラピー基地、セラピーロードとして認定されております。所管する林野庁では、今後、多くの基地が認定されれば大きく盛り上がり、長く続くのではないかと期待を寄せています。

社会の移り変わりの中で、山村の振興は厳しいものがあります。そういう中にあって、本市の山村の状況も例外ではないと思います。山村の振興策、また健康づくりの一環として、長年受け継いできた自然を生かしながら、新しい視点での健康づくりの里として森林セラピーに取り組んでみてはいかがでしょうか。以上のことからお伺いいたします。

一つには、先ほど来述べてきました森林セラピーについてどのように考えをお持ちなのかお伺いいたします。

二つには、自然を生かしながら健康づくりの里として森林セラピーを取り入れた山村交流基地、 あるいは森林散策の遊歩道を中心としたセラピーロードの取り組みについていかがなものかお伺い いたします。

次に、通告番号16番、食育への取り組みについてお伺いいたします。

かつては、自分の家でつくった野菜や米などでどこの家庭でも一緒に料理をしたり、食卓を囲んだりすることにより、親子のコミュニケーションや料理を通した教育を家族が担ってきました。最近の傾向として、女性の社会進出が進み、食生活において以前と変わった変化が見られるようになってきております。そんな中、食育の重要性が叫ばれています。食育とは、規則正しい食生活を身につけ、自分で自分の健康を考えて食べ物を選ぶなど、健康で元気な力をつけること、すなわち自己管理能力をつける教育であります。食育は、生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎でもあると言われております。私たちの食生活の変化は著しく、私たちの体格も向上してまいりましたが、その反面、糖尿病患者が増加傾向にあるなど、生活習慣病の増加を引き起こしています。その原因は、食生活がおろそかにされていることと、栄養の偏りと不規則な食事にあると言われております。

また、食生活の乱れは、体への悪影響をもたらすのみならず、子供たちに集中力がない、切れやすいなど、心の形成過程にも大きなダメージを与えることが指摘されています。生まれてから毎日毎日だれもがとる食事の積み重ねがその人の健康な心と体をつくることを思うとき、子供のときから栄養や食事のとり方など、正しい適切な指導をしていくことが大事であることと、食べることの大切さを改めて認識させられるものです。子供だけに限らず、食生活の乱れが問題となり、食の安全に対する関心が高まる中、国民の心身の健康増進、改善を食から見直すことを目指し、昨年食育基本法が施行されました。以上のことからお伺いいたします。

一つは、食育基本法を受けての食育推進基本計画の策定についてお伺いいたします。

食育基本法では、一つにバランスのよい食生活を指導していくことで、将来の生活習慣病を未然に防ぐことが重要であること。第2として、正しい食文化を食育としてきちんと伝承していくことが必要であること。第3として、食糧の自給率増加やリサイクルを考えていくとともに、小中学校で農林水産への理解を深めるための体験活動の推進などが盛り込まれています。食育は、今後、各団体など多くの分野で連携して取り組んでいくことが重要となっていくと思われます。今年の4月

に、食育基本法の考えを具現化する食育推進基本計画がスタートしております。市町村における食育推進基本計画の策定については、努力規定となっていますが、食育の重要性を考えると、ぜひとも作成が必要だと考えます。そこでお伺いいたします。

- 一つに、本市における食育推進基本計画の策定についてどのように考えておられるのかお伺いい たします。
- 二つには、市民の食に関してアンケート調査などを実施し、食についての現状の把握を行ってはいかがなものかお伺いいたします。
  - 二つには、食育の推進に関する普及・啓発を図るための取り組みについてお伺いいたします。
- これまでも、本市においては、食育の推進に向けて活動されてきていることと思いますが、食育推進基本計画の中では、食育に関心を持っている人を70パーセントから90パーセントまでにふやすなど、そのほか具体的な目標数値が掲げられています。また、毎年6月を食育月間とし、重点的、効果的に食育運動を展開し、国民への浸透を進めるとし、また毎月19日を食育の日と定めて継続的に食育運動を進め、食育の幅広い世代への定着を目指していくとしています。そこでお伺いいたします。
- 一つには、食育月間と毎月の食育の日について市民に多く知らせるとともに、月間、日を活用した具体的な取り組みについてどのように考えているのかお伺いいたします。
- 二つには、食育についての食育ハンドブックなどの作成と普及についてどのように考えるのかお 伺いいたします。
- 三つには、料理を通して子供の五感を最大限に発達させるとともに、子供自らが新しい可能性を発見していく体験型料理教室、これをキッズキッチンといいますが、子供たちの手で全段階を進めていくところに特徴があります。食を通してマナーや段取り、約束を守ることなど、人が社会の中で生きていく上で大切なことを幼児のときから総合的に学べる食育の一つの形として生まれました。これらのキッズキッチンの保育所などでの取り組みについていかがなものかお伺いいたします。

四つには、食育や食品の安全をテーマにした講演会や、食育出前講座などの実施についてどのように考えるのかお伺いいたします。

三つには、食育の推進による農産物の地産地消の取り組みについてお伺いいたします。

地域で生産されるものを地域で消費するという地産地消の意識が市民の間に高まっております。市内の農産物直売所が大変なにぎわいを見せるなど、安全で安心、新鮮でおいしい農産物の提供を通じて、消費者と生産者の顔が見える関係が築かれてきております。私は、地産地消は地域の視点から農業を考える農業の地方分権であり、新たな農業の方向性を示すものであると考えます。本市においては、地産地消協議会による消費拡大運動の展開や、地産地消食料の日を定め、市内の保育所では毎月1回地元産を使用した給食を実施、それに市内の小学校においても、毎年9月に地元産を使用した給食を実施するなど、地元農産物の利用促進に積極的に取り組まれております。また、観光と一体となって、本当に熟した果物は寒河江に来て食べてもらい、本物の味、旬の味を知っていただくなど、訪れる方々には大変に喜ばれています。これらが相まって、本市の農業振興や地域の活性化につながっていくものと思います。そこでお伺いいたします。

一つには、地産地消のさらなる拡大に向けて、本市として具体的な目標値などを示した独自の地産地消計画の作成についてのお考えをお伺いいたします。

二つには、食育基本法の制定を受けて、食育を推進するに当たって今後地産地消をどのように推進していくのかお伺いいたします。

なお、学校における地産地消については、教育委員長からお答えをいただきたいと思います。 四つには、学校における食育の取り組みと栄養教諭の配置についてお伺いいたします。

現代の食生活で失われた一つが和食や伝統食、郷土食という形で受け継がれてきたバランスのとれた食生活だと言われております。このような伝統食、郷土食については、食生活改善運動や本市の学校給食でも取り入れられてきており、食文化の継承から大変に大事なことだと思っております。伝統食、郷土食は、住んでいる土地の四季折々の気候風土で育った旬の食材であり、栄養豊富で健康増進にも役立つと言われております。そのような伝統食、郷土食を取り入れたこれまでの学校給食における地産地消の取り組みと、今後の地産地消を取り入れた学校給食をどのように取り組んでいくのかについてお伺いいたします。

また、小中学校の学習において、食育についてどのような取り組みをされてきたのか。さらに、 今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、栄養教諭の配置についてですが、食の自己管理能力や望ましい食習慣を子供たちの身につけさせることを目的に、平成17年度より栄養教諭制度がスタートしました。栄養教諭は、子供が将来にわたって健康に生活していけるように指導するなど、学校内における指導にとどまらず、保護者への助言、また地域社会や関係機関と食育について連携を図り、食育の推進を健康教育の一環として行う専門家であります。その役割が大きく期待されるものです。栄養教諭の採用、配置は、県にゆだねられておりますが、食育の推進を考えると、本市において栄養教諭の配置が必要だと考えます。それら栄養教諭の配置についての御所見をお伺いし、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、森林セラピー、森林療法についてでございます。森林については、これまでに心身のリフレッシュや健康のために森林浴をするという森とのかかわりが国民に定着いたしまして、森林の緑は目の疲れをいやし、リラックス効果や気分を爽快にさせ、心を和ませるなど、そのいやし効果が認められ、国民の間で関心や期待が高まり、非常に注目されておると思います。

また、この森林セラピーは、森の自然があやなす風景や香り、音色や肌ざわりなど、森の命や力を実感することによりまして、私たちの心身に元気を取り戻させようとするものでございます。このため、国においては、平成16年3月に産学官連携による森林セラピー研究会というものを設立しております。森林が持ついやし効果の科学的解明や、効果的な森林セラピーメニューを確立し、平成17年度には国がリラックス効果が高く、森林の状況がよい森林セラピー基地6カ所、森林浴に適した森林セラピーロード4カ所の合計10カ所を指定しまして、将来は100カ所程度にふやし、森林セラピーを推進していこうということにしておるようでございます。

このようなことから、森林が持ついやしの効果の科学的解明はまだできていない状況ではあるようですが、森林は健康増進やいやしなど、その効果、効能が明らかになりつつあり、大変有効な療法だと思われますが、本市としましては、森林セラピーに対する具体的な取り組みについては、現在のところは考えておりません。

それから次に、自然を生かしながら健康づくりの里として森林セラピーを取り入れた山村交流基地や、森林散策の遊歩道を中心としたセラピーロードの取り組みについてでございますが、御案内のように、本市ではこれまでの第4次振興計画の将来都市像を自然と環境に調和する美しい交流拠点都市寒河江といたしまして、花と緑、せせらぎ彩る寒河江をキャッチフレーズに、自然環境に配慮した美しい安らぎと潤いのあるまちづくりに取り組んでまいったところでございます。

また、緑資源の利活用として、森林の総合利用による都市と農山村の交流活動の推進に必要な森林空間、幸生の水辺の学校とか、そういう整備や交流拠点など、いわゆる幸生のふれあい友遊館の整備を推進してきたところでございます。

さらに、健康ウオーキングロード、第5次振興計画でも、田園と都市とが共生する土地利用の推進の中の施策の体系といたしまして、緑資源や水資源に配慮した豊かなまちづくりを掲げておるわけでございます。二の堰など親水広場の利活用や田園、里山自然や景観の保全に取り組んでいくこととしております。そして、これまでに幸生、田代地区などの中山間地域においては、田代地区の葉山村塾や幸生ふれあい友遊館などを基地としたグリーンツーリズムによる都市間交流を推進し、森林に囲まれた農村集落での体験農業や自然散策などが行われております。

また、いこいの施設としましては、谷沢沼周囲の恵まれた森林を整備してつくられた林間歩道のある総面積30ヘクタールの森林浴ができる憩いと遊び、自然との触れ合いの森であるいこいの森、そして市街地においては、自然と触れ合い、市民の交流の場となる松と緑の市民の憩うところの寒河江公園、そして親水公園である二の堰親水公園の整備を行ってきたわけでございます。

さらに、健康ウオーキングロードにつきましては、二の堰親水公園、古松の小径、さくらの丘、 寒河江八幡宮、つつじ公園などをめぐる日本ウオーキング協会が実施した美しい日本の歩きたくな る道500に選定された寒河江眺望・長岡山への道や最上川フットパスなど、多くのいやし空間や健 康ウオーキングロードの整備を行ってきたところでございます。このようなことから、恵まれた自 然森林並びにこれまでに整備してきたところのいこいの施設や、健康ウオーキングコースなどを有 効活用することが大事なことであると思っております。森林セラピーを取り入れた山村交流基地の 新たな採択については、今のところ考えていないところでございます。

次に、食育基本法にかかわる何点かの質問にお答えいたします。

まず第1に、寒河江市食育推進計画の策定と市民の食に関してのアンケート調査についてでございますが、御案内のとおり、国においては健全な心と体を培い、豊かな人間性をはぐくむことにより、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民生活、豊かで活力ある社会の実現を図るため、御案内のように、本年3月に食育推進基本計画を策定しておるわけです。県においても、食育基本法に基づき食育推進会議、夢未来やまがた食育推進本部を立ち上げ、今年の10月をめどに食育推進計画を策定する予定のようでございます。

食育は、あらゆる世代の国民に必要なものであり、特に子供たちに対する食育は、知育、徳育及び体育の教育の3本柱とともに、心身の健康と人格の形成に大きな影響を及ぼすものでございます。そのため、市の食育推進計画の策定については、国の食育推進計画との連携、整合性を図り、今後、組織化を予定している食育推進会議などの中で十分検討し、計画策定に向け前向きに取り組んでいきたいと考えております。

さらに、市民の食に関するアンケート調査については、国の21世紀における国民健康づくり運動の策定を受け、平成15年3月に健康さがえ21を策定する際に、具体的な健康づくりの目標価値を設定するために、市民の健康意識や食習慣、生活習慣の現状を把握することを目的にアンケート調査を実施しておりますが、今後、食育推進会議などの中でその必要性について検討してまいりたいと考えております。

次に、この食育の推進に関する普及・啓発についての取り組みについての御質問がございました。 まず、食育月間と毎月の食育の日について、市民に広く周知し、月間と日を活用した具体的な取り 組みについてでございます。

国の食育推進基本計画の中では、食育の一層の推進を図るため、6月を食育月間、そして毎月19日を食育の日と定め、普及・啓発活動を展開中であります。7月には、山形県において平成18年度第2回食育推進交流シンポジウムの開催が予定されております。本市におきましても、食育推進会議等で具体的な取り組み方策等について検討し、市報やJA広報紙などによる周知に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、食育ハンドブック、いわゆる食育の教材の作成・普及についてでございますが、現在、教育、健康、農業関係等、それぞれの分野で必要に応じて独自のチラシなどを作成しているのが現状でございます。ハンドブックとなりますと、予算措置等の問題も絡みますので、今後食育推進会議の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、キッズキッチン、体験型料理教室の実態についてでございますが、これまでも健康福祉分野において、幼児や児童を対象としたところののびのび食育教室や、親子食育教室などを通した栄

養指導を実施しているのをはじめ、食生活改善に関する知識の向上に向けた食生活改善推進員養成 講座、それから、栄養バランスのよい家庭料理の普及活動、それから、地域や学校との連携による 健康教育を実施してきております。こうした事業は、徐々に市民に浸透してきておりますし、今後 とも健康さがえの中でさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、食育講演会や食育出前講座の取り組みについての質問がございました。

食育出前講座については、市と寒河江市食生活改善推進協議会が園児等を対象に実施しておりますが、食育講演会については、食育推進会議等の中で検討いたしまして、実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

それから、農産物の地産地消の取り組みについても御質問がございました。

まず、本市としまして具体的な目標値などを目指した独自の地産地消計画の策定についてでございますけれども、生産者と消費者の信頼関係の構築、食に関する理解と関心の増進を図るためにも、地産地消の推進は欠かせないものであります。今後、平成14年11月に設立した寒河江市地産地消推進協議会で十分検討いたしまして、生産者とも調整を図って、より実効性のあるところの寒河江市地産地消推進計画というものを策定してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、この食育基本法の制定を受けて食育を推進するに当たりまして、今後の地産地消の推進についてでございますが、地産地消は消費者にとって地元生産者の顔の見える、安全安心で新鮮な農産物を購入することができ、一方生産者にとりましても、価格や数量の面で安定した需要が確保されれば、安心して生産に取り組むことができるものと期待されており、ひいては食糧自給率の向上にもつながるものと考えております。このため、本市では保育給食や学校給食において、地産地消給食の日や郷土料理、特産物を味わう週間の実施をはじめ、農業と物産まつりの開催など、生産者と消費者が一体となり、地産地消の推進に取り組んでいるところでございます。

また、県では毎月第3土、日を地産地消の日に定め、大型スーパーなどでの専門コーナーの設置を推進しているところであります。このようなことから、今後、さらに本市農業の振興や地域活性化を図るためにも、寒河江市地産地消推進協議会を中心に生産者団体や消費者団体等との連携を図りながら、地産地消の推進に努めてまいりたいと考えています。

私の方から以上です。

○新宮征一議長 大谷教育委員長。

[大谷昭男教育委員長 登壇]

○大谷昭男教育委員長 学校における食育の取り組みと栄養教諭の配置についてお答え申しあげます。 初めに、本市の小中学校における食育の実施状況についてでありますが、学校における食育につ きましては、食育基本法において子供の健全な食生活の実現、及び健全な心身の成長が図れるよう、 教職員の意識の啓発、地域の特色を生かした学校給食等の実施、農業や調理などの体験活動を通し た子供の食に関する理解の促進などの諸施策を講ずることがうたわれております。

本市におきましては、これまでも食育を教育の3本柱と言われております知育、徳育、体育と並ぶ重要な柱の一つに位置づけてきたところであり、平成14年度からは教育研究所に食と健康に関する研修部会を設置して、小中学校における食育について毎年研修会を開催するなど、教職員の食育に関する意識の向上と、その指導方法や内容のレベルアップを図ってきたところであります。

これを受けての小中学校における具体的な取り組みについて、幾つか申しあげたいと思います。 小学校では、5年生を対象に稲作体験活動を実施しております。田植えから稲刈りまでの一連の作 業及び収穫した米の調理や試食などの体験を通じて、農業や食の大切さを学んでいます。このほか にも、各学校において地域の方や生産者団体などの協力を得ながら、農業体験や収穫物の加工、調 理などの特色のある体験活動が行われております。こうした取り組みを通じて、子供たちが食の大 切さを理解し、生産する方への感謝の心、郷土愛や豊かな人間性が涵養されるよう努めているとこ るでございます。

また、小学校給食については、食育の生きた教材ととらえて、学童期における望ましい食生活習慣を身につけさせることなどを主眼に実施してきております。小学校給食における地産地消の取り組みにつきましてでありますが、子供たちが食を通して健康のことを考えたり、安全性の問題や生産、加工、流通などの社会とのかかわり、さらには古くから伝わってきている伝統行事や食文化などを理解する上で大きな役割を果たしており、食育推進の観点からも大変有意義であると、このように考えております。このため、学校給食の献立表の作成に当たっては、地域の食文化を大切にしながら、地元でとれる旬の食材をできるだけ豊富にとれるよう心がけてきているところです。特に毎月の献立に郷土料理や郷土の特産物を味わおうというテーマを掲げた週間を設定するなど、日ごろから地産地消の推進に心がけてきているところです。今後とも生産者団体などの協力を得ながら、さらなる地産地消の推進に努めてまいりたい、このように考えております。

中学校においては、小学校で培ってきた食に関する知識や体験を基礎に、これらをさらに発展させて自分の健康を自分で考え、栄養のバランスがとれた食事を自分でつくることができる、そういう能力のある子供の育成を図るため、保健体育や家庭科、総合的な学習の時間などに食と健康、栄養に関する指導や調理実習などを行ってきております。また、生徒と保護者向けに食と健康だよりを毎月発行し、中学生にとって望ましい食生活のための情報提供や啓発を行ってきているところです。さらには、学校栄養士が学校に出向き、健康、栄養、食生活についての指導を行っているところです。今後、核家族の振興、生活様式や価値観の多様化などに伴って食育の重要性はさらに高まるものと考えています。このため、現在策定中の教育振興計画の中の重点施策に位置づけながら、

小中学校における児童生徒に対する食育のより一層の充実を図ってまいりたいと考えております。 さらに、PTA研修会などのあらゆる機会をとらえて、保護者に対する食や健康に関する知識の普及と意識の高揚など、家庭の教育力の向上を図って、学校、家庭、地域及び関係機関と一体となった食育推進を図ってまいりたい、このように考えています。

次に、栄養教諭の配置について申しあげます。御案内のとおり、栄養教諭制度は、児童生徒の食生活の乱れが深刻化する中、学校における食に関する指導を充実し、児童生徒に望ましい食生活を身につけさせるために、平成17年度からスタートした制度でございます。その中で、栄養教諭は、栄養に関する専門性と教育に関する資質をあわせ持つ専門職員として、食に関する指導の充実に重要な役割を担うことが期待されております。県内では、今年度ようやく1名が採用され、県内すべての小中学校の指導のために、県の教育庁スポーツ保健課に配置されております。本市といたしましては、今後の食育を推進し、次の世代を担う子供たちの健全な育成を図るために必要な人材であり、できるだけ早急な配置を県に要望してまいりたい、このように考えているところです。

以上でございます。

- ○新宮征一議長 那須 稔議員。
- ○那須 稔議員 2問目に入らせていただきますけれども、先ほど私のいろいろと提案という形で質問させてもらったことでありますけれども、真摯に受けとめていただいて御検討いただき、大変にありがとうございました。

まずは、森林セラピーでありますけれども、これはちょうど昨年の11月、私どもと小国町の方で協賛で森林セラピー基地というようなことでの研修会を開催をしました。これには、林野庁から担当官が来まして、それぞれ先ほど申しあげた森林浴による効果ということなどを含めながら研修をしたわけでございますけれども、非常に、今のところ研究段階にはあるんですけれども、効果があるというようなことが言われておるわけであります。そして、特にこれは森林浴というのは、日本全国約80パーセントが森林と。寒河江市内も、相当のパーセント森林が占めているわけでありますけれども、そういう中にあって、この森林というものを活用した基地、あるいは遊歩道というものが最終的には自分の健康というものを保持し、あるいは病後のリハビリなどにも非常に効果があるというのがこの森林セラピーであります。最終的には、国の方でもこの森林セラピーについては、先ほど市長からあったように、100カ所ぐらいをめどにそれぞれ拡大をしていくというような方向性にはあるわけでありますけれども、できれば医療保険などを適用できるようなところまで持っていきたいというのが国の方針ということが話されておられました。

先ほど市長からは、それぞれ寒河江市内においてもいろんなところで森林浴、あるいはウオーキングロードなどを設定をして、健康ということに対して取り組んでいられるという話がございました。それも、非常に大事なところではありますけれども、寒河江市内の大部分を占めるこの森林ということを利用した、その森林浴を利用した森林基地といいますか、森林セラピーロードといいますか、そういうものもひとつ大きな今後の山村の振興を含めながらの活力源になっていくんではないかなと、このように思って提案をさせてもらったところであります。そういう意味では、できましたならば、まだまだその研究段階にあるところではございますけれども、ひとつ寒河江市内でも長い目で見ていただいて、研究のテーマに置いていただければと、このように思うところであります。

それから、食に関することでありますけれども、今回、国が昨年の7月から食育基本法をスタートさせ、今年の4月からその具体的な数値目標である推進計画を出しております。そういう中にあって、例えば先ほども1問で申しあげましたが、食育に関心を持っている人、70パーセントから90パーセントまで上げると。それから、今のところ朝食を欠食している児童、あるいは年齢的な世代ということで、具体的な数字を挙げておりまして、特に小学校においては、朝食を欠食する児童については、最終的にはゼロパーセントまで持っていくというような数字、それから20代、30代についても、それぞれ最終的には15パーセントほどまで朝食を欠食する方なども持っていくんだという数字を出しておられます。そしてまた、食材のバランスガイド、これを参考に食をとるということなどにつきましても、その割合を60パーセント以上まで持っていくというような、具体的な数字というものを出しておられます。

そしてまた、内臓脂肪症候群を認知する、要するに心臓や脳卒中の危険を高めるというようなこ

とがその内臓脂肪が上がることによって危険性があるわけでありますけれども、その辺の認知している人についても、60パーセントまでに持っていくというような具体的な数字をその今回の食育基本計画の中でうたってございます。

先ほど市長からは、その計画前向きに今後検討していくというお話がございましたので、そういう意味ではその健康の生活を送るということにつきまして、早急に前向きに作成をしていただいて期待をしたいなと、このように思っているところであります。

それから、地産地消につきましても、それぞれ今後の検討課題ということで、検討委員会の中で話し合って進めていくというようなことがございました。特にこれ、地産地消につきましては、寒河江でも協議会を立ち上げて今まで取り組んできておられます。その中で、具体的なところで、例えば保育所、学校についても、それぞれ地産地消給食の日ということを定めて、地産地消の拡大に向けて取り組んでおられます。

それで、これ地産地消については、要するに地元産のものを地元産でとると、これ大変大事なところで、できましたならばもうちょっと拡大をするという意味から、幼稚園、保育所あるいは小学校でも、それ以外の日でもこの地産地消の食材を使った給食というものを実施すべきではないかなと、このように思っておるところでございます。

そしてまた、県とすれば地産地消の日を定めてそれぞれ拡大を図っておられますけれども、寒河 江市としても独自の地産地消の日ということを定めた上で、市民に徹底を図っていくということな ども大事なところではないかなと、このように思っているところです。

それから、その他の等々につきましては、これから立ち上がってくる検討委員会の中で、それぞれ検討して実施されるということでありますので、期待をしたいと思います。

それから、学校につきましては、栄養教諭の配置について、教育委員長の方からは県の方に要請と、要望ということがございました。そして、これはやっぱり大事なところで、栄養教諭、まだ山形県内には1人の方の配置がされているようでありますけれども、やはり寒河江市内に配置をしていただいて、その栄養教諭からのいろんな指導ということなどを含めながら、子供たちが健全に食育というものを理解をし、健康に結びつくということでは大事なところでございますので、この辺も今後の期待をしたいなと、このように思っているところでございます。

以上で2問終わります。

- ○新宮征一議長 佐藤市長。
- ○佐藤誠六市長 まず、森林のセラピーのことでございますけれども、1問でも答弁申しあげましたように、中山間地帯におきましては、それなりの整備された幸生なりあるいは田代にございますし、あるいはまた里前に行きますと、二の堰初めいこいの森とかいろいろありますので、あるいは散歩の道などがいろいろたくさんありますので、それらを十分に活用することからまず考えていかなくちゃならないなということで、この認定を受けるというようなことについては、今のところ考えていないということでございました。

いろいろ調べましたところ、認定を受けた場合のメリットというようなこと何があるのかなと、こう思ってございますけれども、ハード面に対するところの設置整備に対する助成措置はないようでございますし、それから健康増進活動費に対するところの支援もないようでございます。ないからしないというわけではございませんで、寒河江にあるものを十分に使いたいと、このような気持ちでおるわけでございます。それが一つでございます。

それから、食育の推進計画、先ほど前向きに立ててまいろうと、こういうことでございます。教育委員会サイドにおきましても、振興計画の中に知育、徳育、体育というのに並んで食育を大きな柱にして計画を策定されるというようなことでございますので、行政の分野からこの推進計画というものをどのように考えていくかということも、今度設置しようしておりますところの協議会において、これまた十分協議していきたいと、このように思っております。

また、地産地消の計画につきましては、これまでもやってきたところで、協議会もあるわけでございますし、それの地産地消の率を高めるということでの働きをもっともっと進めていこうと、こう思っておりまして、例えば地産地消の日というようなことにつきましても、十分協議会の方で決めただけでは、これを実施して成果の上がるようなもの、本当に消費者にも生産者にも喜ばれるような地産地消という形に持っていかなくちゃならないと、このように思いますので、十分協議してまいりたいと、このように思っております。

- ○新宮征一議長 残り時間あと5分です。 大谷教育委員長。
- ○大谷昭男教育委員長 栄養教諭についてお話ございました。

先ほどお答え申しあげましたように、食育における栄養教諭の役割の重要性にかんがみ、鋭意県の方に要請活動を続けていきたいというふうに思います。改めてお答え申しあげます。 以上です。

#### 荒木春吉議員の質問

- ○新宮征一議長 通告番号17番、18番について、10番荒木春吉議員。
  - 〔10番 荒木春吉議員 登壇〕
- ○荒木春吉議員 最初に、訂正しておきます。

18番の未整備農家戸数が17戸となっていますが、14戸に訂正をお願いいたします。

私は、緑政会の一員として、通告してある事項について以下質問をいたしますので、答弁をよろ しくお願いします。

通告番号17、文字・活字文化振興についてお伺いいたします。6月5日の毎日新聞の「大学淘汰」によれば、我が国の合計特殊出生率が1.2499となる中、新入歯科大生に「言語表現・日本語」の講座を準備しているとのことです。その目的は、歯科医師国家試験の質問文を理解するためと、患者との正確なコミュニケーションを図るためなのだそうです。「徒然草」の兼好法師は、持つべき三友人を銭と知恵のある人間と医師を挙げていますが、医師(くすし)とはつまり医者のことです。医師が患者の訴える言葉を理解不能では、我々の生命に直接かかわってきます。さらに、国公私立大の61パーセントに当たる421校が高校時分に配慮して補習授業を行っているそうです。昨年の日本リメディアル学会(大学生向けのやり直し教育)の1万3,000人を対象とした日本語能力テストでは、国立の6パーセント、私立は20パーセント、短大生は35パーセントが中学生並みと判定されたそうです。これはゆゆしき問題であり、人は古来より、乳飲み子から鳥獣虫魚の果て、酒に至るまで歌と言葉のシャワーを浴びせて手入れと育成をしてきました。

文字・活字文化振興法は、昨年7月に公布施行された12条から成る法律です。その中で大事なのは、第5条から8条にかけての4条だと思われます。 地方公共団体には文化振興に関しての施策 策定と体制整備を求めているが、本市におけるそれらへの取り組みはどんなものか伺います。

言語力の涵養のために、公立及び学校図書館の運営改善と向上、加えて資料の充実と条件整備 の施策を求めているが、本市のそれらに対する対応を伺います。

次に、通告番号18、家畜排せつ物の処理対策について伺います。

これは、おととしの3月定例会で松田孝市議が質問した事項です。最上川と市民浴場の近辺には 遊歩道とグランドゴルフ場が設置され、先週の土曜日にはスケートパークが開園しました。我が家 の近くの自動車学校も、今秋には移転する予定です。憲法25条には、国民の健康で文化的な生活権 と国の公衆衛生責務を定めています。家畜排せつ物が適正処理され、篤農家の作業と近辺住民の生 活が共存共生できるよう担当課の尽力を望むものです。その答弁の中で、未整備14戸となっていま すが、その後の対応はどうなっているのか伺って第1問といたします。 ○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

私の方から、家畜排せつ物の処理対策のその後の対応と状況でございます。

御案内のように、家畜の排せつ物の処理につきましては、平成11年11月に家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行され、施設の整備については、5年間の猶予期間を経て平成16年11月から本施行され、家畜排せつ物の野積みや素掘りなどの不適切な処理が禁止されたのは、御案内のとおりかと思います。そのため、施行期限が迫った平成16年3月定例議会におきまして、家畜排せつ物処理施設の整備についての一般質問がありました。御指摘のとおりでございます。当時の法律が適用になった畜産農家数や、今後の施設整備の実施予定農家数などについて答弁を申しあげたところでございました。

当時、平成16年2月時点での適用対象農家数は21戸でありまして、そのうち施設整備を完了している農家が7戸、それから施設があるものの容量不足で増設しなければならない農家が3戸、残りの11戸が未整備で、これから整備しなければならない農家は、合計14戸でございました。この14戸の整備状況につきましては、平成16年11月までの間に畜産環境整備リース事業や県単独、市単独の助成制度を活用いたしまして整備した農家は、合計7戸でございます。残る7戸の農家につきましても、自己資金で対応した農家が2戸、それから飼養頭数を縮小して従前からあった施設を利用している農家が4戸、廃業した農家が1戸となっております。このように、法適用のすべての農家については、助成制度の活用や自己資金で施設整備を実施しており、適正な対応がなされております。

今後におきましても、環境問題に対する地域の関心が高まっている中、本市で推進している有機 栽培における土づくりの貴重な有機資源として堆肥の利活用を促進し、法適用外の畜産農家も含め、 関係機関と連携を図りながら適正な処理を実施していただくよう指導してまいりたいと考えておる ところでございます。

- ○新宮征一議長 大谷教育委員長。
  - 〔大谷昭男教育委員長 登壇〕
- ○大谷昭男教育委員長 文字・活字文化振興に関する施策策定と体制整備についての御質問にお答え申しあげます。

御案内のとおり、文字・活字文化振興法が昨年7月29日に公布施行されました。この振興法は、 国民の活字離れ、読書離れが久しく問題となっていることから、だれもが活字・文字文化を享受で きるようにと、豊かな文字・活字文化を振興するための施策を総合的に推進すべく制定されたもの でございます。

本市では、第5次振興計画の中に家庭、地域、学校が連携して、市民一人一人が地域の歴史文化の理解を深め、次世代を築いていく子供たちが生き生きと成長できる環境を整備する、このようにうたっており、さらに美しく、豊かで元気な心をはぐくむ人づくりを目指していくこととしております。これを受けて、現在、教育委員会では寒河江市教育振興計画の策定を進めているところであり、その中で文字・活字文化振興にかかわるものとして、すべての市民が本の楽しみに触れ、本好きな子供が育つような環境づくりをして、読書の盛んなまちづくりを目標に掲げていきたい、このように考えているところでございます。生涯の各時期においてすぐれた文字・活字文化に触れ、各自の課題解決と生きがいを創造するために、その学習の場としての図書館の果たすべき使命とその施策のあり方は、文字・活字文化の振興に大変大きな役割を占めていると思っております。

そこでまず、本市の文字・活字文化を支えて郷土を理解し、郷土を愛する心をはぐくむ学習拠点としての市立図書館についてお答えを申しあげたいと思います。これまでも図書館では、市民のニーズにこたえる資料の収集と提供に努めるとともに、読書普及活動に積極的に取り組んで、生きがいをつくり、暮らしに役立つ市民のための図書館づくりに努めてまいったところであります。現在の図書館がオープンして以来、これまで多くの市民に利用され、お話ボランティアサークルによる読み聞かせとか、短歌会や俳句会、歴史に関する研究会等の団体による図書資料を利用しての勉強会が図書館を会場に活発に展開されており、読書の普及と利用拡大が図られてきているものと、このように思っております。

図書資料につきましては、年々その充実を図っておりますが、特に郷土資料等の整備に力を入れるとともに、利用者がわかりやすいように新刊コーナーを設置したり、赤ちゃん絵本コーナーなどを設けたりしております。また、文学では作家やシリーズごとに本を配置するなど、市民のニーズに対応した資料の収集・提供に努めるとともに、貸し出しについては保育所や市内小中学校への団体貸し出しをしているほか、定期的に地区の公民館や市立病院、フローラ寒河江に職員が出向いて貸し出しをするなどを行っております。

また、幼児期における絵本との出会いを支援するために、職員が乳幼児の健診時に出張して絵本の部屋を開設し、貸し出しを行ったり、図書館を会場にしたボランティアグループや職員による定期的なお話会の開催、また、その時々の話題をテーマにしたブックテーマコーナーなどを設けての展示・貸し出し、さらに、図書館こどもまつりなどを実施しておるところです。

館内の展示ホールにおきましても、図書資料の展示、寒河江の歴史にかかわる資料の特別展示など行うほか、市民の芸術文化作品の発表の場となる市民ギャラリーとしての一般市民や児童生徒に広く開放されて、学習活動の場の提供となっております。

さらに、今年度は市民に幅広く利用してもらうために、開館日を昨年度より10日間多い294日と

いたし、利用者サービスの向上を図ってまいります。

また、市民の高度化し、多様化する学習要求にこたえるために、資料やレファレンス、いわゆる 調査、相談活動やりますけども、レファレンスの充実を図るとともに、来年度からの図書館業務の 一部を民間に委託し、さらに開館日の拡大とともに利用時間の延長と、だれもが利用しやすいよう に、より一層のサービスの向上に努めていきたい、このように考えております。

次に二つ目に、学校教育における言語力の涵養についてのお尋ねがございました。

学校教育における言語力の涵養は、これからますます重要な分野になってくるものと、このように考えております。豊かな言語力を養うということによって、さまざまなかかわりの中で豊かなコミュニケーションを実現させ、それが子供たちの豊かな感性と創造的な思考力を生み、児童生徒の学習や生き方の基本となっていくと考えているからであります。

現在、小中学校においては、学習指導要領の総則に記されておりますように、学校生活全体を通して言語に対する関心や理解を深め、言語環境を整えて児童生徒の言語活動が適正に行われるようにすることを踏まえて、それぞれの小中学校において言語活動に対する指導や言語環境の整備に力を入れており、国語科における指導はもちろんのこと、学校生活全般を通して言語力の向上や言語に対する意識や関心を高めることに努めております。

平成15年度から市内の小中学校で、12学級以上の学校に学校図書館司書教諭が置かれ、その専門性を生かしながら学校図書館の運営を充実させ、環境整備を図るなど、児童生徒が読書に親しむことができる環境づくりに取り組んできているところです。また、市内すべての小中学校で朝読書に取り組んでおりますし、特に小学校におきましては、地域のお話ボランティアの支援を受けて本や紙芝居などの読み聞かせが行われ、その活動がきっかけとなって児童による読み語り活動が校内だけではなくて保育所などでも行われるなど、児童生徒の読書に親しむ活動も広がりと深まりを見せておると考えております。このような活発な読書推進の取り組みが評価されて、寒河江小学校が読書活動優秀実践校として4月23日の子供の読書の日に文部科学大臣表彰を受けたところでございます。

このような本市の恵まれた読書環境をさらに発展させていくために、今年度から寒河江小学校に読書活動推進員を配置し、校内における読書環境の整備や授業で活用する資料の整備支援、市立図書館との連携などを進めているところです。ほかの学校に対しても、その要請に応じて訪問活動を行い、読書に親しむきっかけづくりや読書の環境づくりへのアドバイスをするなど活動しております。今後も、学校教育において児童生徒が豊かな言語環境の中で言語力を養っていくことができるよう、本市教育委員会としても資料や情報を提供したり、児童生徒の実態を踏まえた指導のやり方について助言をしたりするなど、支援してまいりたいと考えております。

郷土の歴史と文化に学び、未来を担う人づくり、気品あふれるまちづくりのためにも、豊かな言語力の涵養と読書環境の整備、充実を図るなど、文字・活字文化の振興に努めてまいりたい、このように考えておるところです。

以上でございます。

- ○新宮征一議長 荒木春吉議員。
- ○荒木春吉議員 第2問であります。

逆になりますが、18番の家畜排せつ物のことなんですが、多分法律のとおり適正になったという 答弁でしたが、近辺にというか、住民感情として言いますと、これから梅雨とか夏場になれば、適 正に執行されていても、いろんな公害というか、黄色い害というか、臭害みたいのが多分発生され て、苦情来るんではないかなと思っていますが、そこら辺のことはいま少しきめ細かくやってもら いたいなと思っています。

私も、子供が小さいころは、牛舎とかいるところに連れていって、情操教育というんじゃないですけど、生き物に触れる、そういうことをやったことがあるもんですから、余りシビアに言うと何か我が身に返ってくるというか、面もありますので、そこら辺はうまく対応してもらえればなと思っています。

次、17番の文字・活字文化振興について二つ伺ったんですが、私も山形県とか本市は、読書活動に関してうまくいっていないとは思っていません。鶴岡市の小学校なんかは、多分感想文とか活動で総理大臣賞なんかもらっていますし、今回市内でも文科省の受賞したということで、私もそれはいいんです。ただ、寒小の場合は、指導する人材にいい人がいるから多分なったんじゃないかなと、私は邪推しています。そういう1校だけじゃなくて周辺の学校にも広げてもらえれば、その人材活用になっていいんじゃないかなと思っています。

私が一番危惧するのは、子供たちは多分一生懸命先生の教えられたとおり、親の言ったとおりすると思いますが、教える先生とか我々大人がなかなかいろいろ仕事が忙しくて、そういうものに向き合う時間がない。今月号の「文芸春秋」の最後の方の投書欄に、50歳の教頭先生の投書でしたが、とにかく先生は児童生徒に本を読めと言うが、先生そのものがもう読んでいないというか、親も読んでいないし、教える先生も読んでいない。時間がないのか何がないのかわかりませんが、時間と金はやっぱり見つけてやるもんだと思いますので、そこら辺のことは……。いや、私は金はありませんが。今言葉と言いましたが、英語でいうと言葉というのはソフトパワーというんだそうですが、やっぱり憲法にも書いてあるとおり、日本はハードパワー持てないわけですから、我々市会議員もソフトパワーをハードに磨いていろいろ活動したらいいのかなと思っています。

また、私が前に図書館のことを言ったとき、開高健という人の話しましたが、今度具体的に言うと、もっと細かい話をしますと、私の趣味でべらべらしゃべりますが、容赦願いたいと思います。 私の好きな猿学者に河合雅雄というのがいます。河合雅雄さんは、一応猿学者兼童話作家でもあります。これは、たしか小学館から著作集が出ています。もう80歳過ぎの人間ですけど、こういう傑作集なんか、童話集なんかもそろえてもらえば親子ともども利用できるし、もう至福の時が送れるんではないかなと思っています。

それから、私漫画好きなので、漫画をよく見るんですが、難しい漫画ではありませんが、教育漫画の「家裁の人」とか、あと山上たつひこ、「がきデカ」で有名ですが、「光る風」とか、あと今で言うと介護漫画で「ヘルプマン」とかとあります。あと、医療のことだったら「ブラックジャックによろしく」、そういう漫画を設けていただいて、ハートフルセンターで出す資料なんか見るよ

りか漫画見た方が早いという感じが私はしています。こんなこと言うと怒られるんでしょうが、*多*分そういうのがいいんではないかなと思っています。

以上のような要望を申しあげて、第2問終わります。

- ○新宮征一議長 佐藤市長。
- ○佐藤誠六市長 におい、いわゆる臭害といいますか、それというのは非常に対策というのは難しい んじゃないかなと、こう思っております。

法律に基づいて整備しても、あるいは法律外の施設にいたしましても、風の向きとかあるいは時によりまして、そういう臭害が出てくるときもあろうかなと、このように思っておりますが、それらに対して耐えがたいもの等々があるような場合、あるいは十分な整備がなされていないために起こってくるような場合につきましては、十分県の方の関係機関と連携をとりながら何らかの対応というようなものをしてまいりたいと、このように存じております。

- ○新宮征一議長 大谷教育委員長。
- ○大谷昭男教育委員長 学校図書館あるいは図書室のやはり資料として選定していく、そういうこと の上での配慮ということだろうというふうに理解いたしました。

具体的な形でそれに携わってきている者のお話も聞いていると思いますので、関係担当課の方からお答え申しあげたいと思います。

ただ一つだけ、2 問の冒頭にありました読書の持つ人間形成の意義といったことは、非常に大きいと思います。時間は、探すものだというふうなお話ありました。私も同感でありまして、前に、今はちょっとわかりませんが、ラジオ番組ですけれども、「私の本棚」という番組がございました。御記憶の方いらっしゃると思いますけども、あれはたかだか15分間であります。あれを1年間続けることによって、膨大な本が読めるんですね。そのことをある本で見まして、本当に時間は自分で見つけるものというふうな感じ、何とか私自身も時間を見つけて、本と中で作者と対話していきたいなというふうに考えている、個人的な見解を述べさせていただきました。ありがとうございました。

- ○新宮征一議長 指導推進室長。
- ○菊地宏哉学校教育課指導推進室長 先ほどありました指導する人材が言語環境を高めるということがございましたけども、その指導する人材並びに支援する人ということで、本市では読書活動推進員を今年度寒河江小学校に配置しながら試行しているところでございます。

今年度の読書環境の整備状況や授業に対する影響等を考慮して、今後できるだけ多くの学校に広 げていきたいなというふうに計画しているところでございます。

以上であります。

- ○新宮征一議長 荒木議員。
- ○荒木春吉議員 私、肝心なこと言うの忘れました。

文字・活字文化振興の最後の12条が財政の支援、これが一番大事なんだ、私。これ言うの忘れました。だから、さっき見つけるもんだと言いましたが、それはじゃんじゃん財政課長からどんどんやってください。ひとつよろしくお願いします。

○新宮征一議長 これは、財政課長の方には通告なっていませんので......

(「休憩」と呼ぶ者あり)

この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時10分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 遠藤聖作議員の質問

- ○新宮征一議長 通告番号19番について、20番遠藤聖作議員。
  - [20番 遠藤聖作議員 登壇]
- ○遠藤聖作議員 私は、日本共産党を代表して、今国会に提案され、国民的な議論を呼んでいる二つの法案について質問をいたします。もしこれが成立すれば、市民生活にも大きな影響をもたらすものであり、無関心ではいられないのであります。市長と教育委員長に率直な見解を伺うものであります。

最初に、現在参議院で審議中の医療法の改正案について、その大変な問題点を明らかにしつつ、この法案の持っているねらいと、実際に施行された場合、地方自治体ではどのような対応をするべきなのかについて市長に伺います。

今回の改正案は、国会での論戦を通じて次第に明らかにされつつありますが、既に施行済みの介護保険法や精神障害者自立支援法などと連動して、全体として国民医療や高齢者介護の質を悪化させていく深刻な内容を持っています。

第1の問題点は、患者高齢者の金銭的な負担が一層ふえていくことであります。2年後の2008年4月からは、現在1割の窓口負担が70歳から74歳の高齢者については2割負担になります。現在かかっている医療費で試算をすると、一人当たり平均で年間約2万円負担が増加するというふうに言われています。さらに、それに先立って今年10月からは、所得が現役並みと認定された高齢者は、2割負担から3割負担になり、また療養病床に入院している70歳以上の高齢者は、居住費や食費を保険給付の対象から外され、自己負担になります。

第2の問題は、高齢者が長期入院する療養病床を5年後の2012年までに、38万床現在ありますけれども、15万床の半分以下に大幅に削減をするとしていることであります。それに先んじて今年7月からは、診療報酬の改定で療養病床の入院患者の半数を機械的に医療の必要性が低いと振り分け、入院患者の点数評価を引き下げます。その意味は、医療機関の経営を困難にすることで、高齢者を療養病床から追い出そうというねらいであります。このことについて厚生労働省は、療養病床に入院している高齢者は、今後在宅治療や養護老人ホーム、有料老人ホームなどを選択することになるとしています。しかし、皆さん御承知のように、特養ホームは現在でも待機者が非常に多く、なかなか入所できません。有料老人ホームに至っては、高額な所得がないと入れないのが実態であります。さりとて在宅に戻すといっても、在宅介護や看病のできる、あるいは看介護のできる条件のある家庭は、極めて少ないというのが私たちの知っている実態であります。

現実に療養病床が削減されれば、行き場を失う高齢者が続出することが予想され、私たちの周りにはいわゆる介護難民あるいは医療難民が多数生まれかねないのであります。そもそも療養病床は、政府が2000年11月の法改正で創設したばかりの制度であります。療養型の病院への転換を全国規模で政府主導で進められてきたことは、記憶に新しいところであります。しかしながら、そうしておいて、3年もたたないのに今回の法改正では療養病床の大幅削減を打ち出すということで、患者だけでなくて医療機関そのものにも大変な混乱をもたらしていて、病院経営の悪化につながると、不

安と懸念も広がっているのであります。

3番目の問題は、同じく2年後の08年4月から新設される75歳以上の後期高齢者医療制度の創設であります。今の保険では、サラリーマンなどに扶養されている高齢者本人は、保険料を支払っておりませんが、新制度ではすべての高齢者が自ら保険料を負担することになります。わずかな年金からも、保険料が天引きされるようになります。しかも、現在は75歳以上の高齢者は、公費医療と同様な取り扱いを受けており、資格証明書を発行されませんでしたけれども、新しい制度のもとでは保険料を滞納すると保険証を取り上げることができるという仕組みになります。資格証発行となれば、医療費の全額を一たんは窓口で支払わなければならなくなります。

4番目の問題は、本格的に混合診療の導入に道を開く法律案であることであります。いわゆる保険がきく診療ときかない診療を組み合わせる混合診療は、これまでは高度医療や差額ベッドなどに限定され、原則的には禁止されてきました。ところが、今回の法案では必ずしも高度でない先進技術であっても、国内未承認薬であっても、これらを対象に加え、混合診療の適用範囲を拡大するとしています。混合診療の拡大は、保険外の診療や患者負担が増大する一方で、保険での診療が狭められることにつながって、これまで国民の健康を守ってきた国民皆保険制度の趣旨や公的医療制度の土台を崩しかねない大きな問題をはらんでいると言わなくてはなりません。混合診療では、お金のある患者は保険がきかなくてもいい薬や治療を受けられる。貧しい患者は、保険で認められた限定的な治療しか受けられなくなるという、いわば所得の格差が医療の格差に直結する問題も発生するわけであります。このことについては、去る5月16日に日本医師会も緊急に記者会見を行って、保険外給付の拡大が混合診療の本格的導入につながらないかと懸念を表明しています。

私は、こうした問題だらけの医療法案には反対であります。現在この法案は衆議院を通過し、参議院に審議の舞台が移っており、政権与党がその成立に執念を燃やしており、今日にも委員会採決かという国会終盤の緊迫した事態を迎えています。寒河江市では、今議会に応益負担分の増税になる国民健康保険税の税率改定が提案されています。介護保険料も値上げされました。そうした負担増に加えて、この法案が国会で可決されて実施に移された場合、高齢者を中心に医療介護関連の負担増が強められることは明らかであります。以上のことを踏まえて、佐藤市長に伺います。

第1番目は、今回の改正医療法案に対する市長の見解を伺いたいということであります。

2点目は、高齢者の医療費負担を軽減するために、寒河江市独自の施策を実施すべきではないかという点について伺います。

3点目は、患者の医療費負担の軽減のためにも、市立病院でのジェネリック医薬品の大幅な採用を実施すべきではないかということについて伺います。先日この問題では、川越議員が一般的な意味でのジェネリック医薬品の採用及びその宣伝についての質問をやっておりましたけれども、私は以前にも質問したように、市立病院でこのジェネリック医薬品の大幅な採用、特に成人病関係の医薬品は、相当多数出回っているというふうに伺っています。こういう医薬品を多数採用することによって、患者の窓口の支払い部分が大幅に軽減される。これは、寒河江市の判断、寒河江市の医師の判断でできることでありますので、ぜひそのことについて一層の強化をお願いしたいということで伺いたいと思います。

次に、教育基本法の改正について教育委員長に伺います。

言うまでもなく現在の教育基本法は、戦前の軍国主義教育の反省の上に立って制定された、いわ

ばすべての教育に関する法律の土台とも支柱ともなっていて、教育の憲法と言われているものであります。その中心にある法の精神とは、皇国史観のもとに日本全体が侵略戦争に突き進み、国内外に深刻な犠牲と被害をもたらした戦前の反省を踏まえて、二度と戦争はしないという誓いを込めて、教育はその時々の権力から独立してその影響力を排して、専ら国民の人格形成を目的として行われなければならないという点にあります。ところが、今度の国会に政府与党によって、ほぼ全部改定の事実上教育新法とも言える改正案が提案されてきました。その主要な改正部分を見ると、戦後教育を担ってきた現在の教育基本法の基幹部分をほとんど抹消し、時の政権担当者が教育の内容に干渉することを可能にする法律案となっているのであります。

今国会が18日に閉会するという緊迫した中で、国民の疑問や問題点の解明が十分に尽くせるわけもなく、最終的には採決されない見通しが強まっています。しかしながら、次の臨時国会に持ち越される可能性が強く、いずれにしても国民の教育がどのように行われるべきかという極めて大切な国民一人一人に関係する問題として、国民的な議論が必要であると考えます。そうした立場から、現行教育基本法と今回国会に提案された教育基本法改正案との大まかな対比をして、改正の意図を明らかにしてみたいと思います。

第1点は、現行の教育基本法の前文にある日本国憲法にのっとって、民主的で文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献すること、その理想の実現は、教育の力にまつべきという侵略戦争の反省の上に立って生まれた日本国憲法制定以降の教育の役割を明確にした文章が完全に削除されていることであります。

第2点は、改正案の第2条で、教育の目標を新設しました。そして、国と郷土を愛する態度など、抽象的な表現ながら20もの道徳的な目標を挙げ、その目標の達成を国民に義務づけていることであります。これらの中には、当然のように見えるものもあります。しかし、一たびあれこれの徳目を法律の中に書き込んで、さらにはその達成が教育現場に義務づけられるとすれば、その時々の政府の意思によって特定の価値観が教育の場に持ち込まれ、強制されることにもつながると考えます。

第3の問題は、新しい法案の2条に、教育の目標と密接に関連するものとして、現行法の第10条の国家権力による教育への不当な支配を禁止した教育行政のあり方を示した条文の、教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものであるという規定を、新法では法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものと根本的に変えてしまったことであります。また、第6条の教員は全体の奉仕者という規定も削除してしまい、新たに9条に研修を義務づけることを盛り込みました。この現行法の命とも言える国家権力への教育への不当な支配を排除する担保となっていた10条の条文を改正案でばっさり削除したことは、教育の目標や17条に定めた教育振興基本計画とともに、時の政府が教育内容や教員の教育態度に至るまで詳細に定め、その実施を義務づけることが法律で可能になることになります。

このように見てくると、今回の法改正のとんでもない問題点が浮き彫りになってくるのであります。その一つは、憲法改正を視野に入れた法改正になっていること。二つは、時の国家権力、政府に教育内容に至るまでの決定権を持たせていること。三つは、愛国心の涵養などを子供の心の領域にまで管理教育の対象にしようとしてること。以上の問題点を踏まえて、教育委員長の見解を伺います。

第1に、現行の教育基本法に、今、改正を必要とするような重大な欠陥があると思われるかどう

か伺いたいと思います。

2点目は、権力の教育支配をもたらす可能性がある今回の改正案をどう見ているか伺いたいと思います。

さらには3点目として、子供の心のありようにまで踏み込む教育の目標の新設についてどのような見解をお持ちか伺いたいと思います。

以上、簡潔な答弁を期待して第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、医療制度の改革に対するところの見解でございます。

今、国会で審議中の健康保険法等の一部を改正する法律案など、いわゆる医療制度改革法案に対する御質問になるわけでございますが、御案内のとおり、同法案の改正趣旨は、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、医療費適正化の総合的な推進、あるいは新たな高齢者医療制度の創設、そして保険者の再編、統合等の措置、加えて療養病床の再編成などを平成18年10月から順次平成24年4月までに講ずることであるということは、承知しておるところであります。また、同法案については、本年5月18日、衆議院で可決されて、現在御指摘のように、御案内のように、参議院で審議中でございます。

さて、同法案に対する問題点として何点かの御指摘がありました。初めに、高齢者の現役並み所得者の負担割合を現行の2割から3割に改正することについてでございますが、本市の70歳以上の高齢者の状況について申しあげますと、国保に加入している70歳以上の高齢受給者数は1,274人、そのうち現役並み所得者数は37人で、高齢受給者全体に占める割合は2.1パーセントとなっております。また、原則75歳以上の老人保健対象者数は、6,529人であります。そのうち、現役並み所得者数は180人で、老人保健対象者全体に占める割合は2.8パーセントとなっております。

御案内のとおり、現役並み所得の考え方は、従来からサラリーマンの現役世代の平均的収入を基礎として設定されており、現在月収28万円、住民税課税所得145万円以上となっております。70歳以上の方で現役並み所得を有する方は、現役並みの御負担をしていただくという趣旨であると理解しております。また、平成20年度からの2割負担に引き上げられることも承知しております。しかしながら、これら窓口負担の引き上げに伴っての緩和措置として、御案内のとおり、改正案では低所得者について高額医療費の自己負担限度額を現行どおり据え置くこととしているところであります。

また、療養病床に入院する高齢者の食費、それから居住費の見直しの件でございますけれども、 介護保険制度との整合性を図る趣旨から改正しようとしているものと考えております。

次の療養病床の削減についてでございますが、国では平成23年度末まで医療の必要性に応じた療養病床の再編成をし、医療の必要性の低い患者については、病院ではなく在宅居住系サービス、または老健施設で受けとめることで対応しようとしております。

それから、次の新たな高齢者医療制度の創設についてでございますが、御案内のとおり、老人保健法の一部改正の中で、高齢者の医療の確保に関する法律に改めることとなっておりまして、全国市長会としましても、この間、制度の創設にはその推移を注視したことでありますが、保険者を国保のような市町村ではなく、広域連合という形で都道府県ごとに一つの保険者としようとしているものと受けとめております。また、現行老健制度の課題を克服するために、75歳以上の独立した医療制度の創設であると考えております。

次の混合診療についてでございますが、現在保険診療と保険外診療を兼ね備えた特定療養費制度

がありますが、今回の改正案では保険診療と保険外診療の位置づけを明確にする観点から、特定療 養費を廃止して保険外併用療養費を新設するものであると理解しております。

最後になりますが、今回の改正に伴い高齢者の医療費負担を軽減するために、寒河江市独自の施策を実施する考えはないかということでございますが、今、医療制度改革法案については、御案内のように、国会で審議中のことであり、国の根幹となる制度でございますから、一自治体としての対応できるような施策の展開については、困難な状況にあることを御理解いただきたいと思います。

ただ、全国市長会あるいは地方6団体として、この制度の地方に及ぼす影響というようなものも十分考慮して、求められるところの要請、要望というものを重ねておることをつけ加えさせていただきたいと思います。

次に、市立病院でのジェネリック医薬品の採用についてのことでございます。ジェネリック医薬品の採用については、毎月院内で開催している薬事審議会に諮りまして、必要と認められた場合に採用しています。最近は、ジェネリック医薬品の採用品目数が少なからず伸びてきたと、このような実態にございます。御質問は、大幅な採用を実施すべきだということでございますが、前にも申しあげておるように、一つはジェネリック医薬品の中には先発医薬品と同じ成分であっても、保険が適用ならないものもあります。それから、山形大学から派遣されている多くの非常勤の医師や常勤医師がおりまして、採用品目について調整をいろいろ、ジェネリックを採用するように調整を図っておるところでございます。しかし、常勤医師は勤務交代がありますし、非常勤の医師は大学や市立病院あるいは別の病院で、同じようなジェネリック医薬品の名前が違った場合、同じ効果の薬であっても、処方すべき処方せんへの指示はどうしても複雑になりやすいというような受けとめ方もしておるわけでございますが、どうしても最も知られているところの名前の医薬品を用いるような傾向があるということは、否めないところでございます。

それから、先発薬品は一つでありましても、後発薬品は名前が違う、製造元が違うということで、 いろいろ名前があるわけでございまして、これらの事情がありますので、大幅な採用するというこ とは、ちょっと難しい面があるというような実態にあることを御理解いただきたいと、このように 思います。

以上です。

○新宮征一議長 大谷教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 教育基本法の改正についての御質問にお答え申しあげます。

平成12年12月に内閣総理大臣の諮問機関である教育改革国民会議から、教育を変える17の提案が報告され、その中で15の具体的施策とともに教育基本法の見直しと、教育振興基本計画の策定の必要性が提言されております。その中で、日本の教育は、戦後50年以上にわたって教育基本法のもとで進められてきた。この間、教育は著しく普及し、教育水準は向上し、我が国の社会経済の発展に貢献してきた、このように述べております。まさしくそのとおりであって、欠陥はあると思うかということが第1問の御質問でしたが、私はこれまで貢献こそあれ欠陥はなかったと考えております。

しかしながら、教育基本法制定当時とは社会状況は大きく変化し、教育のあり方そのものが問われていることも事実であります。さらに、高校、大学進学率の著しい上昇や生涯学習社会への移行など、教育のあり方も変容を遂げてきております。さらに、教育活動についてもさまざまな問題が生じており、将来に向かって新しい時代の教育の基本を明確に提示し、それを確実に実現していくこと。さらには、都市化や消費社会の拡大が進んで、家庭、学校、地域社会の力が小さくなっている現状であるからこそ、今、次世代を見据えた改正が必要になってきていると考えているところです。

次に、権力の教育支配をもたらす可能性がある今回の改正案をどう見ているかという御質問にお答え申しあげます。教育基本法の改正に向けては、教育改革国民会議の報告を受け、平成13年には中央教育審議会に諮問され、二十数回の会議の後に中間報告が出され、それをもとに国民各層から意見を聞くために、1年以上もかけてだれもが参加できる手紙やファックス、メールによる意見募集を行うとともに、「一日中教審」と称して各地で公聴会など開いております。さらにその後、中央教育審議会で審議を重ね、平成15年3月に答申が出されております。その後においても、全国で教育改革フォーラムが開催されたり、教育改革タウンミーティングが開催されるなど、広く国民的な議論の場を設け、さまざまな意見を徴収しております。

このような過程で作成されたものであり、中央分権が今後さらに進展するだろうこれからの社会において、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互協力のもとで推進していくことを明記することは当然だと考えます。そのためにも、教育基本計画をつくり、相互理解を進めていかなければ、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることは、これからの社会では難しくなるのではないかと考えます。

権力の教育支配をもたらす可能性があるという心配でしたが、民主主義を基盤とする法治国家である我が国において、そのようなことはあってはならないし、また起こり得ることではないと考えております。

最後に、子供の心のありようにまで踏み込む教育の目標新設についての御質問でしたが、内容を見てみますと、一つは幅広い知識、教養豊かな情操、道徳心、健やかな身体を養うことであり、一つは能力の伸長、自主性、自立性、職業の重視であり、一つは正義と責任、自他の敬愛、男女の平等、公共の精神であり、一つは生命や自然の尊重、環境の保全であり、一つは伝統文化の尊重、我

が国の郷土を愛し、他国を尊重するであります。

これらは、教育の目的であります「教育は人格の完成を目指し、平和的で民主的な国家及び社会の形成者」に成り得るために必要なものであり、そういう心や態度を育てることは、現在及び将来にわたり大切なことだと考えます。今後国民に共通の理解が得られるように、国会においてさらに審議が深められるものと考えますので、その推移を注意深く見守っていきたいと考えております。以上です。

- ○新宮征一議長 遠藤聖作議員。
- ○遠藤聖作議員 大きいテーマを二つも質問に入れたもんですから、どうしても長くなってしまいました。

質問者の経験不足、いわゆる1時間半のやつを1時間でやんなきゃいけないという、そういう経験不足からくるものでありまして、今後努力して直していきたいと思いますけれども。

市長、医療費、今回の医療法の改正案の背景にある問題が、非常に大きな問題がいわゆる高齢者の年収の問題があります。高い部分は、確かにいわゆる現役並みの問題は、それでいいのかもしれません。だけれども、国民年金の受給者は、今900万人いるというふうに言われています、国民年金だけの受給者というのは。その平均受給額は、月額4万6千円なんですね。50万そこそこしか年額もらっていない人が900万人いる。そういうのが背景にあるということが一つあります。

マスコミのアンケートでも、いろんなアンケートとられていますけれども、いわゆる世論調査の中で、お年寄りに対する回答が老後の生活が非常に心配だというのがまず半分以上いる。貯蓄が十分でない。年金や保険が十分でない。いわゆる生命保険ですけども。こういうのに不安を持っている人が7割近くなるんです。こういうのが背景にあって、今回の医療法の改正があるということをひとつしっかりと全体的なものを踏まえなきゃいけないというふうに思います。

そのほかに、御存じのように、所得税から配偶者控除がなくなったり、あるいは老齢者控除が今年からなくなりました。公的年金の所得控除も減らされました。あげくの果てに、消費税の増税を考えていると政府は公言しているわけですけれども、定率減税も廃止されるということで、こういういわばお年寄りを取り巻く経済的な背景があるということをひとつしっかりととらえる必要があるということであります。

そういう中で、70歳以上の高齢者の負担をいわゆる1割から2割に、あるいは2割から3割にということがなされるということなんです。これについて、後期医療制度の創設に対して、元厚生労働省の老人保健局長だった人、これは今大阪大学の教授しているようですけれども、この人が後期高齢者という医療制度について、医療費がかさむ老齢者層、高齢者層、要するに医療費が年寄りは大変かかるわけです。いっぱい医者にかかっているし、いろんな病気持っている。そういうお年寄りをひとまとめにして、効率的な診療報酬によって、それらの者の総医療費を思い切って抑制することが新しい制度に隠された真のねらいだというふうに発言をしています。言葉を変えて言うと、うば捨て山と同じだというふうに痛烈に批判している。これは、厚生労働省の大幹部だった人なわけですけども、こういう人がもうこの制度の問題点を指摘をしているという問題点があるのであります。

高額医療費の定額部分についても、7万2,300円ですね。これ、払えないです、普通年寄りは。 人工透析についても、同じく食事が自己負担になるとか、何から何までも大変な状態がやられよう としているということがあるということをやっぱり市長はしっかりつかまえる必要があるんじゃな いかというふうに思います。

それで、法が採択されていないというふうな中で、自治体としての対応について聞かれても、今はお答えできないという答弁でした。それは、ある程度理解できますけれども、ぜひこうしたこと

の背景を理解した上で、さまざまな高齢者に対する救済の手を差し伸べていただきたい。もう少し たつとよりはっきりしますので、そういうことも踏まえた上での対応について私たちは注視をして いきたいというふうに思います。

それから、教育基本法についてですけれども、これまた採択されていないので、何とも言えないのでありますけれども、これは現と改正案とのこの比較をしてみるとよくわかるんです。文科省のホームページにその比較対照したやつのデータが載っていましたので、それを引っ張り出してみたんですけれども、実に鮮やかにその違いがわかります。その中で、教育の目標というのが新しく設定をされて、その目標には、整理すると20になるというふうに言っているようでありますけれども、五つの項目に分かれて目標を設定しています。確かに抽象的で、第1問でも言いましたように、何となく納得しちゃいそうなものがたくさんあるんです。ところが、具体的にそのものを目標として定めてしまうと、その次があるんです。そのためにはどうするかというのが必ず出てきます。

今、一番大きく問題になっているのがその愛国心の問題が国と郷土を愛するというくだりで一くくりされていますけれども、大きな問題、社会問題になっていて、国会でも取り上げられています。通信簿に、国を愛する心について3段階にランクづけをしなさいという通信簿をやっている教育委員会が全国でたくさんありました、調べてみたら。福岡とか埼玉とか千葉とか茨城とか滋賀とか、実にたくさんの府県でやられていたようでありますけれども、この山形県でも三川町でやっていたということがわかったんですけれども。要するに国を愛する心が強いか弱いか、あるいは何をもってそれを3段階でランクづけするのかということになると、これは困ったことになるわけです。さすがに文部科学省も、それは行き過ぎだと。あるいは首相も、こんなことはやるべきでないというふうに国会で言っちゃったもんですから、慌てて先取りしてやっていた自治体ではそれを取りやめするような方向に進んでいるようですけれども、このように物事が進んでいくというふうに私は思うんです。

国をどのように愛していくかというふうなことには、学校の先生だって判定のしようがないですよね、子供たちに対しては。そういうふうなことを20項目について全部やるというわけです。こういう、しかもそれを法律で決めちゃう、そこが今の教育基本法との大きな違いの一つなんです。そこんところをやっぱり皆さん方教育預かっているわけですので、しっかりと自戒した上で物事を進めていただきたいというふうに思います。

一般に現在の教育基本法は、国民全体に直接責任を負うというふうにうたっています。その意味は、これまで教育勅語やあるいはお国が言ったことだということで教育がやられたのに対して、戦後の教育の出発点は、そういう政府や行政機関のいわゆる代弁ではなくて、国民に直接責任を負うという意味は、どういう意味かといいますと、子供の学習する権利あるいは学ぶ権利に対して、子供、父母、国民に教師が直接責任を負うと。教育にかかわる者の良心と自主性に基づいて行うということなんだそうです。私教育者でないのでよくわかりませんけども。そういうふうに、要するに周囲の雑音に惑わされないで、子供の全人格的な発達を保障していくための手だてを教師はやるんだということで、国がこう言ったから、あるいはどこどこの政党がこう言ったからとかいうふうなものではなくて、あるいは国の将来役に立つ人材をつくるんだとかという、そういうことではなくて、子供自身が全人格的な発達を遂げていく保障をするんだということを言っています。

この教育基本法の問題については、実は国連が日本の教育に対して2回勧告やっているんですね。

どういうことかというと、日本の教育が非常に子供に対して高度に競争的で、教育制度のストレスによって発達障害にさらされていると。そういうことを懸念して、適切な措置をとるように勧告した、これが1998年です。2回目は、それが十分やられていない。2004年にやられています。そこでは、学校制度に過度に競争的な性格への改善が、勧告を行ったにもかかわらず十分なフォローが行われていない。日本政府の怠慢を指摘したというふうに、2回も勧告されているんです。これは、世界で日本の教育をどう見ているかと、現状を、いうふうに反映しているわけですけれども、これは今の教育基本法がどうのこうのではなくて、教育の実態がいわゆる教育基本法の精神を外れてしまって、企業の役に立つ人材育成とか、そういう方向に非常に集約化されてきているという点を指摘しているわけであります。

実は、日本の教育基本法が非常にすぐれているということを証明している例として、フィンランドの教育改革の問題がよく言われています。フィンランドでは、日本の教育基本法から学んで教育改革をやったというふうに言われています。9年間の無償の義務教育とか、人格の完成を目指していくとか、教育の目的です。あるいは、権力からの独立というような問題なども、きちんと学んで実施していると。詳しくは、今時間がないので言えませんけれども、実はこのフィンランドというのは、国際的な学力調査では連続世界一なんだそうです。その理由というか、その背景として、いわゆる競争主義、人をけ落としていくような競争主義ではなくて、おくれた子も進んだ子も、一緒に一緒のグループで学び合って、助け合って、それを先生が手助けをしてやっていくというふうなやり方をしているし、いわゆる教科書検定などというのも廃止をしている。しかも、眼目は、20人程度の少人数学級だというふうに言われています。こういう意味では、学ぶことが逆に外国の方が日本の教育基本法から学んでやっているという意味で、今度の法改正はその逆を行くような内容になっているんではないかということを私は懸念しているわけであります。

そこで、教育委員会にお尋ねしますけども、そういう高尚な議論とは別に、今、国の新しい法律案を先取りするような形で基本計画の検討を開始しているようであります。その中で、いろんな抽象的な表現が列記されておりますけれども、それについていろんな意見を求めるというようなやり方をしているようでありますけれども、振興計画、施策体系案ということで、検討委員会に付託した全体が非常に抽象的で何ですけれども、同時にさっき言ったように、医療の問題と同じように、市民の背景がどうなっているかということも、やっぱり考えてみる必要があるんです。

今、父母の所得の格差の拡大や、非常に深刻になっている実態が寒河江ではあるというふうに思います。要援助の子供が8年前の倍になっています。これは、やっぱり相当深刻な事態、子供を取り巻く状況としては、親の経済状況もあるということを示していると思います。こうしたことを踏まえて、この教育振興計画は作成する必要があるんじゃないかというふうに思います。そこら辺がどのように検討されるのか教えていただきたい。

それから、学力テスト今やっているようですけれども、全国統一学力テストではなくて、特定業者の学力テストのようで、全国的な比較とか、そういうのはしないというふうに言っていますけれども、ただ同一テストの学校比較あるいはクラス比較あるいは学年比較というようなことがやられているようですけれども、このねらいと意図についてもお聞かせいただきたい。

一方、少人数学級が非常に進んできて、寒河江でも定着をしつつあるというようなことでありますけれども、さらにこれを強力に推進していくための手だてについてもお聞かせをいただきたい。

時間がないので、そんなところで答弁をお願いしたいと思います。

- ○新宮征一議長 遠藤聖作議員。
- ○遠藤聖作議員 大きいテーマを二つも質問に入れたもんですから、どうしても長くなってしまいました。

質問者の経験不足、いわゆる1時間半のやつを1時間でやんなきゃいけないという、そういう経験不足からくるものでありまして、今後努力して直していきたいと思いますけれども。

市長、医療費、今回の医療法の改正案の背景にある問題が、非常に大きな問題がいわゆる高齢者の年収の問題があります。高い部分は、確かにいわゆる現役並みの問題は、それでいいのかもしれません。だけれども、国民年金の受給者は、今900万人いるというふうに言われています、国民年金だけの受給者というのは。その平均受給額は、月額4万6千円なんですね。50万そこそこしか年額もらっていない人が900万人いる。そういうのが背景にあるということが一つあります。

マスコミのアンケートでも、いろんなアンケートとられていますけれども、いわゆる世論調査の中で、お年寄りに対する回答が老後の生活が非常に心配だというのがまず半分以上いる。貯蓄が十分でない。年金や保険が十分でない。いわゆる生命保険ですけども。こういうのに不安を持っている人が7割近くなるんです。こういうのが背景にあって、今回の医療法の改正があるということをひとつしっかりと全体的なものを踏まえなきゃいけないというふうに思います。

そのほかに、御存じのように、所得税から配偶者控除がなくなったり、あるいは老齢者控除が今年からなくなりました。公的年金の所得控除も減らされました。あげくの果てに、消費税の増税を考えていると政府は公言しているわけですけれども、定率減税も廃止されるということで、こういういわばお年寄りを取り巻く経済的な背景があるということをひとつしっかりととらえる必要があるということであります。

そういう中で、70歳以上の高齢者の負担をいわゆる1割から2割に、あるいは2割から3割にということがなされるということなんです。これについて、後期医療制度の創設に対して、元厚生労働省の老人保健局長だった人、これは今大阪大学の教授しているようですけれども、この人が後期高齢者という医療制度について、医療費がかさむ老齢者層、高齢者層、要するに医療費が年寄りは大変かかるわけです。いっぱい医者にかかっているし、いろんな病気持っている。そういうお年寄りをひとまとめにして、効率的な診療報酬によって、それらの者の総医療費を思い切って抑制することが新しい制度に隠された真のねらいだというふうに発言をしています。言葉を変えて言うと、うば捨て山と同じだというふうに痛烈に批判している。これは、厚生労働省の大幹部だった人なわけですけども、こういう人がもうこの制度の問題点を指摘をしているという問題点があるのであります。

高額医療費の定額部分についても、7万2,300円ですね。これ、払えないです、普通年寄りは。 人工透析についても、同じく食事が自己負担になるとか、何から何までも大変な状態がやられよう としているということがあるということをやっぱり市長はしっかりつかまえる必要があるんじゃな いかというふうに思います。

それで、法が採択されていないというふうな中で、自治体としての対応について聞かれても、今 はお答えできないという答弁でした。それは、ある程度理解できますけれども、ぜひこうしたこと の背景を理解した上で、さまざまな高齢者に対する救済の手を差し伸べていただきたい。もう少し たつとよりはっきりしますので、そういうことも踏まえた上での対応について私たちは注視をして いきたいというふうに思います。

それから、教育基本法についてですけれども、これまた採択されていないので、何とも言えないのでありますけれども、これは現と改正案とのこの比較をしてみるとよくわかるんです。文科省のホームページにその比較対照したやつのデータが載っていましたので、それを引っ張り出してみたんですけれども、実に鮮やかにその違いがわかります。その中で、教育の目標というのが新しく設定をされて、その目標には、整理すると20になるというふうに言っているようでありますけれども、五つの項目に分かれて目標を設定しています。確かに抽象的で、第1問でも言いましたように、何となく納得しちゃいそうなものがたくさんあるんです。ところが、具体的にそのものを目標として定めてしまうと、その次があるんです。そのためにはどうするかというのが必ず出てきます。

今、一番大きく問題になっているのがその愛国心の問題が国と郷土を愛するというくだりで一くくりされていますけれども、大きな問題、社会問題になっていて、国会でも取り上げられています。通信簿に、国を愛する心について3段階にランクづけをしなさいという通信簿をやっている教育委員会が全国でたくさんありました、調べてみたら。福岡とか埼玉とか千葉とか茨城とか滋賀とか、実にたくさんの府県でやられていたようでありますけれども、この山形県でも三川町でやっていたということがわかったんですけれども。要するに国を愛する心が強いか弱いか、あるいは何をもってそれを3段階でランクづけするのかということになると、これは困ったことになるわけです。さすがに文部科学省も、それは行き過ぎだと。あるいは首相も、こんなことはやるべきでないというふうに国会で言っちゃったもんですから、慌てて先取りしてやっていた自治体ではそれを取りやめするような方向に進んでいるようですけれども、このように物事が進んでいくというふうに私は思うんです。

国をどのように愛していくかというふうなことには、学校の先生だって判定のしようがないですよね、子供たちに対しては。そういうふうなことを20項目について全部やるというわけです。こういう、しかもそれを法律で決めちゃう、そこが今の教育基本法との大きな違いの一つなんです。そこんところをやっぱり皆さん方教育預かっているわけですので、しっかりと自戒した上で物事を進めていただきたいというふうに思います。

一般に現在の教育基本法は、国民全体に直接責任を負うというふうにうたっています。その意味は、これまで教育勅語やあるいはお国が言ったことだということで教育がやられたのに対して、戦後の教育の出発点は、そういう政府や行政機関のいわゆる代弁ではなくて、国民に直接責任を負うという意味は、どういう意味かといいますと、子供の学習する権利あるいは学ぶ権利に対して、子供、父母、国民に教師が直接責任を負うと。教育にかかわる者の良心と自主性に基づいて行うということなんだそうです。私教育者でないのでよくわかりませんけども。そういうふうに、要するに周囲の雑音に惑わされないで、子供の全人格的な発達を保障していくための手だてを教師はやるんだということで、国がこう言ったから、あるいはどこどこの政党がこう言ったからとかいうふうなものではなくて、あるいは国の将来役に立つ人材をつくるんだとかという、そういうことではなくて、子供自身が全人格的な発達を遂げていく保障をするんだということを言っています。

この教育基本法の問題については、実は国連が日本の教育に対して2回勧告やっているんですね。

どういうことかというと、日本の教育が非常に子供に対して高度に競争的で、教育制度のストレスによって発達障害にさらされていると。そういうことを懸念して、適切な措置をとるように勧告した、これが1998年です。2回目は、それが十分やられていない。2004年にやられています。そこでは、学校制度に過度に競争的な性格への改善が、勧告を行ったにもかかわらず十分なフォローが行われていない。日本政府の怠慢を指摘したというふうに、2回も勧告されているんです。これは、世界で日本の教育をどう見ているかと、現状を、いうふうに反映しているわけですけれども、これは今の教育基本法がどうのこうのではなくて、教育の実態がいわゆる教育基本法の精神を外れてしまって、企業の役に立つ人材育成とか、そういう方向に非常に集約化されてきているという点を指摘しているわけであります。

実は、日本の教育基本法が非常にすぐれているということを証明している例として、フィンランドの教育改革の問題がよく言われています。フィンランドでは、日本の教育基本法から学んで教育改革をやったというふうに言われています。9年間の無償の義務教育とか、人格の完成を目指していくとか、教育の目的です。あるいは、権力からの独立というような問題なども、きちんと学んで実施していると。詳しくは、今時間がないので言えませんけれども、実はこのフィンランドというのは、国際的な学力調査では連続世界一なんだそうです。その理由というか、その背景として、いわゆる競争主義、人をけ落としていくような競争主義ではなくて、おくれた子も進んだ子も、一緒に一緒のグループで学び合って、助け合って、それを先生が手助けをしてやっていくというふうなやり方をしているし、いわゆる教科書検定などというのも廃止をしている。しかも、眼目は、20人程度の少人数学級だというふうに言われています。こういう意味では、学ぶことが逆に外国の方が日本の教育基本法から学んでやっているという意味で、今度の法改正はその逆を行くような内容になっているんではないかということを私は懸念しているわけであります。

そこで、教育委員会にお尋ねしますけども、そういう高尚な議論とは別に、今、国の新しい法律案を先取りするような形で基本計画の検討を開始しているようであります。その中で、いろんな抽象的な表現が列記されておりますけれども、それについていろんな意見を求めるというようなやり方をしているようでありますけれども、振興計画、施策体系案ということで、検討委員会に付託した全体が非常に抽象的で何ですけれども、同時にさっき言ったように、医療の問題と同じように、市民の背景がどうなっているかということも、やっぱり考えてみる必要があるんです。

今、父母の所得の格差の拡大や、非常に深刻になっている実態が寒河江ではあるというふうに思います。要援助の子供が8年前の倍になっています。これは、やっぱり相当深刻な事態、子供を取り巻く状況としては、親の経済状況もあるということを示していると思います。こうしたことを踏まえて、この教育振興計画は作成する必要があるんじゃないかというふうに思います。そこら辺がどのように検討されるのか教えていただきたい。

それから、学力テスト今やっているようですけれども、全国統一学力テストではなくて、特定業者の学力テストのようで、全国的な比較とか、そういうのはしないというふうに言っていますけれども、ただ同一テストの学校比較あるいはクラス比較あるいは学年比較というようなことがやられているようですけれども、このねらいと意図についてもお聞かせいただきたい。

一方、少人数学級が非常に進んできて、寒河江でも定着をしつつあるというようなことでありますけれども、さらにこれを強力に推進していくための手だてについてもお聞かせをいただきたい。

時間がないので、そんなところで答弁をお願いしたいと思います。

- ○新宮征一議長 佐藤市長。
- ○佐藤誠六市長 全体像を見て対応をしなくちゃならないという、全くのことだろうと思っておりますが、今超高齢化社会でございまして、20年後ですか、あたりにはピークに達すると、高齢化人口が。そういう中で、年金改革も行われておりますし、いろいろな......
- ○新宮征一議長 残り時間あと5分です。
- ○佐藤誠六市長 構造改革の中での医療改革も立て、あるいは税制改革も行われておるわけでございまして、社会奉仕制度の財源問題ということも出てきておるわけでございまして、ですからこそ、 先ほども話がございましたように、今年の10月からは70歳以上で520万の人というものは、現行の 2割の窓口負担というようなことになるわけでございますし、70から75歳の人も、20年4月からは 2割に上がるというような実態があるわけでございまして、いわゆる高齢者の方々には負担を強い るような制度というものが目につくことは確かだろうと、このように思っております。

ですからこそ、この負担する可能なものはそれとしましても、収入の少ない低所得者についての配慮というようなものは、やっぱり考えてもらわなくちゃなりませんし、国におきましてもそれはやっておるというふうに一応見られるのだろうと、このように思っておりますが。そういう中で特にこの後期高齢者の問題が出てくるわけでございますし、平成20年からスタートするというようになっておるわけでございますが、それらに対応していろいろ全国の市長会なりあるいは地方6団体におきましても、国、県、市町村挙げてそれに対策が講ぜられるようなということを取り組みをし、国に対しても物を申しておるわけでございますので、市といたしましても、そういう国の動きなりというものを注視しながら、国に対して要請、物申すというようなことをしておいて、国においても十分これを取り上げて審議されるようにと、このように思っておるところでございます。

- ○新宮征一議長 教育長。
- ○芳賀友幸教育長 お答えいたします。

ただいま第2問でいただいた質問項目については、あらかじめいただいた要旨の中に、質問事項の中に直接的に入っていなかったんでないかなと思いますので、御了承いただきたいと思います。

### 散 会 午後零時09分

○新宮征一議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでした。

議議議議議議議議議議議議議議議

# 平成18年6月16日(金曜日)第2回定例会

〇出席議員(21名)																
	1番 新		沂	宮 征		_	議員			2番	<b>佐</b>		藤		*	殺
	3番 鴨		田	俊	廣	議員			4番	朴	某	津	博	-	±	
	5番 木		村	寿	太郎	議員		(	6番	木	公	田		Ē	孝	
	7番 猪		倉	謙	太郎	議員		:	8番	7	5	Ш	忠	į	莨	
	9番 鈴		木	賢	也	議員			3番		· 生 元	木	春		吉	
	11番		· 白	倉	信	_	議員			2番		<u>.</u>	橋	勝		文
	13番		·· <b>5</b>	橋			議員			_ 4番		±	藤	良	_	_
	15番 佐		_	藤			議員			6番	-		越	孝	<u> </u>	男
	17番 内			藤	23	, 明	議員			8番		.,  ß	須	,		念
19番		佐			竹 敬 一		議員		20番		遠		藤	聖		乍
	2.1番 伊			藤	忠	男	議員		_	- ш	^	_	13-3K	_	'	'
		 (なし	,)													
○欠席議員(なし) ○説明のため出席した者の職氏名																
佐	藤	)出, 誠	六	市	740 F C		툿		荒	木		恒	助			役
-	<b>孫子</b>	勝	_	収	)		没		大	谷	昭	男		育	委 員	
蝉	Ш	幸	Вħ	選	挙管理	委員会	<b>?</b>		佐	藤	勝	羊	##:	坐禾皂	=	∆ E
奥	Щ	<del>*</del>	助	委			Ę		江	瘀	防	義	辰	業委員	킨 ᄍ 2	スマ
那	須	義	行		総務課	. ,	=		片	桐	久	志	絵	合政	策訓	果長
775		320	1 3	選挙管理委員会事務局長					, ,	11.3	) (					
秋 場		元		総 合 政 策 課 財 務 室 長					菅	野	英	行	総合政策課行財政 改革推進室長			
				総合政策課企業			<u> </u>						L	X <del>11</del> 1 E .	医垩顶	ζ.
尾	形	清	_		I 政策 Z地推注				Ξ	瓶	正	博	税	務	課	長
有	Ш	洋	_			 活課·	툿		浦	Щ	邦	憲	建	設	課	長
ŧń	<b>△</b>	7夕	+	3	建 設	課			犬	餇		<del>1</del> 7	花	緑・七	tt6	ぎ
柏	倉	隆	夫	都市整備室長			;					好		推進		
佐	藤	••	昭		水道		<b>長</b> -			系子	政	_	農	林	課	長
兼	子	善	男			光課			斎	藤	健	_		康福		
鈴	木っ	英白	雄	会			<b></b>		荒	川 20	貴	久去		道事		
兼	子	良	_	/内	1元 寻	■ 務 -	支		芳	賀	友	幸		育 全校教		
熊	谷	英	昭	学	校教	育課	툿		菊	地	宏	哉		-1X3 導推:		
エ	藤	恒	雄			スポーツ	l		安	系子	雅	美	監	查	委	員
				监		課長	<u> </u>				••					
宇野		健	雄	事					清	野	健		農 業 委 員 会 事 務 局 長			
○事務局	言語に	11日	老者	77	avi	י–י ט	•						7	- 1) I	-J 1X	•
の手がた	間	~ 44/1	康	車	圣々	局 -	=		<del>, , ,</del>	፟	俊	博	局	=	<b>2</b> ±	/+-
,,,,	B		烬	事	務		₹		女	食	12	177	/01	長	補	佐

議事日程第5号 第2回定例会

平成18年6月16日(金) 午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する条例)
  - " 2 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改 正する条例)
  - " 3 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市農村地域工業等導入地区固 定資産税課税免除条例の一部を改正する条例)
  - # 4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市立病院使用料及び手数料条 例等の一部を改正する条例)
  - " 5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度寒河江市一般会計補正 予算(第1号))
  - " 6 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度寒河江市老人保健特別 会計補正予算(第1号))

  - " 8 議第44号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
  - ッ 9 議第45号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結に ついて
  - # 10 議第46号 市道路線の認定について
  - # 11 請願第1号 高金利引き下げに関する意見書の提出を求める請願
  - " 12 請願第2号 消費者金融等の金利引き下げを求める請願
  - 13 請願第3号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書提出の請願
  - 〃 14 請願第4号 教育基本法「改正」案に関わる意見書の提出を求める請願
  - \* 15 委員会審査の経過並びに結果報告
    - (1)総務委員長報告
    - (2) 文教厚生委員長報告
    - (3)建設経済委員長報告
  - " 16 質疑、討論、採決
  - " 17 議会案第3号 高金利引き下げに関する意見書の提出について
  - " 18 議会案第4号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意 見書の提出について
  - **" 19 議案説明**
  - # 20 委員会付託
  - " 21 質疑、討論、採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

# 再 開 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### 議会運営委員長報告

○新宮征一議長 ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。髙橋議会運営 委員長。

[ 髙橋秀治議会運営委員長 登壇]

○髙橋秀治議会運営委員長 おはようございます。

会議運営について、本日午前9時から議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果について御報告申しあげます。

初めに、本日追加されます議案について申しあげます。追加議案は、議会案第3号高金利引き下げに関する意見書の提出について、議会案第4号「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書の提出についての2件であります。

追加議案の取り扱いについては、最初に議会案第3号、議会案第4号を上程し、提案理由の説明 及び委員会付託を省略し、質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○新宮征一議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

### 議案上程

○新宮征一議長 日程第1、承認第2号から日程第14、請願第4号までの14案件を一括議題といたします。

# 委員会審査の経過並びに結果報告

○新宮征一議長 日程第15、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

#### 総務委員長報告

○新宮征一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。6番松田総務委員長。

〔松田 孝総務委員長 登壇〕

○松田 孝総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、6月14日午前9時30分から、市議会第2会議室において、委員7名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、承認第2号、承認第3号、承認第4号及び承認第6号の4案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、関連がありますので、承認第2号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する条例)と承認第3号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

承認第2号の主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、今回の税制改正は、住宅耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置など多岐にわたり改正されているが、市民への周知の方法をどのように行うのか。また、周知について市民の方が手軽に検索できる市のホームページを活用することについての問いがあり、当局から、今議会終了後、市報などへ掲載するほか、市のホームページによる周知については検討してまいりますとの答弁がなされました。

承認第2号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採 決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

承認第3号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第4号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市農村地域工業等導入地区固定 資産税課税免除条例の一部を改正する条例)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。 質疑の内容を申しあげます。

委員より、工業団地拡張の計画区域について分譲なった場合の課税免除の取り扱いについての問いがあり、当局より、拡張区域が寒河江中央工業団地地域に指定されれば課税免除となりますとの答弁がなされました。

承認第4号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第6号専決処分の承認を求めることについて(平成18年度寒河江市一般会計補正予算(第1号))を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

#### 文教厚生委員長報告

- ○新宮征一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。10番荒木文教厚生委員長。
  - 〔荒木春吉文教厚生委員長 登壇〕
- ○荒木春吉文教厚生委員長 おはようございます。

文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、6月14日午前9時30分から、市議会第4会議室において、委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託なりました案件は、承認第5号、承認第7号、議第43号、議第44号、請願第1号、 請願第2号、請願第4号の7案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、承認第5号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市立病院使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、承認第5号は多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第7号専決処分の承認を求めることについて(平成18年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号))を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、承認第7号は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第43号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第43号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第44号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、 質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、所得割を上げて資産割を下げた理由は何かとの問いがあり、当局より、資産を持っていても直接収益につながるものではないための配慮から資産割を減額し、所得割を増額したところですとの答弁がありました。

委員より、調定見込額で17年度、18年度は同じような総額だが、19年度においても場合によっては改正が考えられるかとの問いがあり、当局より、医療費の動向や今後の医療制度の改正などから国保会計だけで論じられるものではなく、いつ改正することになるかは申しあげられませんとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第44号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号高金利引き下げに関する意見書の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申しあげます。

委員より、趣旨には賛成だが、金利を下げたために借りられない人が出るなど新たな問題が生じる可能性もあるとの意見がありました。

委員より、高金利に苦しんでいる人が大勢いることを考えれば賛成ですとの意見がありました。 ほかに質疑、御報告するほどの意見等もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、請願 第1号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号消費者金融等の金利引き下げを求める請願を議題とし、担当書記による請願書 朗読の後、審査に入りましたが、質疑もなく、討論を省略して採決の結果、請願第2号は全会一致 をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号教育基本法「改正」案に関する意見書の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申しあげます。

委員より、この請願は時代の要請にこたえていないようなので反対ですとの意見がありました。

委員より、請願事項5項目にのっとって国において審議するよう請願することは賛成ですとの意見がありました。

ほかに質疑、御報告するほどの意見等もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、請願 第4号は賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

#### 建設経済委員長報告

○新宮征一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。 9 番鈴木建設経済委員長。

〔鈴木賢也建設経済委員長 登壇〕

○鈴木賢也建設経済委員長 おはようございます。

建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、6月14日午前9時30分から、議会図書室において、委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第45号、議第46号、請願第3号の3案件であります。

一たん休憩し、市道路線の認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し、審査に入りました。 順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第45号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、平成23年度までの総工事費は幾らぐらいかとの問いがあり、当局より、総事業費で16億3,100万円を計画しておりますとの答弁がありました。

委員より、随意契約に伴う金額の妥当性についてどのようにチェックしているのかとの問いがあり、当局より、日本下水道事業団は下水道事業団法による唯一の地方共同法人として地方公共団体からの依頼を受け、その事業について事業団で入札し、工事を行い、最終的にはその精査した金額を議会に報告することになります。また、事業団の行う設計業務や工事内容については、すべて会計検査の対象になっておりますとの答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第45号についてはほかに御報告するほどの質疑 もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきも のと決しました。

次に、議第46号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。 主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、市道認定の基準については、後で問題にならないように幅員の基準とか将来何メートルに拡幅するとかの基準が必要ではないかとの問いがあり、当局より、市道認定の法的な基準はありませんが、幅員については完成断面6メートルを原則としておりますが、土地区画整理事業とか市の開発事業に基づいて協議をし、完成後、市に帰属するような道路、国道、県道、市道とアクセスするような路線、経済または防災上など地域住民がどうしても必要とする路線など、それらを総合的に検討して認定しているということですとの答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第46号についてはほかに御報告するほどの質疑 もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきも のと決しました。

次に、請願第3号「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書

提出の請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。 以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

#### 質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第16、これより質疑、討論、採決に入ります。

承認第2号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、承認第2号は承認することに決しました。

承認第3号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第3号は承認することに決しました。

承認第4号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 賛成者举手]

挙手全員であります。

よって、承認第4号は承認することに決しました。

承認第5号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 替成者举手〕

挙手多数であります。

よって、承認第5号は承認することに決しました。

承認第6号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第6号は承認することに決しました。

承認第7号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第7号は承認することに決しました。

議第43号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

議第44号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

議第45号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

議第46号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

請願第1号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者举手〕

挙手全員であります。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

請願第2号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

請願第3号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第3号は採択することに決しました。

請願第4号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第4号は不採択とすることに決しました。

# 議会案上程

○新宮征一議長 日程第17、議会案第3号及び日程第18、議会案第4号の2案件を一括議題といたします。

#### 議案説明

○新宮征一議長 日程第19、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第3号及び議会案第4号の2案件については、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

### 委員会付託

○新宮征一議長 日程第20、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第3号及び議会案第4号の2案件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

### 質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第21、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

議会案第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第4号は原案のとおり可決されました。

### 閉 会 午前10時01分

○新宮征一議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。これにて平成18年第2回定例会を 閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 新宮征 一

会議録署名議員 鴨田俊 廣

同 上 遠 藤 聖 作